

(第二類 第六号)

(五二四)

第七十五回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 十 八 号

昭和五十年六月二十六日(木曜日)
午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 久保田四次君

理事 河野 洋平君 理事 塩崎 潤君
理事 西岡 武夫君 理事 藤波 孝生君
理事 三塚 博君 理事 木島喜兵衛君
理事 嶋崎 讓君 理事 山原健二郎君

上田 茂行君 臼井 莊一君
小沢 一郎君 久野 忠治君
高橋 千寿君 床次 徳二君
嶋崎 進君 西村 英一君
羽田 孜君 羽生田 進君
葉梨 信行君 深谷 隆司君
増岡 博之君 三原 朝雄君
森 喜朗君 綿貫 民輔君
小林 信一君 辻原 弘市君
長谷川正三君 平林 剛君
山口 鶴男君 栗田 翠君
有島 重武君 高橋 繁君
安里積千代君 受田 新吉君

出席國務大臣

文部 大臣 永井 道雄君

出席政府委員

文部政務次官 山崎平八郎君
文部大臣官房長 清水 成之君
文部省初等中等 安嶋 彌君
教育局長 井内慶次郎君
文部省大学局長 今村 武俊君
文部省管理局長

委員外の出席者

議員 河野 洋平君
議員 塩崎 潤君
議員 西岡 武夫君
議員 藤波 孝生君
議員 三塚 博君

衆議院法制局第 大竹 清一君
一部局長
文教委員会調査 石田 幸男君
室長

委員の異動

六月二十四日

上田 茂行君
羽生田 進君

同日

内田 常雄君
粕谷 茂君

同日

安里積千代君
受田 新吉君

同日

久野 忠治君
高見 三郎君
床次 徳二君
西村 英一君
羽生田 進君
深谷 隆司君
山崎 拓君
安里積千代君

同日

小沢 一郎君
高橋 千寿君
羽田 孜君

同日

久野 忠治君
西村 英一君
高見 三郎君

同日

久野 忠治君
西村 英一君
高見 三郎君

補欠選任

粕谷 茂君

内田 常雄君

補欠選任

羽生田 進君

上田 茂行君

補欠選任

受田 新吉君

補欠選任

安里積千代君

補欠選任

小沢 一郎君

羽田 孜君

増岡 博之君

高橋 千寿君

綿貫 民輔君

三原 朝雄君

葉梨 信行君

受田 新吉君

葉梨 信行君 山崎 拓君
増岡 博之君 床次 徳二君
三原 朝雄君 羽生田 進君
綿貫 民輔君 深谷 隆司君
受田 新吉君 安里積千代君

六月二十五日

私立学校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出、
衆法第三六号)
同月二十六日

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、
社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に
関する法律案(橋本龍太郎君外二十三名提出、
衆法第三七号)
同月十九日

学校教育の充実に関する請願(野間友一君紹介)
(第三七五九号)
同(中川利三郎君紹介)(第三八九六号)
国立大学の学費値上げ反対等に関する請願(辻
原弘市君紹介)(第三七九〇号)

過疎地域の私立高等学校助成に関する請願外一
件(木島喜兵衛君紹介)(第三七九一号)
私学助成に関する請願(辻原弘市君紹介)(第三
七九二号)

学校図書館法の一部改正に関する請願(加藤清
二君紹介)(第三八六五号)
公立学校女子事務職員の産休補助職員確保に関
する請願(川俣健二郎君紹介)(第三八六六号)
東京教育大学農学部移転に伴う跡地利用に関す
る請願(長谷川正三君紹介)(第三八六七号)
同月二十三日

私立医科大学の入学時寄付金制度廃止等に関す
る請願(細谷治嘉君紹介)(第三九一七号)
大学院生、研究生の生活条件及び教育・研究条

件改善等に関する請願(安里積千代君紹介)(第
三九四二号)
国立大学の学費値上げ反対等に関する請願(勝
間田清一君紹介)(第三九四三号)
同(斎藤正男君紹介)(第三九四四号)
女子教職員の育児休業法制定に関する請願外四
件(山口鶴男君紹介)(第三九四五号)
同(安里積千代君紹介)(第四〇三四号)
同(有島重武君紹介)(第四〇六〇号)
同(有島重武君紹介)(第四〇五九号)
勤労学生のための大学夜間部廃止反対等に関す
る請願(有島重武君紹介)(第四〇五九号)
同月二十五日

女子教職員の育児休業法制定に関する請願(木
島喜兵衛君紹介)(第四一三〇号)
同(辻原弘市君紹介)(第四一三二号)
同外一件(長谷川正三君紹介)(第四一三三三号)
同外二件(山口鶴男君紹介)(第四一三三三三号)
同外一件(有島重武君紹介)(第四一三三三三号)
過疎地域の私立高等学校助成に関する請願(米
田東吾君紹介)(第四一三四号)
国立大学の学費値上げ反対等に関する請願(辻
原弘市君紹介)(第四一三五号)
私学助成に関する請願(寺前巖君紹介)(第四二
一五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

学校教育法の一部を改正する法律案起草の件
私立学校法等の一部を改正する法律案起草の件
私立学校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出、
衆法第三六号)

○久保田委員長 これより会議を開きます。

第一類第六号

文教委員会議録第十八号 昭和五十年六月二十六日

文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

学校教育法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、かねてより各党間において御協議願っていたのでありますが、先刻の理事会において協議が調い、お手元に配付いたしましたような起草案を作成した次第であります。

学校教育法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○久保田委員長 本起草案の趣旨及び内容につきまして、便宜委員長から簡単に御説明申し上げます。

現在の各種学校は、主として職業その他実生活に必要な知識、技術を習得させる教育機関として大きな役割りを果たしており、また、中学校または高等学校卒業後の青年のための教育機関として重要な地位を占めているものであります。

しかしながら、現行の各種学校制度は、その対象、内容、規模等においてきわめて多様なものを、学校教育に類する教育を行うものというところで、一括して簡略に取り扱っており、制度上きわめて不備であります。

よって、この際、当該教育を行うもののうち、所定の組織的な教育を行う施設を対象として、学校教育法中に新たに専修学校制度を設けようとするものであります。

その内容の第一は、第一条に掲げる学校以外のもの、職業もしくは実生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的として所定の組織的な教育を行う施設は、これを専修学校とし、他の法律に特別の規定があるもの及び外国人学校は除くこととしております。なお、従来の各種学校の制度は、そのまま存続するものとしております。

第二は、専修学校には、高等課程、専門課程ま

たは一般課程を置くこととしております。

第三は、専修学校の名称、設置等の認可、設置者等に関する規定を整備することとしております。

第四は、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとし、この法律施行の際現に存する各種学校で専修学校の教育を行おうとするものは、その課程の設置認可を受けることにより、専修学校となることができることとしております。

以上が本起草案の趣旨及び内容であります。本起草案につきまして別に発言もないようでありますので、この際、お諮りいたします。

学校教育法の一部を改正する法律案起草の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

○久保田委員長 次に、私立学校法等の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、かねてより各党間において御協議願っていたのでありますが、先刻の理事会において協議が調い、お手元に配付いたしましたような起草案を作成した次第であります。

私立学校法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○久保田委員長 本起草案の趣旨及び内容につきまして、便宜委員長から簡単に御説明申し上げます。

わが国の私立幼稚園は、昭和四十九年度において、幼稚園総数の六〇％を占めており、わが国の

幼稚園教育の普及発展に重要な貢献をしております。この私立幼稚園のうち、六二％は学校法人以外の個人または宗教法人等によって設置された幼稚園であります。これらの中には、施設、設備を初め、教員組織等の教育条件が十分でないものがあり、一般に財政事情が苦しいために父兄負担が過重になる傾向があります。一方、現行法のたてまえは、公の助成は学校法人立のものに限られております。

そこでこの際、学校法人以外の者によって設置された私立幼稚園の健全な発達を図るため、これについても公費による助成措置を講ずることができるとし、あわせて、その学校法人化を促進する必要があります。

次に、本案の内容について申し上げます。

その第一は、国または地方公共団体の助成対象となる学校法人のうちには、当分の間、学校法人立以外の私立幼稚園等の設置者を含むものとし、さらに、補助金を受ける私立幼稚園等の設置者は、補助金を受けた翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該学校が学校法人になるように措置しなければならないこととしております。

第二は、日本私学振興財団の貸し付け等の対象に、当分の間、学校法人及び民法第三十四条の法人以外の私立幼稚園等の設置者を加えることとしております。

最後に、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとしております。

以上が本起草案の趣旨及び内容であります。本起草案につきましては別に発言もないようでありますので、この際、お諮りいたします。

私立学校法等の一部を改正する法律案起草の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

この際、ただいま委員会提出として決定いたしました両案について、永井文部大臣より発言を求められておりますので、これを許します。永井文部大臣。

○永井文部大臣 専修学校につきましては、この法律の趣旨を踏まえ、新しく設けられます専修学校の教育の振興に努める所存でございます。

私立幼稚園の教育の振興につきましても、この法律の趣旨を踏まえ、格段の努力を怠りません所存であります。

なお、学校法人化の促進につきましては、法律の趣旨に沿い、また設置者の誠意に期待し、適切な措置を講じてその促進を図る所存であります。

また、国公立幼稚園の適正配置につきましても十分配慮し、その実現について指導してまいります所存でございます。

○久保田委員長 なお、両法律案の提出手続等につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○久保田委員長 次に、藤波孝生君外四名提出、私立学校振興助成法案を議題といたします。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。塩崎潤君。

私立学校振興助成法案

〔本号末尾に掲載〕

○塩崎議員 ただいま議題となりました私立学校振興助成法案について、その提案理由及び内容の

概要を御説明申し上げます。

周知のように昭和三十年代の後半から、わが国の高度経済成長に伴って学校教育に対する国民の需要は急激に増大してきましたが、その需要の大部分の充足は、私立学校の教育に依存してまいりました。その結果として、たとえば、昭和四十九年度においては大学の学生数の七九%、幼稚園の幼児数の七六%は私立学校に依存しており、高等学校ですら三二%という高い数字を示すようになったのであります。

このような学校教育における私立学校依存の傾向にもかかわらず、また、昭和四十五年度から予算補助という形態で始めた国及び地方の経常費補助を毎年充実にいったにもかかわらず、国の私立学校に対する財政援助のあり方等についての考え方は必ずしも確定せず、また、年々悪化していく私学財政の危機が果たして切り抜けられるかどうか、常に危ぶまれてきました。特に、最近における人件費の高騰と石油危機以降の物価の急上昇は、私立学校の経営に対して大きな打撃を与え、深刻な危機に直面させているのであります。これに対して私立学校は主として授業料その他の学校納付金の大幅引き上げと収容人員の増加等によって対処してきたのでありますが、このことは、反面、国、公立の学校に比べて父兄の学費負担を一層過重ならしめるとともに、私立学校の個性ある教育という理想を損なうのみならず、教育水準の一層の低下を招くこととなっているのであります。

このような私立学校の当面している危機的状態に対処するためには、まず第一にこれまでの予算補助の形態から一歩を進めて国民の明確なコンセンサスともいべき法律の形態で私立学校振興助成についての国の基本的姿勢と財政援助の基本的方向を宣明するとともに、私立学校も国の財政援助についての法的保障のもとに経営の安定の努力を払えることにすることが必要であります。

次に、以上のような国の財政援助についての法的保障の創設に伴い補助金の執行の適正化をさらに図るとともに、国民の税金が真に有効に使用されることを担保するための措置をこの際採用することが必要であります。

以上が本法律案を御提案申し上げる必要の理由であります。

次に、本法律案の主な内容について申し上げます。

第一は、国が私立の大学及び高等専門学校の教育研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができることとしている点であります。このことは、私立学校の全経費の七〇%以上を占めるといわれる経常的経費を取り上げて私立学校の特殊性を考慮して、二分の一という補助の目標を念頭に置きながらも、現下の苦しい国の財政事情を考慮して二分の一以内という裁量権を国に与えたものであります。

なお、経常的経費の範囲については、恣意的要素を排除して客観的に政令で規定することとしております。

第二は、都道府県が、私立の高等学校、小・中学校、盲・聾・養護学校及び幼稚園の教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところによりその一部を補助することができることとしております。

御承知のように、高等学校以下の教育については、古くから都道府県の固有事務として地方自治の原則にゆだねられる一方、昭和四十五年度から国の私立大学等に対する財政援助に準じて助成が行われてきましたが、都道府県間のアンバランスと最近における地方財政の困難から来る財政援助の不十分さに対しては、もはや放置することができず国は都道府県に対して補助することにより、これを除去しようとするものであります。

なお、国の場合と異なり、都道府県の補助の割合を明示していないのは、財政に関する地方自治の原則を尊重するとともに、現に国が私立大学等に対して行うと同様の補助が法律の規定がなくとも行われている事実があるからであります。

第三は、この国の財政援助の有効性を担保するための各種の措置であります。まず、私立大学等の経常的経費に係る補助金について、その減額及び不交付に関する規定を設けることとしております。

これは、健全な私学の経営、教育研究の向上を図る観点から、日本私学振興財団法等の施行の経験に基づき、適正な補助金の執行を図るとともに、補助金の減額、不交付の理由を法律上明確にすることとしたものであります。

次は、文部大臣は、昭和五十六年三月三十一日までの間、特に必要があると認める場合を除き、私立大学、学部等の設置及び収容定員の増加を認可しないものとしております。このことは、国の財政援助の法的保障の創設に伴い当面は、私立大学は個性ある教育という私学の理想を高く掲げて量的拡大よりも質的向上を図ることが適切であり、また私立大学の一方の意思によって財政負担が無制限に膨張することを避けようとするものであります。

第四は、その他、関係法律について所要の規定を整備することとしております。

第五は、この法律は、昭和五十一年四月一日から施行することとしております。

以上が、本法律案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

久保田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時二分休憩

午後四時二十八分開議

久保田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤波孝生君外四名提出、私立学校振興助成法案を議題といたします。

塩崎議員 午前中にこの法律案の提案理由を御説明させていただきましたが、なお若干の問題につきまして補足説明をさせていただきます。

委員の皆様方が最も疑問に思われるのは、昨年の五月十四日に私の本当に私案といたしまして、私立学校振興助成法案を新聞にすっぱ抜かれたわけでございますが、そのときの案と現在の提案されておりますところの法案の案とが大変変わっております。これはなぜかという点であるかと思うのでございます。その点につきまして若干の御説明を申し上げます。

つまり、二つばかり疑問がございます。一つは、国が私立学校等に対して補助をする場合に、二分の一という補助義務を昨年の五月の案では課しておりましたけれども、今回の案では二分の一以内の補助をする裁量権限を国に与えておることとでございます。それから第二点は、午前中にも御説明申し上げましたが、四十九年の五月十四日の案では、地方団体に對して二つの補助義務を負わせ、それに対して国がその半分を補助する義務を負う、こんな構成になっていたのでございます。しかし、現在の案ではもうごらんのとおり、地方団体に對しては補助義務は全く書いてございませぬ。提案理由で御説明申し上げましたように、それは当然地方団体の固有事務として補助することができるとしてございませぬ。したがって、その補助義務の規定あるいは補助する権限、裁量権をあらわすこともやめまして、もういきなり、地方団体が補助する場合に国は其の一部を補助することができるといふふうに、国の補助についての裁量権限を規定しているわけでございます。当然のことでございますが、地方団体も私立の高等学校以下に對して補助割合については全く規定がない点は、当初の案とも全く異なり、今回の案でも私立大学に對する国の補助とも違つた規定になつておるわけでございます。

この二つの点がなぜこんなに大幅に変わったのか、こういう点がいつも御疑問になってきているのではないかと申すわけでございます。それは言うまでもなく、財政上の理由でございます。(発言する者あり)

ゆづり ひとつ静かに聞いていただきたい。私も、こういった点は全く財政上の理由として当然理由ありと、最近そのように態度を徹底するようになったわけでございます。御承知のように、これは経常費の範囲についていろいろ問題がございます。しかし、いまの経常費を繰り引きしますれば、私立大学等についても、五十年の経常費は約五千億と見込まれるわけでございます。そして私立の高等学校以下につきましても、大体経常費は期せずして五千億、こんなふうな計算になるようにでございます。そういったしますと、私立の大学等につきましては御承知のように、五十年の予算におきましては千七億円の経常費の補助が計上されているわけでございます。五千億に對しましては当然半分に到達しておりませんところの、ちょうど大体二〇%の補助割合になるわけでございますが、当然二分の一の補助義務を負わせますと、二千五百億円と千七億円の差額の千四百九十三億円の財政支出が国に對しまして義務を負わされるわけでございます。千四百九十三億円が相当膨大な金額であることは言うまでもございません。こういうことによつて初めて経常費に對しまして半分の補助割合になるわけでございます。

おります金額は幾らかと申しますと、これまた御承知のように、国庫の補助額はわずか八十億円でございまして、都道府県が地方財政の交付税の計算上において見積もられたところの補助予想額でございます。現実の地方団体の予算計上額はまだまだ足りておりません。六百五十八億円と見込まれておるわけでございまして、そういったしますと、私の当初の案の補助所要額の二千五百億円に比べまして、現実に五十年に予想されておりますところの国及び都道府県の補助予想額は七百三十八億円でございます。そういったしますと、二千五百億円マイナス七百三十八億円イコール千七百六十二億円の予算負担、財政負担を私立の高等学校以下に對しましては国と地方公共団体が負わなければならないことになるわけでございます。そういったしますと、昨年の私の案によりまして、私立大学等におきまして千四百九十三億円、私立の高等学校以下に對しまして千七百六十二億円、合計三千二百五十五億円の財政負担を負わなければならないという計算になるわけでございます。もう御承知のように、皆様方にこの金額がどんな金額であるかは申し上げるまでもないことでございます。

また、去年に比しましてことしの財政事情は大変窮乏していることは御存じのとおりでございます。四十九年度で七千六百八十六億円の赤字決算額を生じたわけでございます。五十年の財政予算においても、四十九年度の土台が下がっただけで大蔵大臣の発表では九千億円の赤字が予想される。これに経済事情等を加味いたしますれば、まだまだわからないけれども、恐らく相当な赤字が予想される現状であるから、このような財政現状を考えると、昨年考えましたところの私の、私学振興助成についての基本的な国及び地方団体に對して補助義務を課すということ、しかもそれを二分の一で固定するということは大変な影響を来たすわけでございます。私はどうしても考えなければならぬ大きな要素であると反省、自棄、自戒いたしましたわけでございます。

さらにまた、この私学問題じゃなくして全般といたしまして、財政硬直化の心配が大変ふえてまいりました。その硬直化にもいろいろな要素がございますけれども、硬直化の最大の要素は、法律をつくることによって、あるいは各官庁が種々の経済計画、財政計画を立てることによって、将来に對しまして当然増として予算に對しまして負担を課することが硬直化の最大原因だと言われているわけでございます。

これにはいろいろな見方がございましてけれども、いままでの伝統的な見方によりまして、私が考えておりましたところの、行政によりましてこの私学振興助成法では大きな財政硬直化の原因になると非難されてきたこともあるわけでございます。このようなことを考えてみまして、私もいろいろ考えました。このような財源を生み出すためにはいろいろと財政全般の見地から、さらにまた教育財政の中のウェートの置き方もひとつ再検討することによって、このような財政余裕を生み出すことができないかどうか。

それから第二は、この私どもの計画は、いまの三千二百五十五億円をいきなり当年度、五十一年度で償還するものではございません。五年間で五分の一ずつ均等分いたしまして実現する経過規定を置いておりましたが、五年間でも無理であるとは、ひとつこのような財政上のゆとりを何らかの形で生み出すことはできないかということも検討したわけでございます。しかし、いまの経済事情のもとで、これに對処するところの確たる見通しを持つ財政計画がなかなか容易ではない、私が考えまして、大方の御納得を得るだけの時間も大変少ないわけで、こんなことを考えまして、私もひとつ涙をのんで、先ほど御説明申し上げました二分の一以内の裁量権限、これを私立大学の補助に對して規定することにいたしました。地方の私立の高等学校以下につきましては、地方団体に對しましては地方自治のたてまえから二分の一というような拘束は置かない、しかし国が二分の一以内というようなことが一つの基礎になりますれば、

現行においても、四十五年度から予算補助で始まりました私立大学に對するところの補助に準じて、交付税計算、地方財政計画の計算ではやはり同じような計算方式がとられております事実から見て、善意で地方団体も国の施策に準じて二分の一を目標として進んでいただけるに違いない、それはそのときの財政事情に左右されましても、目標は二分の一になるであろうということを期待いたしました。

しかし一方、国の方はまだいろいろ考え方があります。地方の固有事務であるからこの補助に對しては慎重でなければならない、このような考え方もございますが、しかしどう考えてみましても、高等学校以下に對しまして国が財政責任を負うことも、新しい教育の方向だろと私は思います。さらにまた、このようなことを法律に規定することによって、国が間接的にも財源を心配していくということも、いまの国と地方との関係から見ても適切なことであらうかと思うわけでございます。古典的な交付税理論ということにこだわることとも私は問題があらうかと思ひますので、一部の補助ということでは、しかもその裁量権を國に与えるということでは、いかにも裁量権を國に考へまして現在の規定をつくらせていただいたわけでございます。当初は、国と地方の私立高等学校以下に對しますところの補助を四條、五條と並べておりましたが、四條、五條と続けまして、四條の二分の一以内という規定が地方団体に影響して、地方財政を制約するおそれがあるというところも指摘され、私もも気がつきましたので、これを九條に規定することによって別の角度からの補助とも考へて、理想はありますけれども、直接のつながりがないような苦心した規定の仕方をしていたしました。もちろん補助割合は規定いたしましたところの、私立の高等学校以下に對しますところの財政援助を期待していきたい、こんなふうな考えたわけでございます。

その他いろいろ、監督規定あるいは新しい収容

定員の増加といった問題についても、考え方がございませう。これらにつきましても、もう先ほど御説明申し上げましたように、当初の案にも大体そのような構想は出ておりましたので、ここでは重複を避けまして、御質問がありましたらお答えすることにいたしまして、補足説明はこの程度で終わらせていただきます。

なお、これは私の提案というより、私どもの議員立法という形になっておりますが、何と申しましても議員でございまして、詳細な、そしてさらにまた法律の細かい関係につきましては、私よりも、私を手伝っていただきました衆議院の法制局、さらにまた文部省の方々にも御質問していただきまして、私学の現状、さらに今後の見通し等についてまた御質問をいただければ、私以上に御納得をいただける御答弁が得られるのではないかと存じます。特に文部大臣は、私学問題について大変高邁なる御意見をもちのようございまして、文部大臣にもひとつ御質問をお願い申し上げます。

以上でございます。

○久保田委員長 以上で発言は終わりました。

○久保田委員長 これより自由に御質問をお願いいたしますが、会議の進行上、質疑をされる方は挙手の上、委員長の指名により御発言をお願いします。

○森(喜)委員 午前中及びただいまの提案者塩崎さんの御説明、よく拝聴いたしました。私は、五名の提出者の外に、調べてみたら賛成者の中に入っておりますから、賛成という立場で御質問申し上げることにしたいと思います。私は、何と申して、端的に申し上げて、当初自由民主党が私立学校振興に対していろいろな構想を考え、それが財政的な理由でここまで譲歩せざるを得なくなったという点はよくわかるわけでございますが、このような形にまで、これは藤波自民党文部部会長の御発言を参考にさせていただきますと、

大骨も小骨も抜かれても、それでもやらなければならぬのだというところでありますが、この程度のことでしたら、こう細かく書く必要はなく、もっと哲学的、精神的に、国は文教、私学というものに対してやはりめんどろを見ていくのだ、やはり補助をしていかなければならぬのだというような、そういう精神規定の程度のことではなかったのではないだろうか、こんなふうに思いますが、これはひとつ、提案者の代表者ですから、藤波提案者からそのことについて伺いたいと思います。

○藤波議員 私ども自由民主党は、日本の文教政策を進めてまいります中で、特に私学問題を非常に大きな課題として考えて、従来も取り組んでまいりました。野党の各党におかれましても、いろいろ文教政策をお進めになられます中で、私ども自由民主党と同じように、私学問題には熱心に従来もお取り組みをいただいておりますことに敬意を表しつつ、同時に、私どもも野党各党に負けまいように、特に与党でもございまして、文部省をうまくリードしながらがんばっていかねければいかぬ、こう思ひまして、従来も努力をしてきたところでございませう。

特に五年前に、当時坂田文部大臣、西岡政務次官であったと思いますが、与党の方でも特に八木徹雄さん、いまは亡くなりましたが、非常にりっぱな文教に対する見識と情熱を持った代議士さんでございまして、その方を中心に、私学に光を当てていく、わが国の高等教育の八割を担当し、高等学校で三〇〇、幼稚園もほとんど八割を担当している私学にもっと光を当てていくようにしようというところで、私学助成の道を開くように努力をしてまいりまして、それは年々予算措置として実を果らせてきているわけでございます。しかし、当初、そのころに五年を一つのめどとしてがんばっていきこうというところで計画を進めてまいりまして、昭和五十年年度五年目が来たわけでございますので、この後、どんなふうになるか、振興を進めていくか、そのためには年々大蔵省と予算編成の際に争いはしていくわけで、われわれ

としてはどうしても私学予算をどうしようということ、従来もがんばってきいておるわけでございますけれども、やはり私学を正當に評価し、位置づけ、そして国あるいは都道府県が私学に対してその評価し位置づけるにふさわしい財政援助をしていくということを法律の上で明らかにしていくことが非常に大事なのではないか、このように考えまして、森先生もいろいろその仲間に入っていたと思いますが、文教部会の中に塩崎代議士を中心とするチームが誕生いたしました。二年間にお

たって私学立法の作業を進めてきたわけでございます。その間に野党各党からもいろいろ私学援助に対する御意見の発表等もございましたので、十分これらも参考にさせていただきつつ、ぜひわが国の教育界の中で私学の位置づけというものを法律によって明らかにしたい、この情熱に燃えてその作業を進めてきたわけでございます。いよいよこの国会でなるべく早い段階に議員立法で提出をする、こういうつもりで大詰めの作業を進めてきたのでございまして、この間に野党の各党からは、衆議院の文教委員会に願わくば私学に関する小委員会も設けて、ひとつテーブルに着いてお互いにいろいろな考え方を開陳し合う中でぜひこの国会で私学助成の新しい道を開くようにしよう、こういう御提案もあつたりいたしました。急いで国会

上程の運びにしたいと思つて話を詰めてきたわけでございます。しかし御高承のように、急にことしから財政事情が悪化してまいりまして、さつき塩崎委員からお話がありましたように、ことしの歳入欠陥、赤字がどれぐらになるのか、やつてみなければわかりませんけれども、非常に深刻な事態を迎えているわけで、その中で、当初私どもが考えてきた私学に対し国は二分の一、都道府県は高校以下の私学に対し二分の一、その都道府県に対し国は二分の一補助していくという、それを五年間で目標を達成するという当初の案は、いろいろ与党の立場で議員立法として国会に提出をいたしますについてはやはり実現可能な線

を見出して、その中で与党内の了承も得て国会に提出をしなければいかぬということになりましたので、先ほど御指摘がございましたように、まあ外目には大骨、小骨抜かれたかというように感じになって今日国会提出の段階に至っておりますことは御存じのとおりでございます。

いま森さんから指摘がありました、それならもう細々としたことを書かないで、ひとつみんな私学を大事にしようよという宣言立法のようなものでよかつたのではないかと、いろいろな御意見もございませうけれども、これはやはり従来そういった作業を積み上げてきておりますので、その作業の積み上げの上に立てて今日の財政事情で実現可能な線を求めたというところの接点には、この法律で明らかにすることによって私学関係者に大きな勇気を与え、そして日本の教育を担当していく中で、私学は、政治はこんなにも私学を理

解をし、評価しておつてくれるのかということによって重大な役割を担っている私学人を勇気づけて、日本の教育の前進のために非常に大きな意味がある、こう考えましたので、できる限り従来作業を積み上げてきたところのもので、現実に実現可能であるという表現はできるだけ残すことにしようかというふうなことで与党としての内部をまとめてきたようございませうので、どうかその辺の事情を十分御理解をいただきまして、特に森先生はこの法案の賛成者のお一人でもございませうので、深い御理解をいただいて、ひとつこの法律案がぜひこの国会で成立をして、財政事情、私学の経営事情などとも火の車になつております、大きな役割りは自覚しつつもどうにも学校経営がやつていけない。だからこども学校を閉鎖しなければならぬか、あるいはもうこれ以上授業料の値上げということは、その学校を希望してくる学生に対して大きな負担になる、これ以上授業料の値上げはできないかという非常な煩悶をしながら私学人が大きな岐路に立たされていくところではないかと存じますので、こういうような内容の法律案ならば当初の原案からする

ともう出さない方がいいではないかというふうな意見も全くないではありませんけれども、それでもこの立法が全私学人に与える大きな意味、また日本の教育界に果たすこの立法の意義を考えまして、この国会におくればせながら提案をした次第でございますので、ぜひこの国会で成立することができるように、自由民主党内はもちろんのこと、野党各党におかれましても平素の熱心な私学への御情熱をひとつこの私学助成法案の御審議に向けていただきまして、最終的には全会一致で成立をすることができ、日本の文教政策前進のために大きな一里塚になることができるようにひとつ御賛同をぜひお願いをいたしたい、こう考えているようなことでございます。

○木島委員 いま藤波さんから、野党は大変熱心である、そしていろいろ提案もしたというお話がございました。それだけに野党もさっさと賛成せよといというようなお話がございましたけれども、およそこの国会の文教の一つの特徴は、永井文部大臣、民間大臣が、教育を政治の場から離れた場へというその発想が委員会のこの運営全体においてもなされてきたし、このことを将来とも定着しなげら、とかくいままで国会の中でもって、教育というものは国民全体にかかわる問題でありながらなかったという委員会からの脱皮を図ろうとして努力をしてきたところだろうということは、これはみんな異議のないところだろうと思うのです。だからこゝそいままで懸案であったところの議員立法をみんな一緒にって満場一致でもって片づけようではないかということで、たとえばこの委員会の中に文化財小委員会が長く持たれておたなければならない。その実を結ばなかったことを、今回河野小委員長、その努力を中心にしてでき上がりました。あるいはきょう各種学校十年来の運動の問題にしても、あるいは私立幼稚園の問題にしても通り、かつつとしてあすは育児休業のあの法律にしても満場一致でもって通るとい、そういう意味で、たとえは大学院大学をつくるというあの学校教育法の一

部改正にしても、これはすでに理事会で何遍も確認を合っているように、みんな一致するための努力を重ねてきたはずであります。この私学助成の問題も、そういう意味で先ほど藤波さんがおっしゃったように、野党は早くから法案を持ち、あるいは要綱を持っておったけれども、これは党利党略の問題でなしに、今日の私学問題というものは社会問題であるという観点から、野党は理事会においてたびたびさつきあなたおっしゃるように、小委員会を持とう、同じテーブルに着こう、そういう主張をし続けてまいったところでもあります。もちろんそういう意味では藤波さんがおっしゃったとおり各野党ともに今日社会問題化しておるところのこの私学助成についての熱意はまさ

にそのとおりであります。だからこそそういう主張をし続けてきたのであります。そこで、確かに自民党の皆さんはその限りでは大変苦勞をされてきたのでありましようけれども、なぜこの法案を、自民党の提案で、しかもこの最終段階に出されて、野党に相談をしてみんなでまとまって、よりよき知恵を集中してよりよきものをつくらうという努力をすることなしに出されたかということについて、いまだまた藤波さんが森さんの御質問に答へられましたので、私は、そういう意味では手続論上非常に不満であります。同時に、不満だといううことは、単にこの法案の出し方が不満だという意味ではなしに、この国会における委員会において、過去長い間の多分にイデオロギー的な争いにな終始したかに外部には見えるであらうかもしれないこの委員会からの脱皮を図ろうとしたその努力は、さっき言いましたように、永井さんが文部大臣になられた、その永井さんがここに座っておられるというこの意味を具体的に生かさうとした努力だろうと私たちは思っております。(そのことだよ。)と呼ぶ者あり) そうであるかどうかは別。われわれはそう思つて、だから今日まで懸案であつたところの議員立法でこの国会ではすべて片づけようという努力をした。この問題は、そういう意味ではまさに懸案であつた。だから、そういう

う意味で、いま提案されていることに私は恨みがましいことを言うのではないが、いま審議をする限り、それでは、ここに各党の合意を求める。そのためには修正もあるいはときには継続もしながらも、その合意というものを、まさに国民的なコンセンサスを得るためのそういう努力をするつもりがあるのかどうかをまず第一に、内容に入る前に、いま藤波さんお森さんにお答えになりました。そのことを踏まえて、御質問をまず申し上げました。

○藤波議員　社会党の木島委員から、永井文部大臣が高くその存在、活動を評価せられておりますことを、与党である私どもは大変うれしく存じます。

対話と協調の三木内閣の中で、特に教育の問題については国民も非常に心配をいたしておられますし、まさにその対話と協調の政治を永井文政によつて特に意義づけていきたい、こう私どもも考えまして、この国会が始まってもまず段階からいろいろ理事会を中心に私どもからも御相談も申し上げ、また各党からもいろいろな御提案があるという中で、終始永井文政下の対話と協調の衆議院文政教委員会の審議が進められてきたこと、私どもも大変ありがたう思っているわけでございます。それが一つ一つ実が実つてきまして、特に先ほど御指摘のありました文化財保護法の改正などは、二十年來の懸案の課題がその対話と協調の中から生まれた。もつとも、各省庁にいろいろな意見がございまして、それらと与党として取りまとめてまいりますには、河野小委員長を中心に非常な苦勞はありましたけれども、しかし、みんなの力で文化財保護法の改正という一大作業が達成し得たということは、大変ありがたいことであつたと思つているわけでございます。

ちょうど私学問題についてもそのころに御提案がありまして、私どもも私学の小委員会を衆議院文教委員会に設置をして、文化財と並行してやっていたいこうかと、考え方は全く同じでございますから、やっていこうと思いましたが、私学助

成という仕事はやはり何といひましても金を伴う話でございます。文化財の保護というのはもちろん金を伴うし、各省庁のいろいろ役所の仕事にかかわることであったり、それを切ったり、つけ足したりすることでもありますし、すけれども、特に私学助成問題は、今後非常に大きな規模にのぼる財政問題をやらんだ問題であつて、そういう意味では、文化財保護法の改正というのはやはりその時代の一つの哲学を法改正によつて顕現するものであり、私学助成というのは、各党がそれぞれ私学助成の哲学は持っているけれども、これくらいいふ助成をしていこうかという多分に財政のスケールが非常に焦点に浮かび上るといふ問題でございまして、あくまでもこれは、国や都道府県が私学にとどのくらいどんな形で助成していくかというのが中心でございまして、私学から国や都道府県が金を取ろうという話ではないわけでございまして、ですから財政問題を伴っているわけでございます。特にそういう意味では、やはりいま政府をお預かりをしている自由民主党の立場としましては、当然大蔵省の見解等も十分調整をして進めなければ、実現不可能なことを、これは議員立法であるからとはいへ、可決成立をさせて、結局後現実が伴っていかんかったということになりまして、結局私学人の落胆を招き、政治不信に陥らせるということになつてもいかぬものですから、政府とも十分相談をしながら進んでくるのに実は時間がかかつたわけでございます。時間がなぜかかつたかと言へば、こんなにこの財政事情が悪化をしておつて、こんなに財政当局の壁が深刻なものであるとは実は正直私も最初考えておりませんでして、ここには財政通の先生方もたくさんいらっしますから、それはむしろ私どもの不勉強であつたという以外にないのですけれども、非常に厚い壁にぶつかりましたので、一つ一つのみで碎き、おのどぶち当たりしております間に時間がたつてしまひまして、小委員会の設置等也非常におくれるようなことになつてしまひ、申しわけなかつたと思つてゐるわ

う意味で、いわゆる国会での議決と大蔵省——きよう大蔵省が来ていないというのとはなはだおかしいんだけれども、大蔵省の方の考え方が——党の中ではわかりやすい。党の中で、それは党の政調会長なり党の責任ある幹事長がわれわれを説得するのはよくわかるけれども、ここは国会の委員会ですから、この委員会の決定することより大蔵省のそういう財政理由の方が優先するんだというところに私どもが納得いかないし、これから将来全部そのことが大きな前例となつて、あるいは一つのスタイルとして残っていくんじゃないだろう。せつかくいことを決めても、財政の理由でこれはだめなんですよと言われたんじや、国会なんかない方がいゝと思はる。

私はこんな考え方を持っておりますが、藤波さん一緒にやつてこられたから藤波さんに答えてもらいたいのですが、これは日本の一つの行財政の仕組み、あり方の問題にもなつてくると思ひますから、総裁候補にもなられた河野先生、あなたはいまの私の意見についてどう思ふか、それからあなたからお答えをいただいたら、この問題について政府のその一翼を担つておられます永井文部大臣は、私のいまの意見に対して何とお感じになりますか、お二方にお答えをいただきたい。

○河野議員 森先生の御発言はきわめて大事な御発言だと思ひます。

実態から言いますと、予算の上で表現をされたものが予算委員会を経て、あるいは本会議を経て議決をされて、その予算が執行されていくわけでありまして、一つの国民の意思決定が行われたということになることも事実だと思ひます。

ただ、今度の私学の問題について申し上げれば、ことしも一億を上回る私学助成を政府、与党一体となつて予算の中に盛り込み、予算案を成立させました。この限りにおいては、野党はこれに反対をしたわけですから、野党は一億を上回る私学に対する助成についてどういふふうにお考えになるかということが明確になつていないわけでございます。

私どもは、おれたちがやつたんだと手柄顔をすることもできませんけれども、そうではなくて、むしろ私学関係者に対して、私学というものは大事なものなんだ、日本の学校教育の中における私学の位置づけを明確にするために、むしろこういう法案を出して、与野党一致の賛成によつてこの法律を国会の議決として私学の位置づけをするということが大事だ、そしてこの法律を根拠にして来年度から私学にさらに大きな予算をつけていくというところが、ただ単に金額がふえるということにとどまらず、金額がふえるかどうか来年度予算については、いま森先生御指摘のとおり非常に問題があると思ひますけれども、それと同時に私学関係者に対して自分たちが日本の学校教育の中の位置づけをきちつと得たという気持ちで非常に大事だ、こう私は思つておるわけです。ですから、いまの森先生の御指摘には二つの問題があつて、ただ単に財政当局の判断、予算編成時に当たつて与党と財政当局との間のやりとりがどれだけの意味があるかということと同時に、私学を本當に国民的背景のもとに位置づけるということももう一つ考えなければなりませんから、この法律はそういう意味で大変重要な意味があると思つております。特に野党の皆さま方には、これは全く私個人的な見解として申し上げたいと思ひますけれども、予算委員会の席で少し、予算について本當に予算案そのものについて細かな質疑が行われて、文教予算の中で私学の予算はこれでいいのかという丹念な御質疑が行われる、たとえば人権法に基づいて教員給与に対する予算がこれでいいのかという丹念な議論が行われたあげく、ことしのようにな事態になつたということになれば、これは確かに森先生がおっしゃつた予算と個別の、財政当局の予算執行に当たつての態度というものに大きな矛盾と、それから問題が出てくると思ひます。ところが、私どもが横で見えておりますと、予算委員会は予算それ自体よりもむしろ包括的な御議論が多くて、細かい予算の御議論というものが全体から言うとき少ないように思ひますから、恐らく

く予算委員会での質疑あるいはそれを受けての本会議でのやりとりを見ると総額を認めたというだけで、中の使い方についてはもっと別の判断があるように思ふのでございます。したがつて、その中身については財政当局の判断ということだけではなくて、少なくともわれわれ立法府の議員として一つずつ法律事項として定めていくということはどうしてもやりたいし、やるべきことではないか、こう提案者として考えるわけでございます。

先ほど提案者の藤波代議士から、一より二を、二より三をという御指摘がありましたけれども、全くそのとおりで、私学を振興しよう、私学を助成しようというお気持ちはみんな共通の気持ちがあると思ひます。ただ、助成の方法について、思い切つて八までいけるいは七までいけるいは十五までいける、いろいろのお気持ちはございまいしょう。しかし、そこは、できるものから順にいこうという、方角が違つてはいるわけではありませんが、できることから一つずつ出していこうという最大公約数をひとつづつおくりたい、こんなふうに思つて、特に提案者の一人として野党の先生方にもう一度御賛成をくださるようお願いをこの機会にしたいと思ひます。

○永井国務大臣 先生の御質疑の意味は、文政に関する国会における御審議並びに文政に関する法案というものが提出される場合に、これと大蔵当局との関係、いずれが優位に立つかということについての私の見解を述べようというふうになす理解いたしました。

私は、その問題に關しまして申し上げたいことは、そもそも大蔵当局自体が文教予算に限らず政府全体の予算を案として提出するにとどまるものであるということを最初に申し上げておきたいと思ひます。したがつて、全体的な予算というものの最終的な決定は国会において行われるわけでございますから、したがつて実は大蔵当局はこの問題に關して予算案を提出いたしましたので、そして国会における御審議を経て決定するという

意味合いにおいて、国会が当然優位に立たれる。そして国会の御決定に従つて予算を執行するという関係にあるかと考えます。

なぜこんなことを申し上げるかと言ひますと、私は政府の国務大臣の一員として行政にかかわつてゐるわけでございますが、その意味合いにおいて私も政府提出の全体的予算案に責任を分与するものでございまして、しかしながら国会と行政当局との全体、政府全体との関係について申し上げますならば、予算案の最終的決定、これが国会にあるということに申すまでもないことであるかと考えます。

しかし、そこで一つの問題を生じてまいりますのは、そうした状況というものが基本的にあるにもかかわらず、それ以上の予算要求を内包する法案が各分科委員会において提案された場合に、いかなる関係に立つかという問題であるかと思ひます。私はそうした場合に文部大臣として考えるべき問題は、当然国務大臣として国会の御審議、御決定に基づくところの予算というものが、その執行を分与する責任を持っておりますから、その予算編成上の責任並びに執行上の責任というものが一方にある。地方文教委員会における法案の御審議並びに提案というものと調和を図るべく努力いたしますのが私たちの立場であらうかと考えております。

○森(喜)委員 一応いま提案者の河野先生それから永井大臣のお考え方わかりましたが、やはり私どもは大臣の言葉もずいぶんしんしゃくさせていたでいて、国会は国民の総意を決定する大事なところだ、こういうふうには私も確認をしておかなければならぬと思ひます。

そこで少し中に入つてお聞きしたいのですが、それなら、私はもう端的に申し上げて、大変失礼ですが、さつき申しましたように、この程度なら宣言法案でもよかつたのじゃないかということをおし上げたのは、一体この法律が通つて、来年の具体的な予算の裏づけとどのような関連があるか。恐らく私学関係者もそれは一体どういふ

になるんだらうかということを非常に期待もし、不安も感じておられると私は思いますので、その辺をまず具体的にどのような形で進めていこうとしておられるのか、まずその辺のところを説明していただきたいと思います。

○塩崎議員 たいだいま森委員から大変重要な御質問がございました。大きなこの法案に対する考え方につきましては河野議員並びに永井文部大臣からもお話があったわけでございますが、なお私も提案者の一人といたしまして、もう少し敷衍して、しかもその敷衍した点によって来年から予算のあり方がどうなるかという点について重要な御質問がございましたので、お答えしたいと思ひます。

確かに、このような二分の一以内の補助をすることができるといふような規定を見られて、これはないよりあった方がよいといふような若干消極的なお感じを持たれておられるように思ひわけでございますが、私はこれは大変、私が立案に参画したからという意味じゃありませんけれども、重要なそして将来の予算のあり方を示唆する法案だと思ひわけでありまして、むしろ積極的にこの価値を評価したいと思ひわけでございます。

それはまず第一に、森委員も疑問を持たれましたように、予算と法律との関係、この問題からくるわけでございます。人権法のときも私は御質問をし、森委員もいま援用されました。永井文部大臣からもその一部について御答弁があったようでございますが、私は、予算といふものは法律の下にあるものだと思うわけでありまして、したがって、法律によってこれだけの金額を組むべきである、そういうことが決まると、その数字のテーブルが予算案である、こんなふうな思ひわけでございます。それは、人権法がこういった教員確保のために待遇を改善しろという、あれこそ少し抽象的でございますけれども、それに基づいて八百億近く予算が組まれたと私は考えておるわけでございます。つまり、予算案といふものは、法律に基づいて国民がこれだけの債務を負うのだ、そのあらわれでございます。単に行政官庁である文部省

と大蔵省との間の話し合いによって、そのときそのときの財政事情によって組まれるのが、これまでの慣行では予算案と言われておりましたが、これは大変おくれた日本の予算の執行状態を反映するものにすぎない。アメリカでは、御承知のように法律によって予算ができるものでございますから、予算案といふものは議決の対象にならない。私は、何としてもこの法律の方が今後の私学予算について、大きな、何と申しますか、制約をする方向を示すものだと思いますので、そういった意味で高く評価したいわけでございます。

第二に私が評価する意味は、法律というものは国会が約束したものでございますし、私の提案にもありましたように、国民の明確なコンセンサスのあらわれてございます。皆さん方、これまで予算案では大変努力していただきましたけれども、大体どこまでが目標か、知っておられる方は少ないのじゃありませんか。亡くなられた八木雄雄先生が経常費の半分を補助しようといふような口約束で大蔵省と文部省との話し合いでやってきたのですけれども、これはどこにも公認されて国会で承認された計画じゃないです。そのときそのときの行政官庁の思ひつき、あるいは財政事情によって制約されるという考え方は、これは本当に、私学の経営者から見れば大変迷惑な話だと思ひわけでございます。これだけ私学に対して援助しなければならぬといふことが国民のコンセンサスになった以上は、国民が法的にこれだけの債務を負うのだ、そして、債務の目標は二分の一なんだといふことをあらわすことは大変意味があることなのでございます。そして、その目標に向かつて私学の経営者は希望を持って安定した経営ができる、こういった第二の大きな理由があるわけでございます。これまでトネルの中を本当に真っ暗に走っておりましたが、この法案によってやっとともしびが見える、そうして、こういった二分の一まではいけるのだから私学の経営者もひとつ努力しよう、こういうことは、私学の自主的な責務として第三条に明瞭に規定しておるわけ

でございます。予算にはこんなことは一つも書いてないのです。数字が並んでおる、どういふ計算の根拠があったかといふことは私も知らぬ。文部省と大蔵省の単なる話し合いでできておる。いつでも言い逃れできるような数字よりも、はるかにましな法案であるとは考えるわけでございます。さしあたって来年どうなるか。私は、財政事情は来年よくなると思ひません。しかし、よくなればやはり二分の一、二千五百億円の予算を要求すべきだと思ひます。しかし、それがよくならぬとすれば、できる限りの最大限度の要求、努力を二分の一という目標に向かって、いま千億でございますけれども、五千億に対して、ひとつで

きる限りその半分の二千五百億に近づくような要求をし、その努力を払うのがこの法案の目標だと思ひます。そんなふうな努力をしていきたいと思ひます。もちろん、財政事情によってむづかじければ、できる限りの譲歩をいたさなければならぬませんが、そういった目標が立った意味においては、この法案の意義を、民主的な予算の進歩という意味からも高く評価してまいりたい。すべての予算はこういった法律に基づいて詳細な議論を経て組まなければならないものだと考えていきたいと思ひわけでございます。

○森(喜)委員 ということからすると、二分の一の目標というのは、亡くなられた八木先生のころから、これはもう私学関係者、私もこれにかかわり合いを持つ国会議員みんなの夢、希望であつたと思ひます。ですから、その二分の一という目標の表現の仕方が、私はちよつと内情を知っておるだけに言いづらいのだけれども、「二分の一以内」といふ、あえて「以内」を入れて、これが一体その努力目標と具体的に「目標ならこれは何もない」「以内」などといふことは必要がない。この「以内」といふのは将来ずっと残っていくわけでしょう。目標なら、何も「以内」といふことを入れる必要はないので、もう少し「財政的事情により」あるいは、財政的事情がこうなればこの辺はこう処理できるのだといふような表現の仕方

方や、あるいは付帯事項の附帯のつけ方もあるだらうし、私は何か方法があると思ひます。「以内」といふことが、ここまで何か大蔵省と妥協したところだらうといふことになるわけですが、これが最後まで残ってくるのじゃないか。これについてどうですか。

○塩崎議員 森委員の御提案もまことにごもっともでございます。私も「二分の一以内」といふ言葉は大変気に入らないわけでございますが、まだまだ進歩の過程にありますが、予算制度の中で、こういった表現の例が多いから仕方なしに従つた。恐らく、だんだんと各委員会がこの文教委員会のようになつて、予算は法律によって計算されるべきである、義務を負うべきであるといふようなことになれば、いまの森先生おっしゃったようにひとつ二分の一を目標にし、あるいは二分の一と書いても財政事情によってときどき削減できるというような書き方をし、詳細に予算がこの法律に基づいて自動的に組まれるようなやり方、私はもう進歩の方向だと思ひますので、今後ともひとつ研究させていただきたいと思ひます。森先生もひとつ大蔵省などを特に呼んでいただいて、新しい形の予算のあり方、こういった問題を特に私の後輩に御説教していただきたいと思ひわけでございます。

○森(喜)委員 新しい予算のやり方、これは私は文教委員会は、先ほど木島先生から手続上の問題で、文教委員会というものは、どうもいつも強行採決とか話し合いが行われていないという御指摘がございましたけれども、私は文教委員会の方がむしろいろいろな意味で、形はそういう形はございますけれども、非常によく話し合いを進め、本当に実りの多い成果を得ていると思ひます。その時代、その法案法案でいろいろな過程はございましたけれども、筑波の問題にしましても、人権法の問題にしましても、今回のこの私立学校振興助成法にいたしましても、やはり将来の教育のために大きな苦しみを超えて新しい措置をしていく、この実効が上がつていくのはわれわれの次の

ゼネレーションの連中だろう、私はそんなふう
に思つて、そういう意味では確かにいいと思いま
すが、何かいまの塩崎さんの御説明で、この「二分
の一以内」にいろいろの——私どもはよく理解は
できませんけれども、はっきり言つて、大骨も小骨
も抜いてたがたにされたと言ふけれども、さら
にここだけはやはり守り通してはしかなかったとい
う気持ちがある。そういう意味では完全なもの
じゃない、画竜点睛を欠くというふうにあえて申
し上げていいと思うのですが、この「以内」とい
う問題は将来やはり予算実行の面から見たらある
いは財政的にももう少し理解のできるような形に
なればこの「以内」というような問題は当然取り
除く、あるいは改正をする、こういうことでなけ
ればならぬと思ひますが、藤波先生、いかがで
ございませうか。

○藤波議員 立法の過程でいろいろな議論が出ま
した。特に問題点は、やはり二分の一とびしと
規定をすることによって、それが何と言ふか、こ
の法律によつて財政硬直化の要因を招いていくと
いうことになつて、大きな問題点であつたわけ
でございませう。

〔委員長退席、三塚委員長代理着席〕

しかし、そういった財政硬直化の要因になるよう
な二分の一というびしとしたきめつけ方は今日
の財政事情では非常にいかなものかというよう
な意見が前に出まして、「二分の一以内」という表
現になりました。しかし、将来、びしと二分の一
ときめつけていくような改正ができるときに
来るかも知れませんが、また、財政事情が好転
をすればどんどんと助成、予算措置を講じていく
ということにもなるわけですし、それから政治は
選択でございますから、たとえば財政事情が苦し
くともいゆる文教予算の中で私学に思い切り光
を当てるのだ、そのことによって、場合によれば
文教の他の部分で若干伸びをとめて足踏みしな
ければならないような部分が出ようとも、私学に
光を当てていくというようなことは、今後文部省
の中でもいろいろ選択、決断が行われていくだろ

う、私はそんなふうな期待をいたしておりますけ
れども、そんなこともひくくるめて、二分の一以
内でみんなが最善の努力を私学助成にしてい
う意味で、以内というふうな尾っぽはつきまし
たけれども、やはり二分の一という当初の目標を
この法律の中にとどめて、そこを目標にしてみん
なががんばつていくという気持ちであらわれ
ておりますことをどうか御理解いただきまして、こ
の法律を土台にするというか足がかりにするとい
うか、さつき皆さん方からもいろいろ意見が出て
おりますように、今後できる限り私学助成への財
政援助がふえていくようにひとつ努力をしていき
たい、こんなふうな思つていくわけでございます。

○森(喜)委員 塩崎さんのお答えの中で、場合に
よつては来年度の予算ではいままでも期待が
できないかもしれないというようなことがありま
した。この法律が皆さんの御協力で可決されて実
行されていった場合、具体的にもう一遍事務当局
に少しお聞きしておきたいと思ひますが、私学予
算はどのような形で効果をあらわしてまいります
か、局長。

〔三塚委員長代理退席、委員長着席〕

○今村(武)政府委員 この法律案は、先ほど藤波
先生の方からも御説明があつたように、私学を大
事にしていくという趣旨のもとに私学振興助
成の骨格をお定めになつたものと理解をいたしま
す。立法院と行政府の関係で申しますならば、立
法院においてこういう趣旨の法律案が制定されま
すならば、行政府としては、その趣旨を最大に尊
重して私学の予算案の積算、計上に当たらない
ければならないわけでございます。したがひまして、
この法律案が成立するとしないうちは、私ども直
ちに来年度の予算編成作業に当たつて大きな影響
があるわけでございます。つまり、この法案が可
決成立いたしますならば、御趣旨に沿つて最大の
努力をしなければならぬ状況にあるわけござ
います。(発言する者あり)

○森(喜)委員 いま委員の中からちよつとそう
いう発言が、ひとり言だろうと思ひますが、ござ

いました。実は私も率直に言つてそう思つておる
のです。さつきから私非常にこだわるようですけ
れども、この程度の法律でがまんしなければなら
なかつた事情はわかりますが、ならば、この程度
ならなせ文部省がやらないのか。私は、文部省が
本当にもつと私学を大事にしようという気持ち
を、持つてはもらへると思ふけれども、やはり
持つていただかなければならぬ。とりわけ、永井
大臣御就任なされて、特にそうした私学に対する
御理解の深い方でありまして、先ほど塩崎
さんからもお話がありました、皆さんからもお話
がありました。私は、余り内閣のことを言つては
いかぬのかもしれませんが、どうも最初はむしろ
文部省がありがた迷惑で逃げ回つておつたやうな
気がしてならぬのです。そうして、無理やりに引
きずり出されてきた。わが党文教部会と文部省で
は、これは違ふのかもしれないが、そういう意味か
ら見れば、文部省はやはり大蔵省の味方なんだな、
同じ政府の仲間同士だということも私はわかる
のですが、文部省が本当ならもつと積極的になり
組むべきではなかつたか。文部省でむしろ早く出
して、そうすれば、いま先生からも御指摘があつ
たように、この中でもう少しお互いに長い時間を
かけて私学の問題等について、本当に主義主張を乗
り越えて、実りのある議論がもつとできたと
ではないかというやうなことを思ふのです。

文部大臣に私は先ほどはかのことを伺つてしま
いましたけれども、本当は最初何ななければなら
ないのですが、わが党が出したこの法案に
対して——私はいま文部省に対していささか失礼
なことを申し上げたかもしれませんが、文部大臣
自体、この法案に対してどう感じておられますか。
○嶋崎委員 関連質問。最初に塩崎さん、自民党
提案者側にお聞きしますが、いまの問題に結び
つきますから、議員立法でしょう。議員立法とい
う形で提出されたのですから、委員会提案という
形に持つていきたいという願望はありでしよ
う。いかがですか。まずそれを聞きます。

○塩崎議員 私は、ただいま議員立法だから委員
会提案の願望を持つべきではないかというお話が
ございましたが、それも一つの方法だと思ひます
し、早期成立のことが望ましい場合には委員会提
案ということがこれまでの慣行であつたことは十
分存じております。しかし、議員立法で委員会提
案でなければならぬというふうには考へており
ません。そしてまた、私は議員が提案するのが望
ましいと思つております。

○嶋崎委員 その点にはもう木島委員が経過を述べ
たように、この法案は、今国会最初から野党の側
で小委員会をつくらうという提案をしてきたわけ
ですから、その経過は、結果としてなかつたとい
うことはまず確認できる。そこでもし自民党の側
のいわば議員立法としてここで提案されるのだと
すれば、いままでもおっしゃつた森君の意見と全く
同じ意見ですが、大蔵省や国の財政を頭に置いて
法律をつくる、中身に入りませんけれども、それ
に即した法律になつていきますよ。と判断をしま
す。

そこで、いまの森君と同じ質問を大臣にします。
大臣はこの法律案を読んでみて、文教政策の将来
の理念、大学のあり方等を含めて、議員立法と
いう形で通してもいいと判断されているのです
か。

○永井国務大臣 まず、これを議員立法として通
すことはどうかということでございますが、私た
ち文教行政に当たる者としてしまして、最も尊重
すべきことは国会の御意見であります。もちろん、
国会の御意見というものを参酌しながら私たち自
身が立法に当たるといふこともあるわけござい
ますけれども、しかし、筋道から申しますと、当
然国会における御審議並びに御提案というものが
きわめて積極的に展開されておりますときに、む
しろ私たちはそれを非常に尊重して、そしてそこ
で成立するといふときに、その精神を尊重して
行政に当たるといふのが、私は筋道として最も望
ましいのではなからうかと考へております。
わが国は、ともすれば議員立法よりは政府提案

○嶋崎委員　だとしますと、文部省はいまの場合引ッ込んでおりますね。大臣も引ッ込んでいるわけですね、この議員立法の場合は。大臣は対話と協調をおしやって、そうして学校教育については与野党が話し合つて国民の意思をまとめるという趣旨で願つておられると思う。一般的な形式的な議員立法という意味じゃなくて、自民党がいままで委員会の中で木島さんが提案したような手続を踏む余裕がなくて、大蔵省がうまいいかなかったのでしょう。しかし突如として最初言われたものといふん違う、大蔵省に迎合する法案をお出しになったとすれば、立法院として私学助成とい

○木島委員　まず最初から申しましたように、この国会における委員会というものは、そういう意味では議員立法を全部全会一致の方向で持つてきたわけですよ。だからそれはいとまがなかったかどうかということは、それはさっき言いましたからもう言いませんが、いまこの時間に合意を得るためにはときに修正もあるかもしれない、ときに原案のままかもしれない、ときに継続ということもあるかもしれない。いづれそういう気持ちがあるのかどうかということなんです。それで率直

に言つて、先ほどのことを聞いておりますと、一つには大骨、小骨が抜かれた。だから野党との合意はだめだろうという考え方があるのではないのか。そして一方においては、いままですべての議員立法は全会一致の合意を求め、しかもそのことを意識的にやってきたという委員会の今日までのあり方及び今後を見通したところの委員会のあり方と、この法案におけるところの、これは合意を得られないのではないかと、いう断定のもとにもしまいられるとするならば、これはその限りでは明らかに矛盾である。そういう気かするのです。だからそういう意味で、いま嶋崎さんはいままでの

○木島委員　成立を望んでいらつしやるのは提出者同じことでしょう。しかしさつき藤波さんがおつしやつたように、提出者だからいまのところ修正とかその他を考へないというのは、提出者同じことでございますけれども、しかしそれは議員立法であり、そしてその議員立法は今日まですべて合意をしようという意思統一をされておる。だから、そういうことで成立を望むのは当然でしょう。しかしだから私は今日までの委員会のあり方からして、合意をする努力をしなかつたのではない

いかとさつき言ったのでありますが、それは別としても、いま合意を得るところの努力をするつもりがあるのかどうか。成立をさせるために――合意をすれば成立するのであります。そういう気持ちがあるかどうかということを聞いたのであります。

○藤波議員　合意をするのはいろいろな方法がございまして、この案に皆さんが賛成してくださいれば合意することになるわけでございます。この案に対していろいろな意見がある場合に、たとえば修正とおっしゃいますけれども、どんなような修正の案が出るのかによって、御提案によって判

の関係も出てきたと思うのです。だから私は最初
にちよつと理屈を言わせてもらいますと、先ほど
から提案者の塩崎、藤波両先生の御発言を聞きな
がら、一つは何となく予算の重圧といひますか、
大蔵省の重圧といひますか、そういうものを感
じているわけです。それは苦勞なさいたこともわか
るわけですが、しかし問題はここで論議する場合
に、そのことより先に、やはり私学の今日の危機
的な現状といふもの、これがまず論議されていい
のじゃないかと思つてゐるのです。たとえば私学
をどう見るか、教育の機会均等とか、あるいは国
民の教育を受ける権利とかいう問題もありまし
うし、さらには今日の私学の一番困つてゐる問題
は何か、こう考へてみますと、一つはやはり私学
の研究、教育の条件の劣悪な弊、これをどう改善
していくかという問題、それからもう一つは授業
料及び学費の史上空前と言われるこの値上りの
現状をどう抑えていくかといふこと、この二つに
出発点を置かないと、皆さんはさう言つておられ
るのではないけれども、ややもするとこの論議が予
算が先についてその予算の枠が重荷となつて、そ
こでこの論議をされる。そういうことよりも、こ
このところの私学の現状を先に踏まえて、そうし
てたとえ予算が仮に苦しくともこれはやらなけ
ればならぬ、こういう問題として問題を逆転をさ
せてお互ひに考へていく必要があるのではなから
うかといふのが第一点です。これは恐らく全員そ
ういふ立場に立つておられると思ひます。

それからもう一つの問題は、四十五年の私学財
団法ができましたときに、経常費の二分の一を補
助するというのであつたときの論議をいまも覚
えているわけですが、あれで国が二分の一の助成を
していくといふことになりましたと、かなり私学は助
かるといふふうな大きな期待を持ったわけであ
る。ところが現実によつてみると、これまた予算
の問題でしつこく受けてきて、事態はますます
深刻化していくといふ状態です。当時の私学関係
者の中には、この私学助成、いわゆる人件費を含
む経常費の二分の一論が出たときには、あつたこ

で相当生き返れるといふふうと思つたのが、現実
にはやはり予算の面からのしつこい寄せ、そして事態
はますます悪化していく、こういう経過をたどつ
ておるわけですね。だから考へてみますと、あの四
十五年の決定、五年間に経常費の二分の一をする
といふことは、仮に法律がなくなるとも本当にやろ
うとすれば、これは事態はまた好転をしておつた
と思つてゐる。ところがそれは現在では一八%か
二〇%の達成率にすぎないといふ状態で、今度は
法制化だ、こういう形になつてくるわけですね。
その法制化に対してはまた私学関係者の人たちが
大きな期待を持つてゐる。それは現在の学費値上
げといふ問題をこれに抑えて、学園にいろいろな
紛争が起らないようにしたいといふ気持ち、あ
るいは経常費の二分の一といふ数字が出ておりま
すから、その二分の一が来れば、あるいはうちの
学校ではこれだけ先生の数をふやせるだろう、そ
うすると先生一人当たりの生徒数も減つて、減つ
て、そしてまたまじめな教育ができるだろう、こ
ういふ期待があるわけですね。その期待にどうこ
たへるかといふのが今度の法案の問題だと思つて
います。

そういうことから、そういう事態の中で野
党の方では理事会におきましても昨年来、小委員
会を持つて精力的に集中して審議をしていくこ
うじゃないか、漠然と考へておつてもなかなか委員
会だけでは進まない、だから小委員会なら小
委員会を持つて私学関係者も呼んであなた達の学校
の経営の状態はどうなのかといふようなことを集
中して審議をして、そしてそれに見合うような法
律を野党と一緒にやつてつづいていく、そうい
う努力を重ねてみようではないかと言つてきたの
が長い経過であつたわけですね。それは先ほ
ど各先生方が言われたところですね。

ところがその間なかなか小委員会が成立するよ
うな状態ではなかつたわけですね。そして会期は延
長されて今日の特長になつてきますと、実は
昨日法案を正式にいただいて、そしてきよう提案
者の方からの趣旨説明が行われたわけですね。しか

も、そうしますといふまで新聞にしばしば発表さ
れたりしましたところの法案とは少し違ふ点が出
てきたわけですね。いま森先生が言われたような
なり違ひ面もあるようなんですね。いままでは要綱
その他新聞でも見てきたわけですが、いろいろ
いる違ひ点もあるんじゃないかといふ予想もされ
ます。また私も十分中身を見ていませんから……
ところが国会はどうかといふと、七月四日といふ
あと限られた時間です。衆参通じて一体これはど
うなるのか。こういう事態の中でこの円卓式の討
論が行われているわけですね。さうしますと、この
法案に対して真つ向から反対だとか、これに対し
ては賛成だとか、この部分は修正しなければなら
ぬ、あるいは修正すれば一致できるだろうとか、
こういうようなことは一つの法案をめぐつて常に
行われることなんです、さういふ常に行われる
ことがこの法案で果たして行われ得るのかといふ
心配が私どもはあるわけですね。大変急いでおられ
るという問題があるわけですから、その急いでお
られる問題は気持ちの上ではわかるとしても、し
かしこも政党で構成されている国会ですから、
政党内にはそれぞれの法案に対する審査の機関もあ
りますし、それに基づいて私どもは発言をする
という段階です。さうすると、私もこれはこの
法案の審査を急がなければならぬ。それはふだん
の場合とは違ひ緊急を要する問題として私たちも
急がなければならぬことは理解しているわけ
です。しかしながら、ではさういふ審査をして、い
ま木島先生が言われたように、たとえば私たちも
それぞれ法案、要綱、あるいは政策といふものは
持つていますから、率直に言へば、それはとても
みんな一致できるものではないかもしれせん。
たとえば授業料補助なんというのがこの法案の中
にあるわけですが、これなどは私たちの方です
と考へてきたのとなかなか短時間に一致できるも
のではないと思ひます。将来はできるかもしれま
せんが、しかし、短時間に一致できる部分だつて
ないとは言えないと思つてゐます。たとえば今年度
が千七億、これをあるいは二千億突破する金額に

するとかいふような計算だつてできないだけでは
ない。さういふものについては与野党が一致して、
じゃ大蔵省なら大蔵省の財政上の困難を全員で突
破して、今日危機に立つてゐる私学の立場に立つ
てこれをどうするかといふことが論議されて私は
しかるべきだと思つてゐる。だから、先ほどから
言われておりますまいよりはましだといふ言葉も
わかるわけですね。しかし、ないよりはましだとい
ふ切れるかどうかといふことも、私たちはもう
少し審議をしてみなければならぬ。

こうなつてまいりますと、これは藤波さんのい
まの木島さんに対するお答え、たとえば提案があ
ればというお話、それは時間との関係も含めて
言つておられますけれども、じゃその提案があつ
たらどうするかといふことになると、藤波先生
の御答弁では、それはそのとき考へる余地を持
つておられるような御答弁でした。私はこの点では
委員長にも伺つておきたいのです。さういふ
に私たちは審議しておりますけれども、私たちが
本當に精力的な論議をやつて、あるいは皆が一致
できる部分が出てきたら、この法案の中のどこか
を修正するといふようなことまでやつて、この委
員会でいよいよこの私学助成については円満に解決
しようと思つてゐる、さういふお考えに立つてお
るのかどうか。これはぜひ委員長にも伺ひをして
おきたいのです。さうでなければ、最初に言われ
たように絶対もう修正はできません、仮にさう
なつてきますと、この短期間の間に私たちは何を
迫られるかといふと、この自民党提出の法案に対
してただイエスノーかを迫られるだけなんです
ね。これでせつぱくさういふテーブルをつくつ
て論議をした効果はないわけですから、その辺は
お互ひに、やはり単なる手続の問題としてではな
く考へて論議をしなければいけないと思つてゐ
ます。だから、さういふ立場をこの委員会全体がと
るかどうかが問われているわけですね。その意味で、
この委員会を差配される委員長の御見解をぜひと
もこの際伺つておきたいのです。

○久保田委員長 これは提案がありますれば各党

へ持つていくことが非常に大事だと思います。そ

まつている方針を御開陳をいただいて、われわれ

の国の政治、行政の前進につながることだ、こん

も大蔵省の方というものはやめるとえらい考えが

改まってくるわけですが、そういう意味で塩崎さん自身いろいろな考え方をされたと思いますが、こうした方策を進めてまいりますと、これからは二を三にしていくためにも、やはりどのような苦労をなさったのか、あるいはそういう文部省全体の財政のやり繰りというものについて、あなたも考えておられるところを少しお話を聞きたいと思うのです。

○塩崎議員　ただいまの森委員の御質問は私も全く同感で、これまで私どもが悩んでおりました点を大変お上手に表現していただいたものだと思うのでございます。

私は人権法の成立によって、義務教育諸学校の先生たちの給与改善の問題が終わった後の文教予算の最大重点は私学問題、これに尽きると思うわけでございます。私学の現況に對しまして、国民が許される限りの資源をどうしてもつぎ込まなければいかぬと思うわけでございます。しかし、森委員のおっしゃるように、このことによって財政硬直化の原因になつては、これまた國民に對して申しわけなく思うわけであります、それだけむづかしいわけでございますが、私どもがあらゆる知恵を盡し、そして努力を払つて、最初に申し上げました私学に對しまして私どもの資源をできる限りつぎ込むべきだと思ふわけでございませう。

そういった意味で、私がまず第一に考えておりますことは、この法案にもあらわれておりますように、私学が自分の財政について本当に責任を持ち努力をしてもらう、これが第一でございます。また、国もそうでございます。地方団体もそうでございます。私学もそうであったのですけれども、これまでの高度成長の路線がいつまでも続くような、拡張に酔ってきた。これがいまの苦しさの大きな原因の一つだと思ふのです。そういった意味で、この私学振興助成法の三条にございます学校法人の責務、こういった点を私は十分考えていただきたいと思うわけでございます。これまでの努力は十分でないような点も私はあると思うの

でございます。いたずらに補助金だけに依存する傾向がある。ヨーロッパやアメリカでは、私立学校の経費の三分の一は大体民間からの寄付によって賄われているわけでございます。それに対しては税制上の援助がある。こんなことを考えてみると、まず私学においてもひとつ現行の税制上のいろいろな制度も十分利用していただいて、国の補助金と同様に、また私学も卒業生の方々の御努力によつて寄付金を集めるようなことはぜひともやっていただきたい。そして安定のための基金をつくつていただくことはぜひとも必要だと思うのでございます。

卓近な例で、これまで十万円を超えなければ私学に対して寄付いたしましても所得税から控除をしてくれなかった制度を、実は去年から一万円まで下げて、一万円以上なら個人の所得から控除するというようなことを、これを始めたわけであります。私は、このことは会社からの寄付だけが私学の財政資金になるとは思わない、卒業生の善意の寄付、これを奨励するにはひとつ税法上の特典に待つこともいいと思って大いに推進したわけでございますが、このようなことが往々にして忘れられて、やはり簡単な会社寄付、あるいは文教委員会に頭を下げれば簡単に出るような国からの補助金、こんなことに頼っておったのでは、本当に国民の私学に対する期待にこたえたことにならないと思うのでございます。さらにまた、これまた鶏と卵のイタチごっこみたいな感じがするわけでございますが、私学の膨張ですね、これが考えられる。そのために財政危機に陥る。こんなことを考えると、今後の私学膨張については歯どめをする。そうしなければ、国庫の補助も私学の一方の意思によって無制限に膨張する。こんなこともひとつやっていたきたいと思うわけでございます。これは、この法案の附則の中の私立学校法の一部改正の中で、それを実現しているわけでございます。このような方法で、私学がまず自覚していただく。

それから第二は、森先生の御指摘いただきました

た財源を見つめる努力、これをやるべきではないかというお話でございましたが、全く同感でございます。文教予算の中でこれから最も重点を置かれるべきものは私学予算でございますし、またその金額が先ほど申し上げましたように、現在の規模において大学で二千五百億円にまで到達しなければならぬわけです。先ほど申しましたように三千二百億要るわけでございますからなかなか容易じゃない。しかしこれは努力によってでき上がると思うわけでございまして、私はここではまだまだ案が練れておりませんので申し上げかねるわけでございますが、このような点についてもひとつ

今後の研究課題として検討していただきたいのは、国公私立の格差の是正ということがこの私学振興助成法の目標の一つだと思うのでございます。そういたしますと、いまの国立大学の財政のあり方が果たして私学の財政とバランスの保たれたものであるかどうか。国立大学になればもう全額が援助される。私学となれば、先ほど藤波委員のおっしゃいましたように一五・六％という部分しか税金をつぎ込まないといった財政の仕組み、こういったものの間に本当に考えなければならぬ点がたくさんあると思うわけでございます。そしてまた父兄の負担で考えてみますと、授業料で平均いたしましたして国立は私学の四分の一であり私学は四倍であるというこの実態、これは何を意味するか。これで本当の福祉国家といえるのかどうか。このあたりも真剣にメスを入れていく必要があるかと思うのでございます。何も国立大学の授業料を上げろという意味ではありませんけれども、これを放置しておいていいのかどうか、放置するとすればそれはどのような考え方で正当化されるか、こういった点に思いをいたしていけば、だんだんとこの私学財政についての財源も、非常に努力も要るかと思うのでございますが、出てくるような気がするわけでございます。これはなかなか各方面にも御異議がありますので、この委員会ですら上げることは適当じゃないと思うわけであります。今後ともひとつ慎重で注意深い、さ

らにまた深い研究をしなければならぬと思うわけ
でございます。

どうかひとつ森先生を初め多数の方々の御援助、御指導、御鞭撻を得たい、こんなふうに私は常々考えておるわけでございます。

○森(書)委員　確かに財政硬直化という財政の厳しさを打開していくためには、私どもそれぞれ努力をしていかなければならぬことでございます。

ひとつこの機会に大臣にちよつと伺つておきたいと思うのでありますが、いま塩崎委員からもそういう御発言ございましたが、やはり国民の支出あるいは国民の財政負担というものは公平でなければならぬと思います。そういう意味では、たとえばいまちよつとお話があつたかと思いますが、国立大学の授業料、これだけを仮に引き上げてもそんなことで埋められるとは何も思つておりませんけれども、しかしそれにしても国立大学の授業料が私立幼稚園の授業料より安いというような現実でありますから、このいまの国立大学の授業料について大臣は何と思つておられるか、これが一つ。

それからもう一つは、いま塩崎議員のお話の中にもありましたように、私学の経営者、私学の先生方、必ずしも経営に一生懸命努力をしておるかどうかというのには私はいささか疑問だと思っておりますけれども、それにしても国立の大学の先生が果たして国の財政や文部省の予算を心配していることが一体あるのだろうかということに、私はちょっと疑問を持っております。もうすべてが國におおきまつてしまふ、そういう中で赤字になれば全部國がめんどろを見るのだといううな、もちろん大学の学問、研究をしていく先生方に余り金の心配なんかさせてはいかぬのかもしれないけれども、それにしてもどうも安易に流れやすんじゃないかというような感じが実はするのです。この際やはり、切るべきところは切っていく、改めていくことは改めていく。特に大臣は何かの機会に東大、京大の偏重は改めるべきだということもおっしゃっております。同時に、私どもから

言わねば、国立大学全般に対する偏重、予算のあり方も、私はこの際これを機会に検討していかなければならない、こんなふうに思います。私の言わんとしていることを、高橋なる大臣は十分御理解だと思いますが、それに対して御見解を承っておきたいと思ひます。

○永井国務大臣 ます、国立大学にいま予算が行き過ぎてゐるんじゃないかという問題は、幾つかの面から考えなければならぬと思ひます。私は、森先生が言われますように、東京大学、京都大学というところがいわゆる古くからの旧帝大の中心でございまして、そういうところに引き続きお金を注いできた。ところが、実はわが国の大学学生人口が増大したわけでありまして、そういう状況の中で方々にいわば中心ができていかなければいけない。そのことを考えますという、東京大学、京都大学中心にそこにくさんの政府予算が行く、行つていたというあり方は考え直さなければいけないと思つております。

第二点といたしまして、それでは国立大学一般の予算を減らしていかどうかという問題になつてまいりますが、これはなかなかむずかしい問題だと思ひます。実は私学の問題もこれに関連いたしますが、たとえば国立で医科大学をつくるという問題につきましては、これはもうわが国はおくれ過ぎてゐるわけでありまして、そこで、人口十万人当たり百五十人の医者をつくるということとを昭和六十年までには何とかして達成しなければいけない。このことのために、これは国立でございまして当然予算を必要とするという事情がございまして、これが一番際立つた例でございまして、けれども、しかしながら、他方地方大学も拡充していく。仮にこの案で考えられておりますように、私学の増設を認めないという場合、今後の大学人口の中で国立と私立との比率をどうするかというのを考えてまいりますと、先ほどから話が出ておりますように、八割が私立でございまして、私立をふやしていかないと仮に大学人口がふえていくということを考えますと、国立大学全体の予

算を簡単に減らすというふうなことは考えにくい。ですから、東大、京大の問題は第一点ですが、全体予算の問題という点になりますと少し変わつてくる面が出てくるかと思ひます。

それから第三点といたしまして、国立大学がいわば政府依存過ぎではないかと、そういう問題がございまして、そういうことから来る、予算の使い方というものがもっと有効性を持った方がいいのではないかと、これはいままでもある程度は議論されてきておりますが、私決して十分であるとは思つておりません。私自身は、実はそういうことから国立に、いままでの国立ではなく、公社のようなものにした方がいい、そして自分の経営努力というものがあつた方がいいんじゃないかということを大臣になる前に提案したことがございまして、実は中教審の答申の中にもそれと同じ案がございまして、これは私個人の意見ではなく、中教審の意見でもあるわけでありまして、これがまだ検討課題として残つてゐるということであらうかと思ひます。

さらに、第四点としまして、先生が一番初めに言われました国立大学授業料の問題でございまして、この授業料の問題というものを決めていく場合、やはり考えていかなければいけないのは当然私立との均衡という問題でございまして、これは私立の方をなるべく少ないようにしていく、そのことのために実はこういうふうな助成というのがあるでございまして、私が高いから国立を少し上げた方がいいという議論に単純に飛躍していく側面もある。この面も考えなければいけない。しかし、それにしても上げた方がどうかというふうな問題、これは実は入学料とか、そういうところについてはすでに措置したわけでありまして、こういう場合には、やはり国立大学協会というふうな全体の国立大学の団体があるわけであり、これは八十校に及んでおりますが、この八十校の学長というものの積極的協力というものを得てやるということ、つまり、先ほどから、財政の問題は重要であるけれども、同時に教育も重要

だと、あるいは逆に言うならば教育のためにこそ財政が重要なのでございまして、私たちは、財政のことでも考えますが、さてまた他方、国立大学の場合、いままでの一つの伝統として重要なものは自治である。そういたしますと、この授業料の問題を考えていく上で一つ、均衡ということも大事であります。どうやって私学を下げていくかということも考えなければいけません。それにしても国立が高いという場合には自治との関連も考えるべきである。

先生の御質問の点については、以上四点は考えを申し上げたわけでありまして、

○久保田委員長 これより理事会を開会いたしますので、午後七時まで休憩いたします。

午後六時三十七分休憩

午後七時二十八分開議

○久保田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤波孝生君外四名提出、私立学校振興助成法案を議題とし、質疑を続行いたします。

○森重委員 先ほどから、提案者からの成案になるまでの御苦労も開陳をいただきましたし、私ももちろんのことでありまして、各野党の皆さん方も私学に対する大きな助成をする、その柱を打ち立てていく、このことについてはいかなる政党の皆さんも恐らくここにいらつしやる方みんながそう感じ、そう希望しておられることであらうと思ひます。

そこで、話をもう少し中身の方に進めてまいりたいと思ひますが、高等学校以下に対する補助でございまして、ここに「一部を補助することとができる」と規定をしてあります。やはりここが私もさっきの「二分の一以内」ということと同じように一番ひつかかるところでございまして、「その一部を補助することができ」ということは、しなくてもいいのか。事情によつてはやらなくてもいいという、そういう逃げ道もあるような

気がするんです。この辺について、進めてもらいました塩崎さんから御説明をいただきたいと思ひます。

○塩崎議員 確かに森委員の御指摘のように、私立大学に対しましてこの国の援助と違ひまして、第九条の高校以下に対しましてこの財政援助は「一部」という規定の仕方が出ております。「補助することができ」という規定の仕方は、私立大学の場合と同じでございまして、「その一部」という形になつてゐるわけでありまして、仰せのとおり考え方によりましてゼロでもいいというふうなこともできようかと思ひます。しかしこの精神は先ほど来るる申し上げておりますように、都道府県の高専以下に対しましてこの教育責任と申しますか、財政責任並びに監督責任、こういった地方自治固有の権限を尊重しておるわけでありまして、都道府県がどの程度高専以下について補助するかどうかは法律で決まらぬで、都道府県の自由なる裁量、自治の範囲にゆだねてゐるわけでありまして、もちろん先ほど申し上げましたように、国が私立学校に対しまして二分の一という一つの目標を出しますれば、現在、御承知のように五年前から二分の一補助という私立大学に対する国の援助になつて、都道府県もまた地方財政計画、地方交付税の計算では二分の一という目標を目標にしながら国の財政措置に準じて補助を増加してまいりましたので、そういうふうになることを期待するわけでありまして、しかし法律上は、おっしゃるやうにまだそこまでの義務は課してありません。しかし、これは現在の地方自治も尊重いたしましたことと、そして私学に対する財政援助が必要なこととの妥協でございまして、しかし国は、都道府県が援助した場合に、本当は半分ぐらい持つてやってもいいじゃないか、あるいは三分の一という率を法定した方が完全に私学と同様に目安がついていいじゃないかという考え方があつてゐるわけでありまして、これもまた一つの進歩でございまして、けれども、やはりこれまでの経過から見ますと、ことしやと予算に計上

した程度であつて、地方の固有事務に対して、特に高校以下の学校の財政援助に対して国が援助したことがないといふことの沿革があるわけであり、あくまでもまた地方交付税あるいは地方税の範囲内に任すべきであるといふ考え方も、私はこれまでの経過から見たら正しい考え方であらうかと思ふのであります。そこはひとつ高校以下に對しますところの財政上の援助の必要との間で妥協して、一部は少なくとも補助するといふことでしたらわけでございます。

しかしその背後には、現在の地方財政の大変困難な状況を考へてみると、やはり地方団体も国からの援助がどの程度来るか、ひとつ明らかになるような方向の運用を考へていかなければならぬ。ことしの八十億についても、森委員御承知のように、いろいろと配分の基準について意見があるわけであり、そして八十億円をどのように交付税の計算上織り込むかについては不満もあるわけでございますので、これからこの規定の運用をひとつしっかりとしたものにして、地方団体はもちろん、私立の高校以下の学校もどの程度の補助が来るか、そして安心して安定した経営ができるように努力すべきだと私は思ふのでございます。御指摘のとおり書き方はまだまだ不十分でございますが、現状においてはまだまだいろいろな考え方がありまして、この程度が私は最も望ましい改善の姿ではないか、こんなふうに考へておるわけでございます。

○森(喜)委員 私は大学の二分の一ということよりも、ことよりもという大学関係者からおしかりをいただくかもしれないが、むしろ高等学校以下の私学の補助のことについて大きくウェイトを置きたいと個人的には考へておるわけだ。これは後ほどまた少し中に入つていきたいと思ふのですけれども、現実には大学の中にもいろいろなベランスがあると思ふが、とりわけきょうは嶋崎先生もいらつしやるし、永井大臣も私学に御関係あるわけでございますが、石川県などという県は伝統ある私立高等学校は皆つぶれかけているわけ

けです。事実倒産していると言つてもいいぐらいなんです。無責任にみんな県立に移管になっていくわけだ。ですから、そういう高等学校以下の学校を一番早く、大学は後回しでもいいとは私はあえて言ひませんけれども、むしろ緊急性があるとするならばこの方だと思つています。

ところが、現実にはこの作業を進めてまいります中で知事会あたりがかなり抵抗しているわけですね。これはもう藤波先生や塩崎先生にもそういう御意見は通つていふと思ひます。知事会は何も私学助成をするなどということじゃないのです。それはよくわかるのだけれども、現行の体制でいけば、結局県に大きなウェイトがかかってくる。ますます地方財政を圧迫するということから反対をしているといふことは、十分われわれはわかるわけであり、したがつて、このまゝいままゝと、これをそのままに私が言う哲学的法案であつて、全体的には細かく下がつて決めておきながら、肝心のところが逆に宣言法みたいな形になつておること、実は私は大変腹立たしさを覚えるわけであり、

そこで、この法律を通さしていただいて、そしていよいよこれを運用していきますときに、実際に国と県との高等学校以下の助成について具体的にどのような形になつていくのか、これは局長からでもお答えをいただきたいのですが、これが通つてこれを進めていく場合、一体どういう形で、具体的に県と国がやつていくとしていくのか。

それから、私がさっきから心配しているのは、県が財政上の都合でできませんと言つたら、どうなつちゃうのか。かえつて各県にばらつきができてきたりして、えらいことになつてしまふ。そうではなくて、いま私学に対する交付税のあり方については知事の裁量で結構いいかげんにやつていくところもあるのですから、ますますそんな形になつてはいかぬと私は思ふ。その辺について事務局からお答え願ひたい。

○今村(武)政府委員 この法律案が成立いたしますと、第九条が現実には動くようになりますと、この

規定が二つの役割りを果たすようになると思ひます。

一つは、従前高等学校以下の私学に対する財源措置は地方交付税によつて地方の自主財源のみによつてなされておりました。私学に対する公共団体のかわり合いが歴史的に變動してまいつておりますので、都道府県知事の私学に対する判断の差異により、各府県ごとに高等学校以下の私学助成に非常なアンバランスがございます。この補助金がそのアンバランスを是正するという意味で第一の役割りを果たします。

また第二には、この一部の金額の多寡によりましてはそれが都道府県に対する財政援助の役割りを果たします。私学の経常費に対する助成を通じて高等学校以下の私学の振興を図ることができ、

その二つの機能を發揮するようになると思ひます。

○森(喜)委員 そういたしますと、先ほど塩崎さんからもお話がございましたが、ことしの予算で高等学校以下について八十億、率直に言ひまして、まさに画期的なことを、初めて高等学校以下の私学に対して国が助成をしたという、大変勇断を実行したわけだ。もちろん具体的な実行はまだこれからです。そのこと、今回のこの法が運用されていくときの関連性はどうかというふうになります。もっと端的に言へば、その方がプラスになるということですか。

○今村(武)政府委員 従前の地方交付税をもつて各府県ごとに財源措置をして、そしてその執行については全く都道府県知事の裁量に任せるといふ態度をとつていた時代と、この法が制定された後の状況を比べてみますと、国の補助金を通じて各都道府県に対する指導助言といったことも十分できるようになりますし、私学の独自性を尊重しながら私学の振興を図るというふうな意味において、従前はとは相当に違った効果をあらわすことができるのではないかと、この法律の第一条に書いてある趣旨の目的実現により沿うような努力がやり

やすくなると思ひます。

○森(喜)委員 この八十億についての配分の方法等についてはまだ考へていらつしやるのか、目下考へていらつしやるのか。もちろん考へていらつしやるのだと思ひますけれども、もともと最初からわが党として考へてまいりましたのは四分の一ですね、その一つの目標を仮に具現化といひますか具体化していくと交付税で一体どれくらい金が要するのですか。

○今村(武)政府委員 この法律の趣旨に従つていふ先生の考へる経費を計算しと言われましますと、それは事務的には計算ができないわけでございます。と申しますのは、経常費の範囲が実支出額でなくて今度限定されることになりましますので、その限定の度合いがどうなるかということによつてその数量は違つてまいります。したがつて、いま先生が、仮に四分の一持つことにして幾ら金がかかるか、事務的に正確に言へとおしやるのと、正確には言えないわけでございます。それで、最高限をとつてみますと、実支出額で計算した金額が一つの目安になります。今年度の高等学校以下の経常費の推定額が五千億でございます。五千億の半分が二千五百億、二千五百億の半分が二千二百五十億でございますから、もうアッパーリミットが二千二百五十億でございます。政令で限定いたしますと、四分の一完全に実現した場合はそれ以下の金額になつてまいりますし、それをまた年次の改善を図つていくという考へ方をいたしますと、八十億から逐年増額していくといったようなことに相なるかと思ひます。

〔委員長退席、藤波委員長代理着席〕

○森(喜)委員 いまの今村局長の考へ方というのは当然塩崎さん、藤波さんも聞いておられるんだろうと思ひますが、端的に言つて、このあたりで妥協したと言ふと変ですけれども、このあたりでまとめざるを得なかつたのは、現実の数字と金額、そして本当に予算の裏づけをしていくという財政面を考へると、確かに問題も大きいし、責任も重いといふことを感じられて、そしてこういう法

律になったんだろうということも私も理解できません。

そこで塩崎さん、大学の問題と切り離していただきたいのですけれども、この目標と、われわれが意図しやうていかなければならぬ目的と、いまの数字との間に相当むずかしい問題が残されていると思えますけれども、この辺について、塩崎さん自身はただつておられるわけじゃないと思うので、どのような計算をなさっておられるか、どのような目標を考へておられるか。はっきり言えば年次のスケジュールですね。私学関係者たちはこの点に非常に注目しているわけですから、その辺のことを、お考えでも結構ですから、この際、ここで具体的に示していただきたいと思ひます。

○塩崎議員 その点はいま大変問題になっている点でございます。その問題になっている点も八十億円の予算が決まるときから予想されたことで、森委員は特に御承知のとおりだと思ひます。でございます。額もさることながら、八十億の配分方法が伝えられたときに言われましたことは、地方団体に對して予測ができないことが第一の欠陥である。つまり、たとえば交付税で考へておきますところの七割以上出しているところにやるとか、いろいろぐるぐる回っていくような感じの計算によつていく、そこに予測ができないという欠陥が一つ。もう一つは、私学側に大変な不満を与えたのは、御承知のように、せっかく八十億円もつたんだけれども、交付税計算上は差し引かれておるといふことです。県の計算では、八十億円を各府県に割つた場合にどれぐらゐるか、それを差し引かれて交付税でもらえることになつておるといふようなことを言われてがっかりしたようでございます。つまり、八十億円は上積みになつてボーナス的に配賦されると思つておつたのが、その当てがはずれたようでございますが、そのあたりにいろいろの考へ方がございます。

これらの計算を考へてみますと、いま申しました第一の欠点の予測可能性の問題、第二の、これ

が奨励的な、本当に上積みになるような、地方財政の刺激になるようなやり方、この二つの要請を加味していくしかないと思ひます。

まず第一に、そういった観点から見ますと八十億円という額は少し少ないのじゃないかと思ひますが、森委員も御同感だろうと思ひます。

第二点は、その配分方法はできる限り簡明な、各府県の出し方に余り依存しないような方向、当然初めからこれぐらゐるということが予測されるような方向を考へるべきじゃないかと思ひます。でございます。それを突き進めれば四分の一というように固定した率、これが一番望ましいと思ひうわけでございます。

しかし、いろいろいきさつがございまして、地方財政の自主性、そういった古くからの貴重な原則を尊重しなければならぬといひますと、そこに妥協を求めながら、若干の御不満があつてもひとつがまんしてもらいながら、今後八十億円をふやす努力をしながら満足していく方向を見つけていきたい。少し抽象的な客弁で申しわけありませんが、私もそんな方向に努力すべきだと考へております。

○森(重)委員 はつきり言つて八十億では分けようがないのじゃないかと私は思つております。確かに大変意義のあることを予算上措置したわけですが、それでも、かえつてこれがまづつていて不公平になつてもいけませんし、それから公正を期せば期すほど余り効果がないといふことになるのじゃないかと思ひます。この辺は、塩崎先生を中心にして、配分の問題、あるいはこれから四分の一の固定した目標に向かつていくためには、どのようなスケジュールで、そのような目標を掲げて進んでいくかといふことは、これから検討していただかなければならぬと思ひます。当然行政に對してある意味では指導もしていただかなければならぬと思ひます。

もう一つ、大臣にちよつとお尋ねをいたしておきたいのですが、ことしの予算の大臣折衝のところでのこの私学補助を決定といひますか具体化さ

れたわけでございます。この八十億については、どのような効果があらわれてくるか、あるいはこれをどのような形にしていくなか、しばらく様子を見て高等学校以下についての今後の補助を考へようといふことが当時大臣折衝の中であつたのかなかつたかといふようなことを、私もこの作業を進めていく中で聞いていたわけでございます。したがつて、財政当局、なかなしくわが党の政策担当の責任者たちもこの点をわれわれに對して非常に強調しておられた私も感じていたのです。高等学校以下については当分様子を見よう、つまり、八十億の運用の効果を見よう、それから、そういうこともあつたから塩崎さんは多少バックしたのかも知れません。そのような感じもするわけですが、当時そういうお話し合いが大臣折衝の中であつたのになかつたのか。そんなことはおっしゃらぬでもないのですけれども、その辺のことと、これは今後効果を見ていこうといふことから言つと、この八十億の使い方というのは将来に大きく影響してくるようには私は感じますが、そういう私の考へについて大臣どう思われますか。大臣の考へ方を述べていただきたい。

(藤波委員長代理退席、委員長着席)

○永井国務大臣 大臣折衝のときにいろいろ会話を交わしたわけでございますが、もちろんいま記録を持っていますわけではございませんから、私が了解しております限りにおいて、大体どういふ気持ちで八十億というものを望んだか、そしてまたその後考へているかといふことを申し上げればよいと思ひます。

まず、八十億というのはもうそれっきりで、あとは考へないという種類のものではない。他方、今後またあの八十億程度のものではずっと続くといふのではない。といふことは、そのいずれでもないわけでありまして、やはり一つの試行錯誤的な最初の試みであつて、そういうことで今後は考へていった方がよからう、そういうものと私は解しております。

○森(重)委員 ちよつと乱暴なことを申し上げて

おしかりをいただくかもしれませんが、私学は大変な事態になつていふことは、先ほど木島先生、嶋崎先生、山原先生、高橋先生、それぞれおっしゃつておられますし、とりわけ大学は経費がかかつてそれが全部授業料におぶさつてくる、決していいことじゃないと思ひます。しかしまあ乱暴なことを言ひますけれども、大学進学は自分で望んで行かれるわけでございますから、ある意味ではそのことは百も承知で進学をしておるといふことも私は事実だと思ひます。そういう面から見ると、高等学校以下の救済と言ひますか、いまの財政の援助と言ひますか、これは私はどんなことがあつても、むしろ大学より早くやらなければいけない、私はこういう持論を常に持つてゐるのです。

だからこの作業を一緒にやつてまいりましたけれども、途中から余り意欲が出てなくなつたのは特にこのあたりがすばんだことに私は実は非常に憤りを覚えておりますので、いま大臣の御見解とおり、お話のとおり、これでいいといふものでもないし、今度やつたものがそのまま続くものでもないといふことでございましてこれを多量にいたしました、どうぞひとつ高等学校以下のこと、このまま行きましたら、日本の国でまあ大都會のようになるところは結構ですけれども、小さな私立の高等学校はなくなつてしまふと思ひます。これは私は日本の教育にとつては大変な過ちだと思ひますので、個性が豊かで、本當に全人教育ができ、すばらしい子弟教育ができるのは、むしろ私は私学の高等学校や中学校でなければならぬと思つておりますので、私があえて何で大臣折衝のことを大臣に申し上げたかといふと、この辺は当分様子を見ようなんといふそんな大蔵省の考へ方なんかで教育を語つてもらつちや困るからです。何をいま一番先にやらなければならぬかと言へば、私は何をしておいてもこをやらなければならぬ。私に言わせれば大学に來た者は勝手に來たのですから、私はそういう意味でこの問題だけではないがしろにしてもらつては困るし、この問題だけはや

はりできるだけ早期に国として財政補助をどうするのかが一つについて取り組んでいただきたいというように申し上げておきたいと思ひますが、念のために、注目されている私立学校振興のことでありますから、いま私が申し上げたことについて大臣の御決意を伺っておきたいと思ひます。

○永井国務大臣 先ほど大臣折衝の話が出ましたが、それは昨年の十二月のことでございます。それから起こっている事態の方が意味ではもっと大事かと思ひますが、それが将来予測につながつてくるかと思ひます。事実私立学校の授業料値上げということは父兄の非常な負担ということの意味を意味していると思ひますが、この四月の物価指数を見ますと二・六％の上昇でございますが、そのうちの約一・六％が私立学校の授業料値上げによるものであります。これは実にほかのものに比べても私立学校の授業料というものが物価指数の変化に非常に大きな影響を与えているということの意味するものであります。さらに私立学校の中でどの段階のところが非常に上がったかというのを見ますと、実は大学よりも先生御指摘のように高校、中学、幼稚園というところが四月の上昇率が非常に高いのでございます。ということは、要するにそれだけ授業料を値上げざるを得なかった。大学について申しますと平均二一・六％でございますが、高校は四六・八％、中学が三八％、幼稚園四〇・九％ということでございます。ということは、やはりこの事実を見ましても父兄に非常に負担がかかっている。しかし父兄は是非でも学校に入れなければいけないということでございますから、私は当然こうした数字に基づきましても、われわれ文部省はこの新しい法律というものができましたらば、この法律の趣旨もまたそこにありますし、数字が示すところもそれでございいますから鋭意努力をいたさなければならぬと考えております。

すが、どうぞこの法律をここで通すことだけが目的じゃない、先ほどの会派の先生方もおっしゃったように、私もそれはゼロから一にするということに大変な意義を感じますけれども、それをさらに前進させて改善をしていくということにひとつ積極的に取り組んでいただきたい。これは全国の子供たちを持つ親の切実な叫びだと私は思ひますし、こうして夜遅くまで皆さんに御協力いただいて審議を進めていくのもそういう大きな意義があるというところで、いろいろな面で不満はありますが、各先生方が協力なさっているのだと思ひます。塩崎先生、これまでやってこられた主査、どうぞひとつこれから後も努力を願ひたい、こう申し上げておきます。

もう一つ中身に入ってお尋ねをしておきたい点がございいます。附則の私立学校法の一部改正でございますが、文部大臣は新しい大学の施設、それから学部の新設、取定定員の増加等につきまして、これは五十六年の三月三十一日までの間特に必要があると思われる場合を除いて当分の間は認可しない、こういうことでございいます。これは税金を負担していただく国民の皆さんに説明するには確かに国の財政はしり抜けであつてはいけませんし、どこかで歯止めしなければならぬということでは当然なことではございまして、そんなことを言つてはしかられますけれども、本当に私学の経営というところにいろいろな意味での意義を感じてやられた私学関係者はあると私は思ひます。けれども、どちらかと言うと私学はもうかるからというふうなことでは悪い発想でやられた人はまたあるんじゃないかという感じを持って、やれば何とかもうかるんじゃないか、うまくいかなければならぬとあつたものでないかと私は思ひます。とは言ひながら、自由主義国家の中で私学をこういう形でつくっていく、つまり私学なんというのは本當の意味の教育のいわゆる塾から始まったものだと思ひます。そういうことから始まっていったものを、これから自由な発想の学問ができない、

あるいは現在ある大学が新しい学部、学科をつくつてもいけない、あるいはもっと端的に言えば、経営上、財政上、学校の財政状態を考へてみると、そういう意味で定員増をするということはいけなないのかもしれないけれども、できるだけ私立、私学の経営を自分たちで努力して改善するということがこれはたまたまです。そういう面から見ると取定定員の増を認めないのだというようにことになつてきます。これはいまの自由主義の一端から見たら大変な、これはある意味での統制になつてくるという感じが私はするし、恐らくこの辺を私学関係者は非常に心配をなさつておられるんじゃないかと思ひます。

私もこれを進めてまいります大学関係者にもいろいろな御意見も伺つてまいりましたが、まあそんなことはかの大学の固有の言葉を挙げてはいかぬですから自分の出た大学のことなら悪く言つてもいいと思ひますが、まあ早稲田やそういうクラスになればもう経営能力なんかゼロで、はつきり言へば何が何でもとにかく国が半分補助してはしというものが、私は総長初め理事者の方の率直な考え方だと思ひます。

（委員長退席、三塚委員長代理着席）

それから高等学校以下については、私さつき見解を申し上げました。大変な言いあらわし方をしますけれども、発展途上国といふか、これから発展をしていくという個性のある特色ある大学がこのことによつて発展がしにくいというふうな面も私は出てくるんじゃないかと思ひます。その辺について、あえてこれをしなければならなかつた理由も、いま申し上げたようにわかるわけでありまして、これについて塩崎先生、どう考へておられるか。特に大事なことのようないないと思ひますから、どうぞひとつ。

○塩崎議員 財政援助の保障と並びまして一番大事な今度の改正のポイントでございます。どうしてこの改正の真意を、ただいま森先生の言われましたように、私は私学関係者にも十分に理解してもらいたいと思ひます。

この改正の理由は、ただいま森委員の御指摘にあるまでもなく、財政上の理由が一つあることは間違ひありません。私学の一方的な意思だけで定員を増加して、そうしてそのために補助金が無制限に支出されるおそれがあることはこれは避けなければならぬ点でございます。血税と言われる税金の使途については有効性が担保される措置が必要であると思ひます。財政上の理由があることは言うまでもありません。しかし森委員も御承知のように、この規定は財政上の理由だけではないことは御承知のとおりでございます。

まず第一に、御承知のように日本の進学率は大学についてはアメリカに次いで高い。考へ方によりますればいろいろの問題を醸しているようでもあります。その進学率も、御承知のように大学の経営が苦しいから取定定員をふやすことによつてその財政難を救うというふうなことがあつたらおかしきと思ひます。それはもちろん国の援助をふやすことによつて質的な向上を図るべきだ、教育水準、内容の充実を図るべきだと思ひます。そしてこれまでの風潮が高度成長下におきましてマンモス化あるいは総合大学化、こんなようなことは私学の建学の精神というんですか、個性のある、特徴のある教育を理想とする私学の精神から見て全く適しないものだ。どんな小さな大学でも特殊性のある、個性のある教育をモットーとして伝統のある学部をつくるべきだと思ひます。そういう一つの観点から見ますと現行法は欠陥がございいます。大学の施設あるいは学部の新設の際には認可になつておつて、学部の学科とか取定定員の増加は認可しなくてもいい。初めは認可なんだがその後はどうでもいいというふうのも全く不合理な話でございます。私は、こういう教育上の見地からどうしても認可制度にかけ、しかもこのような恒久的な財政援助の保障制度がでさるるわけでございますから、教育上の理由から五年間ぐらひは原則として定員は増加しない、量的な拡大はねらわないうで、本當に個性のある教育水準の向上をねらう

ていただきたいと思ひます。

しかし、いま森委員御指摘のように、そうは申しましても適正な規模の大学というものは必要でございませう。これは当然認可しなければならぬ。しかしその認可の方針がいわゆる官庁の独善的な考え方で立てては大変でございませう。それはやはり私学の教育の自主性を阻害いたしますので、この法文にありませう。私学審議会の意見によつて必要と認めるといふような客観的な基準によつて、文部省だけの判断ではございませう。そのような客観的な、私学関係者も入つておる民主的な審議会の意見によつて必要と認めれば弾力的に定員の増加も学科の増設も認めようじやないか、こんなふうな考えでおるわけではございませう。これは絶対禁止だと言われておりましたら大変かわいそうなことだと私は思つております。ちなみによくよく考えてみますと、国立学校の方は予算が認められて初めて定員の増加がある。国立学校はいわゆる認可制度が予算と同時に行われてゐるようなことではございませう。それから考えてみますとこの制度も当然正當視されるべきであるし、現在の教育水準のもとでさらに新しく財政援助が進みます際にはぜひとも欲しいと思ふのです。それからもう一つ、国立学校だけじゃなくて私立学校の中でも、いままでの実績を見ますと、届け出制度とはいひながら御承知のようにすでに文部省との間で話し合ひがついていけば内認可と申しますか、そういう約束事ができない以上は届け出はしないというわけで、現実には、私学の急激な弊害の観点から見て話し合ひによつて初めて増加が行われ、届け出が行われる、こういう運用をされておるわけではございませう。現にそのような運用を考へられておることを考えますと別にいまだ支障があるとは私は考へていないわけではございませう。こういふ新しい財政援助が進みます際には、私学関係者の深い理解を得て、こういふ充実を追求するの量的な拡大だけを追わない、質的な充実を追求するという観点からぜひとも御賛成を願ひたい、こういう観点から大学の経営の改善を図つていた

だきたい、こんなふうな思ふわけでありませう。

○森(喜)委員 中身のいろいろな不備や、先ほどから各先生からの御質問もありませう。確かに満足できなくても、国が大きく私学というものの助成をこの法律によつて明確にするという、これは一種のまた革命だとも思ひます。ですから、そういう中に当然犠牲が伴うことは私も十分にまた理解がございませう。私学関係者もまた、そういう私学のあり方、健全な大学経営、それから適正な規模とは一体いかなるものであるかというようなこともこの際これをてこに議論をしていただくことは大変いいことだと思ひます。私学関係者もそのことを十分この機会に研究をしてみたい。私もそう思ひます。が、それにしても何かかわいそうなきがして、これを認めなければ二分の一の——二分の一は現実にならないわけですが、この目標には達成できないのである。いやならやめなさい。やはりそれは惜しい。しかしこの足かせは、自由主義社会の中でこんなむごいことはいやないかという気持ちもあるだろうと私は思ひまして、特にこのことについて強く私もいろいろな意見を持つてゐるわけではございませう。そこで五十六年という五年のこと——これは当初の案から考えれば当分の間ということになつておつたようではございませうが、当分の間というのほどの程度のことか私もわかりませんが、法的にはどの辺の意味かわかりませんが、あえて五年とされたのは何か意味があるのでしょうか。これはさき大臣の答弁の中にもちよつと話が出ましたが、自民党文部部長いっしょに話が出た、いわゆる大学マップといひますか、日本に大学が一体どれだけの要るんだ、適正な大学、そして全国にどのような大学が要るのかというようなこととも関連があるような気がするのですが、そういう作業のことも考へて五年となつたのか、これをお答えいただきたい。

○塩崎議員 だいたい森委員がすでに御示唆のとおり大学マップの作成等の、いわゆる高等教育の方向についての問題と関連があつて私どもは五年と決めたつもりでございませう。御指摘のように当初は当分の間認可はしないものとするという考え方でございませう。しかしよくよく考へてみますと、当分の間という規定は御指摘のとおりあいまいでございませう。これもまた法律でございませう。いろいろの政治上の理由からなかなか改正もできない。そうすると硬直化して不測の損害を与えるおそれなしとしないわけではございませう。さらにまた、このような大例外でございませう。どうして期限をつけた方がいいと考へたわけではございませう。そしていまの大学マップ等の関係は、五年以内ぐらいつくつて早目に世の中の期待にこたえなければならぬ、こんなふうな気持ちで、附則でございませう。経過的な規定でございませう。それから、明確に五年というふうに規定したわけではございませう。その間に、いまもおつしやつたように高等教育のあり方、大学の配置図というやうなことは文部省の御努力を、国公立を通じてぜひともつくつていただきたい、こんなふうな思つております。

○森(喜)委員 そういう意味ではできればこれを附帯決議ぐらゐで、消えるものであるといひながら法律でこう書かれるといふことは——自由社会の中で統制するといふ問題が多いのです。たくさんあります。米だつてそうです、国鉄だつてそうだし、健康保険だつてそうだし、特に最近よく問題になっております繊維問題なんかで輸入一元化なんといひ、ああいうやうなことも、統制を一部でやつて後は自由にさせるということに必ず不満も出てくるし、問題が生じてくるやうな気がいたしますから、本日は附帯決議ぐらゐで、このうざらざらしないやうな形でできなかったのか、このうざらざらしないやうな形で、どうなんでしょうか。

○塩崎議員 確かにおつしやるように、附帯決議等によつて、定員の増加を抑制するといふやうなこともできたかと思ひます。しかし、せっかくの財政援助を法的に保障する制度が始まるときでございませう。そしてまた、この法律という国民の明確なコンセンサスの中で、国民は私学の量的な拡大よりも質的な充実、伝統ある学風、個性のある教育、こういふものを希望するんだとあらわすことも私は大変意味のあることだと思ひまして、このように規定をさせていただいたわけではございませう。

〔三塚委員長代理退席、委員長着席〕

考へ方によりますと、中には、これは予算上の基礎には算入しない方向でやつたらどうか、収容定員の増加はやはりいままでのように届け出にして、文部省と意見が合わないやうなときには、森委員のおつしやるように、このときには補助金をその増加した部分だけにやらなくてもいいじやないか、こんなやうな意見もございませう。私も四十九年の五月の案の中ではそのやうな考へ方をとつてみたわけではございませうが、よくよく考へてみますと、これはどうも小手先の感があるわけではございませう。首尾一貫しない考へ方である。予算上補助しないといふことはやはり教育上も好ましくない。国の代表としての文部省の意見の表明であるといひますれば、やはり定員の増加は許可すべきではない、認可すべきではない、こういうやうな考へ方が出てくるわけではございませう。そこが首尾一貫いたしまして認可制度にし、しかも五年間だけはひとつ認可をしないといふことをあらかじめ明瞭にしていこう。しかし弾力的に、審議会等の意見を聞きまして、必要がある場合には認めようではないか、こんなふうにしたわけではございませう。運用は、森委員の御心配のように、審議会の意見も聞いて、文部省だけ単独の意見で決まるわけじやありませんので、このやうな森委員の御質問の趣旨を反映して弾力的に行われる、必要がある場合にはもう優先して本日に速急に認められる、こんなふうな考へております。

○森(喜)委員 よくわかりました。わかりましたし、またこの辺の運用が一番、せっかくいいものをつくりながらうらみを残すやうなことがあつてはならぬと思ひますので、私はよくよく申し上げておるわけではございませう。

そういういろいろ聞いてまいりますと、特にこれは

文部大臣が今村局長に伺っておきたいと思うのですけれども、まあ特に塩崎さん、定員増という点については特に慎重にしなければならぬという御発言があったと思いますが、その辺がこれはいまだ大きな政治問題、むしろ社会問題と申し上げてもいいと思いますが、いわゆる入学難ですね、受験地獄。これは現実には、大学の格差とかそれから、はつきり言って受験の技術上のことで倍率が高いということも現実だろうと思いますが、それにしてもそういう受験地獄という現象をなくすることが、これはもう大臣もそうだろうし、どの先生方も皆そう思っておられる。そういう面から見ると、定員の方はこれはふやさぬ方がいいんだといま塩崎さんは言っておられるわけですが、その辺と、経済情勢がかなり変わってまいりましたから、これ以上ふえぬだろうということも見られますが、あれは五十二年ですか、五十二年ですか、四〇%ということまで出ているわけですから、その辺とちょっと矛盾してこないのかなと思ふ。できるだけそういうことがないように枠を拡大してあげなきゃならぬ、逆にそちらの方を抑えてしまふということになれば、せっかくよくしなければならぬこの受験地獄解消に逆足かせをはめるということになるんじゃないかなという心配もちょっといたしますが、それについて、特に定員増の問題等につきましても大臣のお考え方を……

○永井國務大臣 これは高等教育懇談会で昭和六十年までを目標しての長期計画を最初に立てていたわけですが、それで言いますと四〇%までいくであらう、一番初めの考えは筑波大学程度の大学をあと百つくらなければいかぬというようなことであったわけですが、ところが、石油ショック以来いろいろわが国の経済の態様に変化を生じて、さらに諸外国の例を勘案いたしますと、アメリカ合衆国などでは大体年間五十ぐらい、これは私立でございますが、大学が減っているという状況が見られます。そのほか、大学を卒業しませんでしたから大学をやめて、ちよいといま日本で問題になっております専修学校、各種学校に入つて

実際に働こうというより人口も増大している。これは他国のことでございますから直ちにわが国に当てはまるといふわけではありませんけれども、しかし高等教育懇談会はいくつかも勘案いたしまして、高等教育という枠の中にいままでのようにいわずに大学と言っているものだけではなく、専門学校等もう少し広く考えて、弾力的に将来の高等教育進学者を考えていくという立場を一番最近の報告書でとるに至っているわけでございます。

したがいまして、筑波程度の学校百校というふうには言われましたものの将来予測は一応消えている。そればかりか、現在の高等教育懇談会の考え方はかなり弾力的になっておりますから、私はそれとの関連で、今回の法案の中にあります私学についてはいままでは量であったがこれからは質という考え方は矛盾しないというふうに考えております。かといって、それでは全然ふやさないかという点、これは塩崎先生も御指摘になっておりますように、審議会においてこれを検討する、特別な場合というものはもちろんそこに弾力性を求めなければいけない、そういうふうには考えておりますが、しかし全体的な将来予測という点との関連で申しますと、この点は矛盾していない、私はかように理解いたしております。

○森(重)委員 それでは、これはある程度今後に対しても一つの大きな——大臣の御発言がちょっとこれは御無理かもしれませんが、将来に於いて影響力が出てまいりますが、ここに「特に必要がある」と認める場合、この法律を運用していく場合、現実の問題として大臣は、この「特に必要がある」と認める場合」というのは、もちろんこの審議会、私大審の意見を聞くことでありますが、大臣は文部大臣におなりになる前から教育に對して一つの大きな御見解を持っておられるわけでありまして、日本の学問というものは——日本ではなく世界、学問というものはこれだいいというものはありませんから、当然新しい分野、新しい部門についての学問、研究というものは進めていかなければ

ばなりません。これは私もでもわかるわけでありまして。その辺の、「特に必要がある」と認める場合」といふものを具体的に大臣はどの程度のケースを考え、どのような範囲を考慮しておられるか、御見解を承っておきたいのです。

○今村(武)政府委員 私は、この条文を拝見いたしまして、ずいぶん苦心してあると思ひました。必要がある」と認める場合とはいうことではなくて「特に必要がある」と認める場合」というようなことが書いてございます。この必要がある」と認める場合」といいますと、文教の充実を求める文部大臣は、学校をつくりたいという希望に對してはこれは全部必要があるというふうなお認め方をされることになるのだらうと思ひます。「特に必要がある」といふのは、たとえば大学の学校の設置あるいは学部の増設等々については、現実問題として四、五年の準備がございまして、それで、準備をされているものはそれぞれの必要性に基づいて準備をされておるものでございまして、そういう事前的準備がされているものが申請をした場合、そういうものは経過期間中の措置として認める必要があらうかと思ひます。それからまた、大学マップとの関係がございまして、地域地域によりまして高等教育機関の非常に整備されていない地域がございまして、そういう地域からの申請につきましては、これはその地域の高等教育水準の向上を図るために必要があると思ひます。それからまた、日本の職業構造、産業構造の変化に従ひまして、新しい分野の学問の開拓が求められる場合がございまして、そういうものに對しても道を開く必要があるのではないかと思ひます。それからまた現在までのわが国の教育のあり方について一般的にいろいろ問題もございまして、そういうある意味では低迷しているこの教育界に清新な道を求めて、新しい試みをやりたい、まさに私学の独自性、建学の精神に基づいて新しい試みをやりたいと言われているような場合に、それがわが国の教育から考えてみて特に必要があると認められるような場合は、それはもちろん私大審、大学設置審議会の意見を

聞かなければなりません。特に必要がある」と認める場合、「いま考えただけでもこういうことがございまして、具体的に個々のケースを拾っていきまして、いろいろな場合に大臣に特に認めていただく必要がある場合が起こってくるのではないだらうかと存じております。

○森(重)委員 いまの事務当局の考え方、塩崎さん、与党の、しかも今日まで国立だけではなくて私学問題に取り組んでこられた主査として、私学関係者の意見も十分あなたは聞いておられると思うのですが、大体そういう考え方よろしゅうございまして。

○塩崎議員 森委員の御指摘のように、この問題は私学関係者一番心配しておられる問題でございます。私は、いまの今村管理局長の御意見を聞いて、まずまず大筋において考え方は正しいと思つております。ケース・バイ・ケース、いろいろの事態が生ずることと思ひますし、俗説では理工科系の学部学科でなければあるいは定員の増加でなければというふうな意見がございしますが、そんなことは私はないと考へておりますし、ただいまの今村局長のお話でもそのように聞きましたので、おおむねそのような考え方でも進めていただいても支障は生じないし、私学関係者にも迷惑を与えないのではないかと、こんなふうに思つてございまして。なおしかし、そのためには大学設置審議会及び私立大学審議会の意見を聞くことになっておりますので、この審議会の方々の意見も重視していただく、そしてまた適切な意見が出ることを望ましいと思つてございまして。

○森(重)委員 大変くだいようですけれども、この辺だけは特に運用上十分に御協議をいたしたい、慎重に進めていただきたいと思つてございまして。特に私は、これは今村局長十分御存じだと思ひますが、ここ近年さかのぼって、ここ二、三千年の中で、もっと延ばしていいかもしませんが、認可を申請して許可された大学というのは大概学部が二つか三つでしよう。それでせいぜい定員が二百名くらいなのです。それで相当膨大

聞かなければなりません。これは私もでもわかるわけでありまして。その辺の、「特に必要がある」と認める場合」といふものを具体的に大臣はどの程度のケースを考え、どのような範囲を考慮しておられるか、御見解を承っておきたいのです。

○今村(武)政府委員 私は、この条文を拝見いたしまして、ずいぶん苦心してあると思ひました。必要がある」と認める場合とはいうことではなくて「特に必要がある」と認める場合」というようなことが書いてございます。この必要がある」と認める場合」といいますと、文教の充実を求める文部大臣は、学校をつくりたいという希望に對してはこれは全部必要があるというふうなお認め方をされることになるのだらうと思ひます。「特に必要がある」といふのは、たとえば大学の学校の設置あるいは学部の増設等々については、現実問題として四、五年の準備がございまして、それで、準備をされているものはそれぞれの必要性に基づいて準備をされておるものでございまして、そういう事前的準備がされているものが申請をした場合、そういうものは経過期間中の措置として認める必要があらうかと思ひます。それからまた、大学マップとの関係がございまして、地域地域によりまして高等教育機関の非常に整備されていない地域がございまして、そういう地域からの申請につきましては、これはその地域の高等教育水準の向上を図るために必要があると思ひます。それからまた、日本の職業構造、産業構造の変化に従ひまして、新しい分野の学問の開拓が求められる場合がございまして、そういうものに對しても道を開く必要があるのではないかと思ひます。それからまた現在までのわが国の教育のあり方について一般的にいろいろ問題もございまして、そういうある意味では低迷しているこの教育界に清新な道を求めて、新しい試みをやりたい、まさに私学の独自性、建学の精神に基づいて新しい試みをやりたいと言われているような場合に、それがわが国の教育から考えてみて特に必要があると認められるような場合は、それはもちろん私大審、大学設置審議会の意見を

聞かなければなりません。特に必要がある」と認める場合、「いま考えただけでもこういうことがございまして、具体的に個々のケースを拾っていきまして、いろいろな場合に大臣に特に認めていただく必要がある場合が起こってくるのではないだらうかと存じております。

○森(重)委員 いまの事務当局の考え方、塩崎さん、与党の、しかも今日まで国立だけではなくて私学問題に取り組んでこられた主査として、私学関係者の意見も十分あなたは聞いておられると思うのですが、大体そういう考え方よろしゅうございまして。

○塩崎議員 森委員の御指摘のように、この問題は私学関係者一番心配しておられる問題でございます。私は、いまの今村管理局長の御意見を聞いて、まずまず大筋において考え方は正しいと思つております。ケース・バイ・ケース、いろいろの事態が生ずることと思ひますし、俗説では理工科系の学部学科でなければあるいは定員の増加でなければというふうな意見がございしますが、そんなことは私はないと考へておりますし、ただいまの今村局長のお話でもそのように聞きましたので、おおむねそのような考え方でも進めていただいても支障は生じないし、私学関係者にも迷惑を与えないのではないかと、こんなふうに思つてございまして。なおしかし、そのためには大学設置審議会及び私立大学審議会の意見を聞くことになっておりますので、この審議会の方々の意見も重視していただく、そしてまた適切な意見が出ることを望ましいと思つてございまして。

○森(重)委員 大変くだいようですけれども、この辺だけは特に運用上十分に御協議をいたしたい、慎重に進めていただきたいと思つてございまして。特に私は、これは今村局長十分御存じだと思ひますが、ここ近年さかのぼって、ここ二、三千年の中で、もっと延ばしていいかもしませんが、認可を申請して許可された大学というのは大概学部が二つか三つでしよう。それでせいぜい定員が二百名くらいなのです。それで相当膨大

な投資をしているわけです。昔のように奇特な人が全部自分で出しているというのは、本来私学のあり方としては本当はいいのでしようけれども、そんなことはいまの世の中で求めるわけにはいきません。おそらく経営者は、といいますが、私学をつくられた方は、少なくとも二三年前にはこれでやって、その次はこれをやって——確かにさっき塩崎さんが言ったように、人をふやすこと、そして経営をよくしようなんていう、これは不純な考え方だけれども、またそういう計画を立てておられたと私は思うのです。その立てておられた方が、これが来るということ、これはさきにも発展途上国と申し上げたのですが、これから発展しようという大学がこれでみんなお先真っ暗になった、こういう理解をして受けとめていると私は思うのです。その辺のことをひとつ、もっと具体的にこれをやるなら、まあはっきり言えば、逆に最近さかのぼって何年くらいにつくった大学についてはその理あらずとか——あらずと言ってはちよつと露骨だが、もうちよつといい文章が出てくるかもしれない。あるいは学部が三つとか二つしかなかった場合にはこういうふうにしてやるとか、ここまで実はもうちよつと細かなことを本当はしてあげた方がよかったのじゃないかなというふうに思いますが、私の考え間違っておりますか。

○今村(武)政府委員 先ほど立ち上がる前にそのことは申し上げようと思つていて忘れていた項目でございまして、私大審議会においてもそういう意見が出ております。私大審議会は私立大学の関係者、学識経験者をもつて構成されておりますが、先生のおっしゃるような議論が出ておまして、まさに私学の経営者が苦心をなさつて小さな芽を育てて、それを適正規模の学部あるいは大学に仕上げていく、その過程において先生のおっしゃるような経営の適正規模という観点があるわけでございます、それによってむしろ私学の経営を合理化し、健全化することができると考えております。またそれによって無用な国庫補助を防ぐこと

もできるわけでございます、そういうものについてにはまさにケース・バイ・ケースで十分尊重して考慮していかなければならない、かように存じます。先ほど立ち上がるときに念頭にあったわけでございますが、答弁している間に失念した事項でございまして、非常に重要な一つの項目であると考えます。

○塩崎議員 ただいまの森委員の御提言は、大変大事な原則で、とにかくケース・バイ・ケースの思想になれていない日本人には、そのような方針を明確にあらためて示していただく方が経営が楽だというふうな、投資も本心に安心してできる、こういう要請があることがあるから、なお大事だと思つてございまして、これはぜひとも私も文部大臣は官僚育ちではございせん。ひとつ学者としてまた評論家として本心に伸び伸びとしたお考えの持ち主でございまして、いま私学の方々がこの認可制についてやはり文部官僚の裁量に任せておくことに對して大変な不信があることはもう御存じのとおりだと思つております。私はひとつ、お上には弱い、長いものには巻かれるという日本人で、これは一々不服があつたらどこかに訴えて裁判されたらするまでのいわゆる行政訴訟というふうなことを起こすことが苦手の民族の、個性の少ない日本人ですから、よほどこの運用を大事にしたいだいて、少なくともケース・バイ・ケースの中にどのような思想があるかというふうなこともひとつあらかじめ明示して、このような場合には認可されたのだというふうな考え方をあらかじめ出すとか、アメリカではよくケースメソッドと言つておりますが、そういう慣例法的なものをひとつ明らかにして、私学にひとつ研究していただく、そんなふうなことをして、明確なる森委員の御指摘の具体的な基準が予知せられるような仕組みを考えないか、この「特に必要がある」と認める」というような表現だけでは、文部官僚に絶大な権限を与えただけで、ひよつとまた局長がかわつて——今村局長なら絶対に信頼の置ける局長なんですけれども、後どんな局長が来るかというふう

な心配がございまして、そのあたりの国民感情を十分考慮していただきたい。それは森委員の提言は私は大変効果があるような気がいたします。どうか御研究をお願いいたします。

○永井国務大臣 私は森先生の御質疑それからそれに対する塩崎先生のお答え、いずれも全く同感でありますばかりか、私としてこの際特に申し上げておきたいことはあるわけでございます。

一般にわが国におきまして国立大学の方がすぐれている、それで私学というのはそれより劣っているという考えがあります。そこで私学に助成をすると私学が国立並みになるのではないかと、いろいろな考え方がありますが、私はむしろ逆であると考えております。今後必要なことは、国立を私学化することであつて、これは私学助成の法案でございまして、国立を私学化する、ということはどういうことであるかと言つと、国立ももつとそれぞれ特色を持つてほしい、そこで自主的に新しい計画を出していただきたい、これが私がごく最近の国立大学協会の全国の集會でも各国立大学学長に申し上げた点であります。でありますから、私は大学というのはそもそも全体が私学の精神と、いうのでなければならぬと考へております。国立も本当はそうならなければいかぬ、いわんや私学におきましては当然のことでありまして、これは公費がその一部を負担することになりますけれども、そうすることによつて、無性格な、画一的な学校になつていくというのではなくて、まさに私学の精神が興る。明治の初めのようなことをもう一度日本で興すことは可能ではなからうか。そういう精神に基づくものと考へております。

将来のことでございますから、具体的なケース・バイ・ケースはどういうふうにか考へていくか、こうしたことは私学の審議会において御検討願ひなければいけませんけれども、現在の段階におきまして、たとえ私が就任いたしましたからと、どんなことをやつたり言つたりしているかというのを申し上げれば御理解いただけると思ひますから、一、二の例を申し上げます。

実は上智大学に参りました。私は国立に行く前に私学を訪ねたわけですが、上智大学では毎年自分の大学の教授の中から大学に對して年間二億円寄付があるわけです。これは大学の教授が、もらっている月額の半額を学校に寄付しているものであります。これは事実であります。こういうことを聞かれると非常に不思議に思われるかもしれませんが、実はあそこ百二十人神父がいるのであります。この神父はみんな独身であります、日本人の先生と同じ額の給料をもらっているわけでありまして、全部寮に住んでおりますので、もらっている給料の半額を百二十人の先生が学校に寄付をする。そういったと、二億円実は学校は先生の寄付によつて収入が増大している。それによつて非常な学校の経営の體質の改善が行われているという事実を知つたわけでございます。そこで、私はこの学校に對しましては積極的に補助をするという方針を決めました。これが一例でございます。これはもちろん国立にも見られないことであることは言うまでもありませんが、私学の中で神父さんのように先生方がみんな半額給料を納めるというところは一般にはなかなか期待できないことかと思ひますが、そういうふうな努力があるところには積極的に助ける。しかしそのほかの種類の努力についてはまた検討しなければいけない。

あるいはもう一つ、二つ考へていふことを申し上げます。これは実行したということより考へていふことで、将来私学審議会などで御検討を願うこととありますが、先ほど局長が申し上げましたように、わが国の社会のいろいろな変化に應じて必要なことがある。それを現在の学校がやつていないときにどうするかというふうな一例といたしましては、たとえばわが国では英語とかフランス語はいろいろな学校で教えておられますが、朝鮮語を教へている学校はほとんどない。あるいは東南アジアの言葉を教へている学校はほとんどないという状況であります、そういうふうな言葉を教へる

ということ、わが国が国家として存続していく以上、必須欠くべからざるものでありますから、さようなことを考える学校があらわれたいという場合には、真剣に考えなければならぬ。恐らく私学審議会はお考えになるであろう等々、幾つかケース・バイ・ケースでございしますが、私が考えておりますのは、この法案が法律となりました場合には、日本の私学が国立に右へならえして無性格になる、それをもって質がよくなるというのではなくて、むしろ国立も含めて本場に私学の精神が興るといふことのためにこの法案があるものと理解をして、私たちはこの法律成立の暁には行政に当たるべきであると考えておりますので、特にこの点は申し上げておきたいと考えております。

○森(喜)委員 大学みずからいろいろな意味で改善をし、改革をしていく、大事なことだと思います。そういう意味で、国が向けさしていく形ではなくて、筑波方式も、大学みずから新しい形を生み出していく、これがこれから明治二百年に向かっていく日本の大事な姿勢だと私は思います。しかし、大学人特有の、ノーサポート・ノーコントロール、こういう哲学を彼らは持っているわけでありまして、同時に、これから国の金が入るわけですから、国の金はまさしく国民の血税でございします。野方図に使われてはたまったものじゃない、これもまた真理でございします。したがってこの辺を、私は、いまの私学は、まあ鶏が先か卵が先かわかりませんが、やはり経営においてはやはり野方図などがあると思うのです。何か、各種ありとあらゆる大学の学部をみんなそろえることがまさに総合一流大学のような、そんな感じの野方図に広げていって、そしてそれを一般の寄付、卒業生だとか、ありとあらゆるところに寄付を求めて、それも最近ではなかなかむずかしくなっている、これはあたりまえの話で、受け皿が大きくなればそう簡単に寄付で賄い切れない。それを結局国にめんどろ見ろということでは、私は大学自体にも反省してもらわなければならぬことがたくさんあるような気がいたします。

そういう中で、たまたま上智のお話が出た。これは適正な上智大学の規模でできることでもありますが、そういう特殊な例があったからだと思いますが、そういう意味で、文部省自体は、この助成法が運用されて、そして効率が上がる国の財政援助ができてと仮定をいたしまして、そういう方向に進んでいくとしまして、私学の質の向上といましようか、あるいは経営のあり方ですね、そういう面についてこれからどのように文部省は考えていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○今村(武)政府委員 大学に対する私学の経常費補助金を通じまして、私学の教育条件を整備されていくような方向に努力をしなければならぬと思います。

〔委員長退席、河野委員長代理着席〕

いま先生は私学の質の向上と言われましたが、先ほどから大臣もしばしばお答えしておりますように、私学は、建学の精神に基づいてそれぞれの私学がそれぞれに特色のある学園の内容を持って、自由に研究なさるという雰囲気は保障されなければならぬと思っております。私もこの経常費補助金を通じて考えることは、教育の内容には絶対に干渉することなく、その教育の外的条件を整備することについて、たといは定員の増加が多くて教育条件が悪いとか、そういうことのないような努力をすべきである、かように考えております。

○森(喜)委員 大臣は、質の向上だけであってはいかぬと思っております。私学の経営のあり方などについてどのように考えておられますか。

○永井(國務)大臣 私が先ほど申し上げましたのは、建学の精神を持つ私学が興れということでありまして、いますでに局長が申し上げましたように、私学を助ける、あるいは私学に対して政府が補助をするということは、内容に立ち入ることではない。しかしながら、経営上非常に不当と思われるようなものに対しては、私たちは、いまもすでにそういう問題を考えておりますが、今

後も引き続き考えていかなければいけないと思っております。そうしないとかえって私学の精神が興らない。たとえば非常に入学定員をオーバーして学生がたぐさん入っているというような場合、こういうふうな場合は当然考えなければならぬと思いますが、そのほか幾つかの例がすでに書かれておりますけれども、そうした経営体質上の問題というものを生じたものについては、当然、大事に国民のお金を使うわけでありまして、われわれは十分注意して臨んでいかなければならないと考えております。

○森(喜)委員 それでは、いま大臣、局長の御答弁、お考えを伺いましたが、やはりこの辺が、これからまたもう一つの面で大事なことでございまして……

第十二条「所轄庁の権限」についてちょっと触れておきたいと思っております。所轄庁とは何ぞや、どこでありますか、まず承っておきたいんです。

○今村(武)政府委員 「所轄庁」は、私立学校法第四條の所轄庁の意味で書いてあります。

私立学校法第四條によりますと、「第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部大臣」が所轄庁でございまして、「第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事」が所轄庁でございします。その第一、三、五号を讀んでみますと、第一号が「私立大学及び私立高等専門学校」、第三号が「第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人」、第五号が「第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校とをあわせて設置する学校法人」でありまして、これらについては文部大臣が所轄庁であります。次の二つ、第二号「前号に掲げる私立学校以外の私立学校」、つまり、大学、高専以外の私立学校、それから「第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人」、これについては都道府県知事が所轄庁でございします。

○森(喜)委員 それでは提案者に伺っておきますが、いま所轄庁の権限の項につきまして、局長から御説明がございました。提案者の方もそういう意図で進めておられるわけでございますね。

それと同時に、先ほどちょっと大臣とやりとりをいたしましたけれども、いわゆる私立学校のこれから経営の指導、指導と言ったら、ちょっとこれは党側からおかしなわけですけれども、監督と言いましようか、そういう面について、所轄庁の権限ということが一番いわれる。つまりコントロールされるのではないかと、サポートされるのではないかと、これに対して、一番私学側がいち立ちをしております、神経をとがらせるところであろうと思っておりますが、この辺について、この法律をつくるためには当然必要なことでありますから、この辺の事項をつくる精神と皆さんの考えておられることと、これからの運用との問題について、一応塩崎さんから考え方を聞いておきたいと思ひます。

○塩崎(議員) この十二条の所轄庁の権限の規定は、大変沿革のある、森委員御承知のように、かつては大変混乱を生じた規定の名残でございします。

御承知のように、昭和四十五年に私学振興財団法が制定された際に、その附則によりまして私立学校法の五十九條を直しまして、これとは相当違つておりますが、これに似たような権限規定を入れましたときに、御承知のように、自民党政府で提案したその規定を、提案後、自民党の中から国会で修正した経緯があることは御承知のとおりでございます。

〔河野委員長代理退席、委員長着席〕

そうして、結局その修正の方向は、この権限規定は、政令で定める日まで施行しないということになったことは御承知のとおりでございます。これは現行私立学校法附則の十四條四項に明瞭に規定してあるところでございします。

私どもは今度の私学振興助成法をつくる際には、この権限規定をどうするか、そしてまた、かつて凍結されたままでありましたところの五十九條の権限規定をどのように処理したいのか、これを総合的に考えるべき時期に直向したわけでございします。そこで、私も、森委員のお助けも得

まして、私学の方々と十分論議いたしました。前回の私学財団法の際には、論議が少なかつたことがあのような混乱を生み出した最大原因であつたことに気がついたわけでございます。

それから第二に、現行私立学校法五十九条の十項の規定は、その各号の中に若干広範に権限を受任したところがありまして、そこに恐怖感を与えた点もあつたわけでございます。

この規定は、御承知のように憲法八十九条から来たと言われております。公の支配に属しない教育の事業に対して公金を支出してはならない。そこで、昭和四十五年から八木プランと言われるもので経常経費に對しまして半分までの補助をしよう、しかしそのためには、公の支配に属するような規定、つまりそれを権限規定と考えたわけでございますが、それがその前提として必要である、こんなふうに考へてきた補助と一体の規定であつたわけでございます。それが政令によつてストップされておる。これをどうするか。いずれにいたしましても結末をつけなければならぬ問題でございますが、今回この十二条で規定することによつて結末をつけてきたわけでございます。そうして、もう凍結を解除いたしました。来年度の四月一日からは、この十二条の所轄庁の権限の規定は施行されて差し支えない、そうして大方の私学の方々もその真意が十分納得されたと思つたわけでございます。旧私立学校法五十九条の十項の規定は、権限について三号ございました。今度の規定は四号でございますが、一号を除きまして——一号は大体同じです。旧五十九条の十項の二、三、四と、新二、三、四号とは内容において相当変わつております。しかも、民主的で、これなら仕方がない、勧告を受けても仕方がない、是正命令を受けても仕方がない、その規定を二、三、四にいたしました。かつて論議不足でございました、私学側が大変不安を感じられた点は除去いたしました。今回の改正規定は、森委員長心配でございましたけれども、十分な理解をもつて迎えられる、そ

うして四月一日から施行されても心配のない規定でございます。その関係で、多年の懸案でございました、五年間もどうしたらいかなかつた見通しがついてなかつたところの、政令に委任されたままの私立学校法五十九条十項の凍結の規定は廃止した、こういうことでございます。

○森(重)委員 国民の税金を使うわけですから、正しい意味での監督規定というのは厳しくなければならぬと思いますが、逆に、私学の本来の意味を阻害しないような形で、これは事務当局、文部省は十分考へていただきたいと思つております。

同時に、何か余りにも、大学のそういう監督といふことを見せたいばかりに、余り意味のないことをときどきやっておられる。たとえば、これは条件の中にあるのでしよう。建物に対して土地が六倍なければならぬとか、そういう昔つづつた規定は、いま高層化しているところから見るとまことにおかしいことだし、その用地が足りないからこれは不適格校である。あるいは、書物は完備していかなければならぬのかもしれないが、いろいろな事情でその書物がなかつた、これまで不適格校として外へ出していくことが果たしていいのか、そのくせ、一番問題になりますのは、大学の入学難のところにむかひくちやの定員をとつておる、こういうことなんかはむしろ、はつきり言つて本当の不適格校だと私は思ふし、それから俗に、根拠がどこにあるかわかりませんけれども、事実われわれも耳にするのは、金にまつわるような忌まわしい事柄が案外多い、こういうようなことはもとと厳しく文部省、監督官庁はやつていかなければならぬ。どうもそのあたりが案外ノーゾロであつて、かつこうだけつけているというよう

な感じがして、もうちょっと私学のことも考へてやればいいなと思ふことも私はよくあるのですが、その辺のことにつきまして、これは今村局長からお話を承つておきたいと思つております。

○今村(武)政府委員 いま提案されております法律案の第十二条に「所轄庁は、次の各号に掲げる権限を有する。」一、二、三、四号と書いてござい

ますが、これは現在の私学法五十九条の第四項に三、四の権限が書いてございまして、それから五十九条の第十項の三、四の権限が書いてございまして、つまり六つの項目の権限が書いてあるわけでございますが、これを先ほど塩崎先生のお話のように取捨選択をして四項に整理したものでござい

ます。それからまた、先ほどむやみやたらに形式的な審査をしておるのではないかと一、二の例として、大学設置基準を引用して、校地の面積が校舎の面積の六倍以上なければ認可をしない。現在の都市の状況によつては校舎の面積の六倍以上の面積を必要とするときで形式的にやましく言わなくともよろしいではないかという御趣旨の御質問がございまして、大学設置基準の附則の第二項にございまして、その原則にたゞし書きがついてお

りまして、「たゞし、特別の事情があり、この面積が得られない場合は、教育に支障のない限度において、この面積の一部を減ずることができる。」という規定がございまして、確かに先生のおっしゃいますように、大学設置基準は昭和三十一年にできた基準でございまして、その後社会の状況も違つておりますので、現在ではこのたゞし書きの活用を図つております。また申請者の側からすると十分な弾力的な運用ではないかもしれないけれども、おおよそ大学をつくる以上はやはりある程度の水準は必要でございまして、教育上の必要を考へ、具体的な事例に即しながらこのたゞし書きの運用をやつておるような次第でございまして、したが

いまして、所轄庁のこの権限の行使に当たりましては従前の規定を六項目を四項目に整理したことでございまして、また実態に即して、しかも教育の水準が維持できるようにという観点から誤りなきを期する所存でございまして。

○森(重)委員 どうぞ新しい私学の助成の道を切り開くという、日本の教育が始まつて百年、まあ遅きに失したということでありましかつても、先ほど大臣もおっしゃつたように、まさに明治の先

達たちは、教育と国鉄と北海道開発、当時、大きな政治的意図を政策的にあらわしたのだらうと私は思ふ。それが今日の日本の繁栄につながつてきたわけでありまして、明治二百年に向かつて新しい教育の一つの施策を進めていっていただきたい。そういう意味で、先ほどちょっと申し上げましたけれども、いろいろな議論がありましたけれども、人権法もいろいろな意味で効果を、そしてまたいろいろな意味で教育問題というものを国民の中に、組上上げてきたということで大変効果があつたし、筑波もそれ自体いい大学のあり方ということについてこれも大きな一つの効果をあらわしてきた。

それからもう一つ大きな柱は私立学校だつたと思ひます。特に自民党前部会長として、西岡氏は、このことについて一番情熱を燃やしてこられたわけでありまして、ただ、こういう形ででき上がったことについては、私同様、西岡氏は不満であつたというように私も聞いておるわけでございますけれども、これまで進めてこられた責任者として、先ほど藤波議員から伺つておりましたけれども、西岡議員から、提案者の一人として、この私立学校助成法の意義と、それからこれからさらに進めていかなければならぬ、先ほどお話が出てまいりました大学地図、マップとか私学の質の向上とか等々につきまして、西岡議員に先ほどから質問したい、したいと思つておりましたが、あなたがおいでにならないので——まあ議連の理事をなさつていらっしゃるからお忙しいのだらうと思ひますが、提案者のお一人として、ぜひひとつ御見解を、御感想なりまたこれからの考へ方を述べていただきたい。あえて御質問を申し上げます。

○西岡議員 森委員の御質問にお答えをいたします。

すでに私立学校振興助成法案についての基本的な考へ方につきましては自民党の文教部会長藤波議員より総括的なお話がございましたので、私から特につけ加へることはございせんが、あえて申し上げますと、今回のこの私立学校振興助成法

案は、当初私も意図をいたしておりました内容からいたしますと、御承知のとおり、森委員御指摘のとおり、また森委員御自身がこの法案の作成に御参画になられて、その二年半ばかりの間の御苦勞をしてこられた過程の中で、もっと中身の濃いものであったはずであると非常に残念に思っておられることと承知しております。その点は、私も、提出者の一人として、このような案しか提出できなかったことをまことに遺憾に考えておるわけでございますが、先ほど藤波議員からもお話がございましたように、やはり政治の責任は現状を一步でも改善をしていく、一步でも前進させるということにあるかと思ひます。したがって、まして、オール・オア・ナッシングのような形ではいろいろな問題に取り組むべきではないのではないかと、一步前進というところでみずからを慰めてこの法案を提出をさせていただいたわけでございます。したがって、私も今後、これは野党と皆様方の御協力も得ながら、将来はやはりよりよいものにこの私学振興助成法案を育てていくべきではないだろうかということを考えておるわけでございます。

なお高等教育のあり方につきまして御質問があったわけでございますが、私もこの法案を提出するに当たって、やはりわが国の高等教育全体についての政策の中で、残念ながら私学に対する施策というものが、少なくとも五年前の大学紛争まではわが国には存在しなかった。これは申し上げるまでもなく私学の発生した当時のいろいろな状況の中から私学の性格づけというものがあつて、そういったことも今日までわが国における私学についての国の施策というものが確立をしていなかったという原因であらうと思ひます。したがって文部省ばかりを責められるものではないと思ひます。しかしながらそれにしてはわが国の文教政策について最終的な責任を持たなければならぬ文部省がいままで残念ながら私学に対する十分な施策というものが行われなかったということ、私どもは痛感をするわけであります。大学生

にいたしましたとしても、現在二百万になんとなする学生のうちその八〇％近くを擁している、そういう私学をいまだに放置してきたということは、やはり政治の責任であらうと思ひます。ところが一方、それではこれからの高等教育のあり方として一体どれだけ大学がふえていくのであらうかということを考えますときに、いまこの時点で私どもは大学の量を拡大するよりも質を充実するということがやはり重視されなければいけない、かように考えたわけでございます。その政策、その考え方の一環として今回のこの私立学校振興助成法も立案をしたわけでございます。と申しますのは、何らの資源を持たない日本民族の将来は、やはり現在の大学進学率に見られるような国民全体の学問に対する非常な情熱というものが唯一の、何と申しましょうか、財産であらうと思ひます。そういう意味では国民の大多数が高等教育に進んでいくという方向は私も大いに促進をしていかなければいけない。しかしながらそれであるだけに、いまこの時点でわが国の高等教育の内容を充実しておかなければ、将来の量的な拡大にもこたえ得ないのではないだろうかということを私どもの間でいろいろ検討した結果、いろいろたたいま御指摘のございました、大学の施設等を五年間基本的には抑制していくんだという、ある意味ではいろいろな御批判も受けるであらう政策もこの中に盛り込んでいます。しかしながら、これは何も将来とも高等教育機関をふやしていくんだという方向、道を全く閉ざすということではないということをぜひ御理解をいただきたいと思ひわけでございます。

いづれにいたしましても、私も、今回この助成法案を御賛同いただきまして成立させていただく、これが私学助成に対する完成した姿ではない、これでようやく一歩を踏み出したんだという認識を持っていただくわけでございます。どうぞよろしく御賛同を賜りたいと思ひます。

○森(喜)委員 冒頭に申し上げましたように、私もこの法律に一生懸命に取り組んできただけに、これで満足だと必ずしも思っておるわけではございません。あえて、最初からこの作業に取り組んでおられた西岡委員に提案者の一人としてお考えを伺つてみたわけでございますが、まさしく西岡氏の御発言どおり、無から有を生み出すところに大変な意義があるわけでございます。ただ願わくば、先ほど各会派の先生方から御質問がありましたが、先ほど申し上げた議論をもう少し早くから、そしてもっともつと掘り下げて議論を進められたら、もっともつとよかつたわけでありますけれども、しかしいろいろな事情も、先ほどから各提案者からのお話のとおりあつたわけでございます。新しいものを皆でつくり出す、そしてそれをこれから皆の力で伸ばしていく、より中身を濃くし、そしてよりすばらしいものにしていく、それもまた立法院に在るわれわれの仕事だというような感じもいたします。

私もいろいろの点御質問を申し上げたわけですが、賛成者の一人でございますから、いろいろ問題はあらうと思ひますが、きょうこの国会で可決をしていただいて、そして全国の私立学校関係者に対して一つの大きな光を与えようという意味で、各先生方の御賛同を心からお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○久保田委員長 木島君。

○木島委員 せっかくこういう円卓会議で、一つの焦点になるわけがしゃべれるようにというところで企画をしたわけでありますけれども、ただやはり質問をしていきますと、継続されると、途中から入つては悪いみたいな感じがしまして、それで私最初に質問しましたけれども、森さんに別々な話を順々に指名されたものでは氣勢をそがれまして、円卓会議というものを開いた意味が余りないので、それで私は一つだけの質問、テーマを一つにして、しかもそれになるだけ多くの人たちが集中されることを、強制しませんが、期待をして、一つだけ。

五カ年間で大学、学部等を、言うならば原則として認めないということですね。いま大臣や局長は、建学の精神とかあるいは内容にわたつての補助金の減額等はやらないうような御答弁がございましたね。これは少なくとも大学の自治だとかあるいは学問、思想、教育、研究等の自由というものを前提にしていられしやるし、同時に大学の自治あるいは教育の統制ということを考えていられしやるし、ということだと理解をします。すると、五カ年間で大学を、あるいは学部、これは学科を含みますよね。例外はあるけれども原則として認可をしない。このこと、この思想は一体どこから来ているのでしょうか。

○塩崎議員 ただいま森委員の御質問にもお答えいたしました。教育上の理由と財政上の理由で、こゝに規定を入れたと御理解を願ひたいと思ひます。

第一の教育上の理由は、先ほど来出ておりますところの私立学校につきましては、さらにまた高等教育全般について今後しばらくは量的拡大よりも質的充実を図る。つまり建学の精神、伝統ある学風、個性のある教育、こゝにいたつた私学の理想を追つていただく。それは総合大学化でもなければマンモス化でもない、やはり小は小なりとしての特徴のある教育ができるはずでございます。もう、大学の進学率が三二％にも達しました今日、こゝにいたつた考え方は十分採用できると思ひます。しかしまた、国立の大学につきましても、私学との間の調整を考えながら、たとえば医学部は今後は国立中心であるという原則を二年ぐらいい前から打ち立てた今日でございますので、国公立の間の分野を考えながら国民の高等教育に対する要請を満たしていききたい、これがこの趣旨の一つでございます。

それから第二の財政上の理由は、これまで先ほど御説明申し上げましたように、私学の一方的な意思によつてだけ定員がどんどんいままでのよう増加いたしますれば、定員を基礎といたしまして補助金が支出されます関係上、これはどう考へてみましても財政負担が無制限に膨張するおそ

れがある。こんな点はひとつ十分に考えなければいけない。それはやはり一つの審査機関としての文部大臣があつていいではないか、こういった考え方でございませう。

なお、いろいろと御質問がありましたら、後でまたお答えを申し上げます。それが二つの大きな理由でございませう。

○木島委員 いまの御答弁の高等教育の量と質、たとえば質がいいとか悪いとかということはある程度判断ができるかもしれないけれども、その認可する者がその質を判断していいのかどうか、このことが先ほど申したところの基本的な思想の問題になります。

量の問題は、これにも多くの問題はあります。多い方がいいのか、少ない方がいいのか、現状がいいのか、これは議論の存するところでありませう。しかし、きょうは焦点を合わせるためにそれをいま議論をいたしません。けれども、たとえば量がよいだとするならば、それは別の手段があり得ると思います。たとえば定員の何倍も採つておるといふことから切っていくということもありませう、学生の量だけで言うならば、質とも絡みますから。幾つかの手段は別にあると私は思う。あるいは財政上のことであるならば、ここにもありますけれども、補助金の減額等によるところの措置もありませう。そのことによつて、質の悪いという形式的なもの、先ほど御答弁にありましたな、大学の形式的な面におけるところの質の悪いと申しませうか、そういうものは減額等でもってなすべきことでもありませう。そういう問題と、大学を文部省が統制をする、学問の自由や思想、教育、研究等の思想のそういう自由とのどちらに重点を置くかというところは、これはきわめて重大な問題だろつと思つたのです。他で措置をすることは——基本的なものは基本的に守りながら、他の手段によつてもし質と量というものが判定できるという部分は、それはそれらの措置はあり得るだろつ。そのことを重点にしても、基本的なものはどこまでも守らなければなら

ない。およそ、今日までの、戦後の日本の教育におけるいろいろな問題というのは、法的に一言で言つて、教育法で言うならば、教育基本法第十条の「教育は、不当な支配に服することなく」という、そのことにかかわつての問題でもあつたであらう。そのことはまた文部省の教育の統制であつたか否かという問題でもあつたであらう。私はここでいま私学の問題を財政上から振興を図ろうとするその意図はわかるにしても、一方においてそういう基本的なものに配慮がもし欠けておるとするならば、私はきわめて遺憾なことであると思つたのです。その点についてお伺いをしたいのであります。

○塩崎議員 私は、この十三項の定員の増加の原則的な不認可という問題が、質の良否の判定という大変むずかしい、裁量の伴う権限を通じて、統制につながるのではないかと御心配を述べられたような受け取り方をしたわけでございませう。しかも、量の規制あるいは質の充実について、いろいろの方法がある。そういったことを十分にしないで、いきなり定員の増加を認可制度にかけることについては、統制につながるのではないかと御心配のようございませう。

確かに、私も自由民主党でございまして、自由民権から生まれた政党内閣が最もいいな政党内閣でございませうので、私もそういうことを全く考えておりませうし、昨今の官庁の民主化の趨勢から見まして、統制に臨むというようなことは毛頭考えておりませう。しかも、民主的な公務員法上の公務員の方がやられるわけでございませうし、さらにまたそのおそれるために常識的な、しかもまた私学関係者の意見も十分反映されと思つたところの審議会の意見を聞かなければいけないことになっておられますので、私はそういう点は心配がないと思つたわけでございませう。すでに国立大学についても定員の認可制をとつておることと同じこととございまして、予算と定員の認可とは同時決定される、予算で認められて初めて定員が決まり、それから定員法がつく

られるということを考えていただきますれば、これについて種々の統制という御心配もない、御批判もないことを考えますれば、私はこの十三項の規定は十分私学の関係者の方々にも納得され、木島先生にも御承認いただけるのではないかと、こんなふうに思つております。

○木島委員 受田先生済みません、一言だけ。ただ、いまあなたがおっしゃつたようなことで、具体的なことでは、個々にはないんだ、ないんだと言ひながら、実は大きな流れとして日本の教育が統制になつていくということから、今日の教育のイデオロギー的紛争が、一言で言うならばさつき十條の不当の支配と申しましたが、そこにあるんだと思つたのです。そういう個々の問題ではないんだ、やはり原則は原則でございませう。ここまではやる、個々は個々で別のことを考える、弊害があるならば、そのために、個々の弊害のために原則を間違えてはいけぬ、現象のために原則を間違えてはならない、そのことを私はいま主張しておるのであります。

受田先生、どうぞ。

○受田委員 いませっかく問題になつて十三項の問題を私からも指摘したいと思つたのです。いま量の拡大を質的転換への規定にもなるというお話でございませうが、私は量の問題で国立、公立、私立のこの五年間の凍結期間中における学生数の伸びぐあい、それを私立はストップということになるならば、国立と公立でどれだけ増員せしめるのか。昭和五十六年の時点において、現在三二%の同年齢の大学入学の率がどこまでいくか、それをあわせて、五年後の見通しをお聞かせ願ひたい。

○塩崎議員 私はこの規定は、受田先生のおられないときに御答弁したことになつておられるかもしれないが、現在定員の増加は、御承知のように届け出制度になつております。しかし、その実際の運用におきましては、教育上の目的に照らしてこういう場合ならよろしいという場合に、初めて届け出ということがされて受理されておる、こう

いう経過があるわけでありませう。したがひまして、届け出制が現実には認可制度と同じような運用をされておる。そこに法律上の問題があり、それは文部省としては行き過ぎではないかというおそれがあるわけでございませうけれども、実際はそういうふうな運用されておるわけでございませう。この事実に着目いたしますれば、それを認可という形に追認したいと思ひます。したがつて、今後の五年間の見通しは、いままでの趨勢をもとにして考えるしかないと思つたのでございませう。しかしながら、現在の経済情勢であり、私学の財政が大変苦しくなつてきた現状、さらにまた高等教育については質的充実を図るべしという声の方がはるかに強くなつてきた世論も考えますと、私はこれまでの五年間に伸びました趨勢よりも落ちた趨勢、伸びは少なくなつた趨勢になる、こんなふうに見ておりますが、それはいろいろ将来の判断でございませうから、文部省の管理局長にも聞いていただいて、私が申し上げたことが現実にはいまの届け出制度がどのように運用されておるか、これらをあわせて聞いていただければ大変幸せだと思つたわけでございませう。

○受田委員 文部省に対して。文部省はこの五年間に国立学校の学生定数をどこまで伸ばそうとしておるのか、御答弁を願ひます。

○永井國務大臣 詳細な点は管理局長がお話を申し上げるといたしまして、文部省の長期計画は、御承知のように、高等教育懇談会で検討しているわけでございませう。これも受田先生がおいでにならないときに私がちよつと申し上げたかもしれませんが、要するに高等教育懇談会発足の時期には非常に大きな長期計画を立てまして、当時はどんな大学が大きくなるかということとございませうから、昭和六十年度には四〇%に到達するということのような計算をしておりませう。しかし、ことしのあはれは四月と思ひましたが、新しい報告書が出まして、情勢が大分変わつてきている、というのは、もちろんこれは経済情勢もございませうが、実際は大学の卒業生の数が非常にふえますと、希少価値

というものも減るわけでございますね。そういう問題もあるわけでありまして。それから、それに伴いまして、学歴別の待遇の差というものは縮小してきている。これはことしの労働省の報告にもございまして。そこで、高等教育懇談会はいままでの見直しを修正いたしました。そこで、いままでも伸びは伸びないだろう、しかし、それにしても伸びていくのだから、どう考えるかということ、これは大学のほかに高専など、あるいは各種学校のなものも考えていったらどうかという新しい報告書を出しているわけでございます。そこで今後五年間ないしは十年間の数字というものを計算いたしておりますが、しかし今度はそれを学問別に見まして、一番はつきりしておりますのは、先ほど塩崎先生もおっしゃいましたように、お医者さんの養成というものは非常につきりいたしております。これについては昭和六十年までにお医者さんの数を人口十万人に対して百五十人に到達させる。これは国立だけでそこへ持つていくという数字でございます。現在もう一つ検討中のもので比較的早く固まってくると思われまうのは、歯医者の問題であります。

そういうわけで、他の学科につきましてはそれほど詰めた数字になっておりませんので、高等教育懇談会で一般的な見直しを立てた、そういうのが一般的な概況でございます。

○受田委員 この論議されている規定の中にある、文部大臣は、「大学設置審議会及び私立大学審議会の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き、」ですが、このそれぞれの審議会に意見を聞く際に、文部省が意図的に聞くのかどうか、つまり、これは非常に必要だと思ふものだけをつけるのか、そしてかけた以上、審議会が必要だと結論を出せばみんなこれを認めるのか。審議会の意見がぜひという答えであっても、文部大臣が、余り審議会の必要と認める大学や学部設置が多過ぎる、これは整理しなければいけませんというふうになるのか、これら二つの審議会の意見はそのまま聞くのか聞かないのか、ひとつ承りたいのです。

○今村(武)政府委員 いま問題になっております法案の私立学校法の附則第十三項によれば、形式的な論議から言えば、御指摘の問題を法律の形式で読んではいけません、文部大臣が判断をして諮問機関である審議会に諮問をして、そして文部大臣が自主的な判断をして決めるということでございます。論議だけから言えば、しかし、現実の模様を少し御紹介しなければいけないと思ひますが、この私立大学審議会には二十人の委員をもつて組織されておられまして、私立大学の学長、教員または私立大学を設置する学校法人の理事からなる委員、それから若干の学識経験者で構成されております。非常におえらい先生方のお集まりでございますので、いま申し上げましたような法律の論議からくる方式だけで仕事をしておるのではなく、諸問題を私大審の先生方に御報告をして、その中の御意見をいただきながら事務的な整理をし、また事務的な整理をした結果を先生方の御意見を聞きながら修正をし、何といひますか、非常に高い識見に導かれて仕事をいたしておりますので、いま申し上げたような、形式的には形式論として、実態的には私学の関係の代表者である先生方の御意見を十分尊重しながら事務運営している実態でございます。

○受田委員 いまの点、ちょっと局長、えらい先生だからといってえらい敬意を払っておられるが、その決定は素直に文部大臣が聞くのか、たとえ審議会の答えが出ても、文部大臣が判断してこれは必要でないと思へば審議会はへのかっぱでもない。やはり最終的には文部大臣の意図で決まるのだ。そこをひとつ明確に。

○今村(武)政府委員 二つに分けて御説明申し上げます。法律の権限関係から言えば、諮問機関でございますから先生のおっしゃるようなことがあり得るわけでございますけれども、現実にはないということでございます。(法律があるのにどうしてないのだ)と呼ぶ者あり)申請のあったものは全部審議会にかけて御意見を承っておりますし、審議会の御意見は十分に尊重して従来そのまま大臣の決定をいただいております。

○山原委員 これは大変な問題が出ています。受田委員「将来のことを言うのですよ、これから先の」と呼ぶ。それは現行法の設置認可も同様の規定があつて、私がいま申し上げるような実態でございまして、同様の規定である附則第十三項も同様の事実によって運営されていくであらうと予測をするわけでございます。(受田委員「それはおかしい、それではちょっとやめてください」と呼ぶ)

○山原委員 これは大変な問題が出ています。受田委員「将来のことを言うのですよ、これから先の」と呼ぶ。それは現行法の設置認可も同様の規定があつて、私がいま申し上げるような実態でございまして、同様の規定である附則第十三項も同様の事実によって運営されていくであらうと予測をするわけでございます。(受田委員「それはおかしい、それではちょっとやめてください」と呼ぶ)

○今村(武)政府委員 私が申し上げますのは、説明、言葉が足りなくて先生方の御理解を十分得られなかったと思ひます。従来大学の設置認可は文部大臣が大学設置審議会、私大審議会にかけて認可するか、しないかを決定するというのが従前の条文でございます。ですから、従前の条文も形式的に言えば、文部大臣が審議会の意見のとおり聞かなくてもいいではないかという形式論議は成り立つわけでございますが、そういう実態はなかつたという事実上の説明を申し上げたわけでございます。それと同じパターンに属する附則第十三項ができました。私大審の性格上、また文部大臣と私大審の関係上、従前と同じように私大審の意見を十分尊重しながらその私大審の意見に沿つて文部大臣が判断をなさるであらうということ、法規の型が同じですから、その運用も考えていきますならば、行政の範疇として恐らく同様の事実上の取り扱いをするであらうという説明を申し上げることは、これはまた理屈だと思ふのでございまして。

○高橋(繁)委員 いまの説明で、十三項に「文部大臣は」ということでいま法律化しようとしておられるわけでしょう。それと、「昭和五十六年三月三十一日までの間は」と期限つきであるわけでしょう。ちよつと提案者に聞きたいのですが、「文部大臣

は、昭和五十六年三月三十一日までの間は、」云々と書いて、その「認可は、しないものとす。」すると、この五年間というものはかなりきついなれに思ふ。そうではないですか。この意味で、これは法律化したのではないですか。○塩崎委員 高橋委員の御質問のとおり、五年間は原則は認可しないわけでございます。特に必要がある場合は、大学設置審議会、私立大学審議会の意見を聞いて認可するわけでございます。「特に」というところに若干のニュアンスの差があるだけでございます。審議会の意見を聞くことの法律的な問題はいままでもございまして、こういうふうに私は考えます。

○高橋(繁)委員 いままでもございであるなら、なんでここに提案者は法律化しなければならぬのですか。

○塩崎委員 今度新しく、御承知のように学科の設置、収容定員の増加について改めて認可制度にし、しかし、今後質的な充実を図る見地から収容定員の増加、学科の設置は原則として認可しないということをお知らせしておき、そういうことを私立大学の方々に明示しておき、そういうことを頭に置いて経営していただきたい、こういうこととでございます。いままでも同じことであつたというものは、届け出制度が認可制に運用されておつた。これは事実でございます。しかし、それは法律的には問題でございますので、五条の本文の方で明らかにした、新しく設定した、こう考えていたが、いままでものままでいいということにはならないわけでございます。

○塩崎委員 これはいまのここのだけの条文でなく、私立学校振興助成法全体を貫いている法の体系と、それでこの私立学校法の一部改正が密接な関連を持つていられるわけですね。ちなみに、一つだけ例を申し上げます。後で細かいことを申し上げます。この私立学校振興助成法の第七條では「国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるとき

は、昭五十六年三月三十一日までの間は、」云々と書いて、その「認可は、しないものとす。」すると、この五年間というものはかなりきついなれに思ふ。そうではないですか。この意味で、これは法律化したのではないですか。○塩崎委員 高橋委員の御質問のとおり、五年間は原則は認可しないわけでございます。特に必要がある場合は、大学設置審議会、私立大学審議会の意見を聞いて認可するわけでございます。「特に」というところに若干のニュアンスの差があるだけでございます。審議会の意見を聞くことの法律的な問題はいままでもございまして、こういうふうに私は考えます。

は、「云々とありますね。今度は国は特に必要がある」と認める場合は、これはふやすわけですね。ここに言っている「特に必要がある」と認める「これは国ですから、当然文部大臣ですね、形式的には。今度はここでははっきり国と言わずに「文部大臣は、」こうなっているのです。したがって文部大臣は、設置審議会の意見を聞いて、特に必要と認める場合を除いて原則としては認めないというのです。だから国が片一方でふやすときには、特に文部大臣が必要というものをちゃんと形の上で本文で認められていて、それに関連して私学助成法で当分は原則としてはふやさないというときに、今度は文部大臣が主語になっているわけですね。だからここで文部大臣を主語に持ってきて、「特に必要がある」と認める場合を除き」と言っているのは、法律解釈として言えば大学設置審議会及び私立大学審議会の意見を聞きますよ、しかし文部大臣が特に必要があると認める場合を除いて——だから文部大臣が判定するのです。そういう判定が含まれていて、原則としてふやさないのに、ふやす場合があるのでしよう。それが特に必要な場合なんです。それは審議会がふやしてくれと言ったから文部省がオーケーと言ふのじゃなく、文部大臣にそこでやはり認可についての裁量権があり得るという解釈をしなれば法律を起こした意味が全然ありません。だからいままでの運営上やっているからということなら、こういう問題は本当は省令なんかの附則でいいのですよ。過渡的対策として私学というものの全体の助成の中で、当面は質とか量とかおっしゃるけれども、ふやさないのなら、何も法律条文中で私学助成法の中にこういうものを一部改正で起こさなくとも運用の問題で解決できる問題ですよ。

議院の法制局からもまた御答弁願ったらいいかと思ひますが、私は今度の私学振興助成法によって、私立学校法第五條第一項第一号を改正いたしました、学部、学科、収容定員を新しく認可制度に採用しなければ現在の届け出制度の行政上の運用によって同じように制度的に運用することは適当ではない。やはり法律上の権限を持つて文部省は初めて動き得るわけでございます。したがってそれを堂々と法律化しなければならぬし、また国の補助がどのように法的に保障されるときでございますので、当然それだけの根拠はあると考へましたので、五條の一項を認可制度に直すことに——しかし認可制度にしただけでは、御心配の五年間原則として認可しないということが出てまいります。いままでの認可制度の運用の中で認可は当然やられるかもしれないと言ひ出す人がおられるかもしれぬ。いままでの運用だけで認可の期待を持つ人がいるかも知れませんから、こういう政策的な意図を法律上はつきり出しておくべきである、それがこの十三項の規定でございます。私は、省令でもできなければ行政上の運用でもできない、やはり法律問題である、こういうふうに考へております。

○西岡議員 実はお話を承っておりますと、具体的な条文のかなり技術的な解釈論に入っているわけでございますが、その前に、これはお答え申し上げるというよりは各委員の皆様方、御質問をいただいている方々にはお聞きをしたいという感じなのでございます。円卓会議でございますから、そこは少し自由にやらせていただきたいと思いますのでございますが、この条文の基本的な思想と申しますか考へ方と申しますのは、先ほどから申した上げたように、いまこの時点でわが国の高等教育機関が果たしてこれ以上量的に直ちに拡大していくということがいふのだからかというところから実はきていられるわけでございます。そこところの基本的な議論というものがございまして、この条文というものが、私どもの提案しております趣旨が正しく理解されないのではないだろうか。

すなわち私どもはわが国の高等教育機関をいままでのように野方図に量的に拡大をしていく、要するに需要があつて供給があるというふうな形だけで高等教育機関の量的な拡大を図るということでは、わが国の高等教育機関全体を衰弱させるのではないだろうか。将来、先ほど委員の御質問にお答えをいたしましたように、量的に拡大するということがあつてもいまこの時点ではそのために大学の質的な蓄積が行われなければならないのではないだろうかというところにこのスタートがあるわけでございます。たまたまここに私立学校の振興助成法という形でこういう条文が出てきたわけでございますけれども、この背景には、国公立を通過して高等教育機関の量的なあり方についての政策の姿勢を私どもは出しているつもりでございます。したがって、いろいろ御指摘の御心配のように、私学を特に規制していくんだという考へ方ではない、もっと別の次元からの発想が背景にあるということをぜひ御理解をいただきたい。それからもう一つは、この中でいま御議論のございます十三項の中に「大学設置審議会及び私立大学審議会の意見を聴いて」というふうにあるわけでございますが、確かに御指摘のとおり最終的な判断は文部大臣が行うことになるわけでございます。さういふことが、先ほど今村局長から御説明がございましたように、学部を新設したり学科を新設したりする場合には、かなり専門的ないろいろな判断というものが伴うわけでありまして、たとえば教授の資格であるとかさういふこととについてはかなり専門的な知識が必要であつて、だからこそ大学設置審、私大審という専門家の集まりに意見を聞く、単なる聞くということだけではなくて、まさにその決定がそのまゝ文部大臣の決定につながるという権威あるものであると私どもは解釈しているわけでございます。しかもすでに御承知と思いますが、私立大学審議会等の委員の構成にいたしましても、二十名の審議会の委員のうち十八名が私大の皆様方であるという事実、また大学設置審議会の、これは専門分野がそれぞれございますので、四十五人という相当多い専門家の集まりでございますけれども、この構成も私立、国立大体同数の委員が出ておられる。こういったことから私学に対して特に偏った判断が行われるというものではないと私どもは理解しているわけでございますが、要するにわが国の高等教育機関をこのまま量的に、言葉は悪うございしますが、野方図に拡大させていっていいのか。ここではしばらく足踏みをして、その間五年の間わが国の高等教育のあり方について考へてみるべきではないだろうかというのがこの発想の基本にあるということをぜひ御理解をいただきたいと思ひわけでございます。

○山原委員 いま大変重大なことを論議され始めたわけですね。私学助成法という法律の名ばかりでいるけれども、わが国の大学構想の基本に関する問題がこの中には介在しておる。こうなつてきますと、これこそ明らかにわが国が論議しなければならぬ問題でしよう。これこそいわば大学人を初めとして、自由民主党だけでなく国民的なコンセンサスを得る、そういう論議がこのところでは必要だと思ふのです。私どもも私学を何ほでも勝手気ままにつくるなんという考へではありせんけれども、しかし、その問題はまさにこの私学政策あるいは大学政策の基本に関する問題だと思ひます。だから、さういふ問題がここに出てくると思ひますと、やはり私は本當に慎重な審議をしていくというこの姿勢がまず第一点必要だと思ひます。

それからもう一つの問題は、国立の問題であります。収容定員の問題ですけれども、先ほど文部大臣は、医科系の国立は少しできつたところとお話がありました。これはいま本委員会にかかつておりますいわゆる大学院大学の問題でずいぶん議論をしてきたところですね。たとえば現在の総定員法の中で、これ以上国立をふやすことが實際上できるのかという問題なんかもあるわけですね。それで、一方では私学はもうつくらないという五年間の規定がつくられていくということでは

すね。ところが、もう一つの問題は、あの大学院大学の論議に当たって、文部省はどう言ってきたかという、学科、学部の新設や新しい大学をつくる場合のいわゆる大学の弾力性というところを言ってきたんですね。ところがここには、いま塩崎さんも御説明になったように、学部あるいは学科の設置などに対する制限が加えられておるといふことは、私学における文部省自体が主張してきたところの弾力性というものが、ここで私学に対しては一定の規制となつてあらわれてくるという問題があるわけですね。

それからもう一つの問題は、こういう十三項というこの法律化の問題が、法制局にこの問題は聞きたいのですけれども、一定の条件があれば国民は学校法人をつくることのできるという基本的な権利があるわけでしょう、それを五年間であれこれを規制をする、つくらせないということが、憲法上一体どうなるのかという問題も起こってくるわけですね。これは法制局に聞きたいのです。こういうことが法律上許されるのかという問題ですね。

それと関連しまして、収容定員の問題です。一方で五五の二号のところ、十一ページ、「学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合」、この問題。これは現在も御承知のように、もう現実にはほぼすべての大学が、いわゆる水増し入学をしている現実であるわけですね。こういう問題を考へてみますと、じゃ、この「学則に定めた収容定員を超える」ということになりましたと、ほぼすべての大学でこの減額が行われるのかという問題なども出てくるわけですね。あるいは一定の水増しは許すのだけれどもというような規制も、これはちょっとわかりませんし、そんな問題も絡みまして、いろいろ疑念が生じてくるわけですね。だから、まず第一にいま私が言いました法制局の見解、それから文部省が言ってきたところのいわゆる弾力性と主張してきたところの十三項の問題、これについて伺っておきたいと思ひます。

○嶋崎委員 関連していいですか。

山原さん、最初の質問が抜けちゃったのですけれども、さっきの西岡さんの発言は、この法律の助成の意味を、大学改革に誘導するための財政措置的な主張をなさったわけですね。事実上そうでしょう。いままで私立大学をいっばいつくってきた。しかし、大学をつくってきたけれども、その中には量が問題になってきたけれども、いまや質なんだ。そういう質のコントロールという言葉をあえて使つて、そういうものがいま必要だという判断に立った政策があると、こう言ったのです。私たち社会党の助成法の助成の考え方というの、一口に言えば、私たちは目的はこう言っています。この法律は、教育の機会均等、教育条件の国公立と私学との格差の是正、それが助成の根本的な意味じゃありませんか。だから、助成というのは、いまの日本の国立、公立、私立ないし国立、私立、そういう格差ですね、それから、そこへもつてきて、八割の人たちが私学で高等教育を受ける、高等学校でも三割ぐらい受けている、そういう実情にあるときに、この教育の機会均等という観点からすると、多々いろいろな問題があるわけでしょう。だからこそ私学に対する助成という考え方が出てくるのであって、助成というものはそういう意味で教育の機会均等という憲法二十六条の考え方と、それからまた同時に、教育条件の国公立と私学との格差是正ということに助成の基本的なねらいがあると思うのです。ところが、山原さんが最初に質問されたその質問は、この法律には助成の一つの政策的な意図が貫かれていて、その一つがこの文部大臣の五年間のいわば「認可は、しないものとする」ということと実は関係があると、こう言われた。その助成という意味とあなたの政策との関連はどうなんですか。それを関連して伺いたい。それで後のほかのことは……

○西岡議員 私は、ただいまの御質問の問題につきまして、この十三項の問題の意味するところを御説明したわけでございます。私立学校振興助成法というこの法律の性格は、第一条の「目的」に掲げられておりますように、「学校教育における私立学校の果たす重要な役割」というものを考へて「国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上」云々というのを目的としているわけでございます。ところが、先ほど私が答へると申し上げるよりは御意見を承りたいと申し上げたのは、わが国の高等教育のあり方について、いまこの時点でこれ以上量的に拡大をするという方向をとるべきなのか。これは限られた資源というのを考えますと、当然、量的拡大も図り質的充実も図るといふことは言うべくしてなかなかできない。しかも教育というものが、単に経済的な条件さえ満たされればそれで条件が整えられるというものでは決してなくて、人材が必要であるといふことを考えますと、もうこれ以上量的拡大をいまこの時点で図ることは、わが国の知的水準といふものを衰弱させていくのではないだろうか。そういうことを考えますと、国公立を通じてわが国の高等教育機関の量的拡大は、ここで原則としては一時足踏みさせる必要があるのではないかとこのことをここで申し上げているわけ、その具体的な措置としてこの項目が出てきたものだ、かように御理解をいただきたいと思ひます。

○山原委員 いま西岡さんのおっしゃっていることとですね、だから私が言っておりますように、これは日本の学術、教育、研究のまさにその基本に関する問題を話しされておると思うのです。だから、それは西岡さんたちの考えるような立場もあると思うのです。恐らく自由民主党の文教部会の方で考へておられるのです。それは私も一概に否定するわけではございません。しかし、それだけでいいのかという問題ですね。そのところは、政策上の基本に関する問題は、それは当然論議してしかるべき問題であつて、そういう点こそ私たちは論議をしなければならぬところだと思ひます。だから、そういうところこそいへばは

は合意に達するというところで、今日の経済状態あるいは今日の大学の事情、そういう点から検討していかなければならぬわけですね。だから、それを一定の枠で、こういう方針しかないんだというのがここに出てきているわけでしょう、そうじゃないと、本当にその問題については、たとえば現在の私学あるいは大学におけるどういふふうなことを激励して、もっといいものにしていくかというふうなこと、あるいは財政援助をどうしていくかというふうなこと、まさにそれこそ総合的に考へる。総合的に考へるなら、それこそまさに国民的なコンセンサスを得ていく、各党の意見もそこに集中されていく、そうしてその中で結論が出てくるというところならわかりますけれども、やはりこれは自由民主党の案として出てきておる。しかも表面は私学助成法であるけれども、その背景には自民党の考え方がずばりこの背景にあるという、この背景の大きな基礎が目の前に出てきたわけですからね。そうすれば私もこの法案をめぐつてそういう基本的な政策上の問題についても相当の論議をしなければならぬのじゃないかというところで、一層私はいまの再度の答弁によつて考へるわけですね。

○西岡議員 実はただいま私がお話を申し上げましたわが国の高等教育のあり方についての私どもの考え方、昨年五月、自民党の文教制度調査会、文教部会の名前で、高等教育の刷新、大学入試の改善及び私学の振興に関する政策ということでこれを取りまとめたわけでございます。これは一年前に山原委員のお手元にも私の方からお届けいたしましたわけでございますが、その後国立大学の組織でございます。国大協の代表の方々、私立大学のそれぞれの代表の方々をお招きをいたしまして、私どものただいま御説明を申し上げたような高等教育についての基本的な考え方を詳しく御説明をして御意見をいただいたわけでございます。各界の意見を十分聴取してやるべきではないかという山原委員からの御意見については、十分とまではいかないわけですが、それぞれの努力

をこ一年間してまいりまして、各政党の皆様方にもそれぞれ文教の担当の方々に自民党のこれらの文教政策の方向はこういう方向をとりたいと考えている、御意見をいただきたいということを申し上げたわけでございます。

特に高等教育のあり方について量的拡大をこれ以上やるのかどうかということにつきましては、私も国大協の代表の方から承った御意見でも、全く賛成である。これは国大協としての正式な御見解ではございませんでしたけれども、それ御意見をいただいております、非常に量的拡大は行わない、これから大学というものを新しく新設するということはできるだけ控えていくんだという考え方は、これはなかなか思っているけれども、私も自民党の文教部会としてはあえてわが国の将来のためにもこれは思い切った提案をすべきであるということでの方針を打ち出したわけであります、これについて皆様方から積極的な反論というのをいただいている、そういう背景の中でこの法案を作成していったということをぜひ御理解いただきたいと思っております。

○山原委員 いまお話しなされたことは、それは確かに国大協等の意見も参考されているでしょう。だけれども、それは一つは量的拡大を抑えるというその背景の中には、いわばいままでの大学政策とかそういうものもあるわけですね。たとえば国の予算の何%ぐらいしか充てないという状態の中で、そういう中でこれ以上という問題。だから一定の枠というものがあって、そこから生まれてくる大学関係者の方たちの一定の意見というものは出てくると思うのです。

しかし私たちが考えなければならぬのは、国民の教育を受ける権利は一体どうなるのかという問題が一面であるわけですからね。大学教育を受けたという青年の数というのはこれは年々ふえていく。それは決して抑制すべきことではなくして、それはまさに国民の教育を受ける権利として尊重しなければならぬ問題なんです。で、それ

らの問題と、いままでの一定の枠組み、いわば戦後三十年続いた自由民主党の文教政策のものとの枠内で考えるものと、それだけで議論をしてはこれはならぬわけですね。そういう点で本当に国民の教育を受ける権利、また年々増大していくところの大学教育を受けよう、この青年たちはまさにじめに大学教育を受けて人格的にもそれから学問研究の上でもりっぱなものを身につけたい、こういう希望があるわけですからね。だからそれをどう考えていくかということも議論されなければならぬわけじゃないですか。

○西岡議員 ただいまの山原委員の御指摘の問題は、私は先ほど申し上げましたように、将来、資源のない日本民族にとって、国民の知的な欲求と申しますか、高等教育機関にまで学んでいきたいというそういう情熱、熱情というものは本当に大切な財産なんだ、これを大切にしていかなければいけない、これがやはりわが国の文教政策の基本になければならないと思っております。ところが高等教育機関というものは一体どういう役割りを果たすべきなのか。確かに先ほど確定した数字でも三二%の進学率になっている。これは多分三三、六%になっているのではないかと思います、そういうところまできた高等教育機関というものは一体何なのかということも私も考えていかなければならない。そうして特にいまの山原委員の御質問の中でちょっと欠けていると思ひますのは、憲法二十六条に国民は、ひとしくその能力に応じて教育を受ける権利を有するところを、これに「その能力に応じて」ということを考えなければいけないのではないだろうか。その点はいかがでございましょう。

○本島委員 私さっき質問したのは、そういうところについてふいふ問題があるのだけれども、はしょったつもりなんです。もしも、いま西岡さんがおっしゃったようなことが前提にあって、五カ年間大学なら大学を新設を設けないんだというこ

とが、そういう思想があるんだということ、この条項が入ったのか。とすると、これは憲法論になりますし、いまおっしゃった二十六条の能力なら能力論、あるいは十九条ですか、学問思想の自由、二十一条ですか、この自由等々、これはそういう議論になったら――私はさっき、そういうことになしに、このことによつて大学の施設を認めないというところが、そういう憲法上のそれはいろいろ議論はあるが、それとかかわりでどちらを優先的に考えたのかという言い方をしておいたのです。だからその思想は、いまの西岡さんのは別個の、大学のあり方はどうなのかという問題であれば、この法案とかかわりなくて話されるならば私はこれはこれでまいたいんですよ。それが背景にあり、根底にあってこう出たとなると、これは憲法論にいつてしまふのです。すると、法制局も来ていらつしやるから、しからば憲法上どうかなんて、こうなつちやうんですよ。むしろいま私はここで議論するのはそういうことではないんだらうと思つてさっき私は最初に質問をして短くやめたのです。私はいつたら当然いま言つた議論になつちやうのです。だから私はそうでなしに、財政上のためだとかその他教育上というものは形式的なことでしょう、本質的なことじゃないでしょう、そういうもので憲法上のそういう問題を制限していいのかというのを言つただけなんです。そうでないとこの問題は、これは拡大したら大変です。憲法だつて大変な議論があるわけですから。いま能力論をおっしゃった。憲法二十六条の「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」というその能力なら能力という「能力に応じて」とは一体何かなんという、それはあなた、大変ですよ。だからそれは、いまのは別個の議論としてというように御発言があった方が、この際いんじやありませんか。(山原委員「法制局の答弁を求めます」と呼ぶ)

○大竹法制局参事 まことに恐縮ですが、先ほどのお話の途中であつてまいりましたものですから、恐縮ですが要点だけを……。

○山原委員 十三項で、これは、いま一定の条件があれば学校法人をつくる権利を国民は持つていますね、それとこの十三項はどうなるのかと、簡単に言えばそういうことです。

○大竹法制局参事 ただいまの御質問につきましては、いろいろな考え方があろうかと存じますが、私も考えております十三項は、ただいまおっしゃいましたように、だれでも学校をつくれと、こうおっしゃるわけですが、なるほどそれはそのとおりなんです、いわば、問題の焦点がずれるかもしれません、国民が職業選択の自由を持っている、あるいは自分の財産をどのような使い方をしようとする自由であると、そういう意味における基本的人権と同じような意味において、学校をつくる人を集めて教育という事業をだれでも本来やれるんだというように考えていいのかわりかという点は、やはり、私が申すまでもなく現在私学は認可制度がしかれていて、その認可制度と教育事業というものの絡みをどう考えるかと、そういうところから規定的に、完全な自由業種であるか非常に公共性の強い事業であるかによりまして、同じ形式的に認可制をしておりました、基本的性格は違ふのではないかと、こう考えております。その上に立ちまして、やはり教育事業というものは公共的な性格が非常に強い、なるほど私学はある一定の条件を備えれば認可されるということになってはおりますが、だからといって、必要な制限は認可の条件に限ると、こう考えていいほどの自由事業であるかどうかという点から考えまして、この十三項のような、こういうある一定の期間ある目的があれば認可をしないというような立法をすることもまた可能である、このように考えておるわけでございます。

○山原委員 私ばかり時間をとるのはこれでおきますけれども、いまの法制局の答弁ちょっとおかしいですね。設置基準もあるわけですね、だから、あなたが言われるのは逆に受け取っておられるわけですか。これは禁止するわけですか。ほぼ日本国民全体に適用できる法律によってこれを禁止すると

いうことが憲法上どうなのかと、こう言っているんです。あなたの言われるように、認可事項だからむやみにつくるのを制限できるなんというものはなくして、ほぼ日本国民全体に及ぼす法律として、これを五年間禁止することができるといふことになれば、憲法上の問題が起こるんじゃないですか、こう言っているわけですね、つくらせないということですかね。つくろうとする者に対してこれを抑制する、制限をするということだけでなくして、日本国民全体にこの法律が適用されるわけですね、それは憲法上問題じゃないんですかと、こう言っているんです。

○大竹法制局参事 ただいまの、教育事業をやっておる人あるいはやろうとする人、そのこととおよそ日本国民全体がいわゆる教育事業に参加するということを、何か意識して違ふようにとおられるように思うのですが、教育という事業を国民のだけれども、ある一定の要件を備えれば認可される、こういう体制はまずどういう性格を持っているんだと、その上で、その認可制度と一体となつてこの十三項のような規制ができるかできないか、だから、そこに十三項に必要な程度があると認識すればそれは可能であると、こう考えているということでございますが……。

○嶋崎委員 大学には大学設置基準がありますね。だから、一定の私立大学をつくつてきて、法人の形をとり、一定の条件が整つてきて、設置基準に客観的に照らして見れば、大学をつくらう、それから学部を増設したりすることができると、これが国民の教育の権利を保障するための私学のあり方ですね。設置基準というのは客観的に省令にあるわけでしょう。それをつくることのできるものを、今度は上の法律です、省令じゃないですから。設置基準で仮にオーケーであっても、設置基準がこの大学はまだいまいからふやめなさいと判断をしたり、そんなのじゃなくて、文部大臣が法律でもって、設置基準の客観的な姿を持っているものの学部の増設や学科に至るものについて、五年間禁止するという原則として決めるん

です。ですから、設置基準があつた上でその程度は法律でコントロールするということです。設置基準とこれと合わせていままでのように国民の教育の権利と学問、思想の自由を保障するということになるわけですから、法律で、その上のもので禁止しちゃうんですから、設置基準で客観的な条件があつた上で禁止されるのですよ。それはおかしいですよ。その法制局の見解は全然おかしい。

○大竹法制局参事 ただいまの御意見でございますが、まあ文部大臣の権限、それから設置審議会の意見を言う規定、これは御承知のように全部法律にあるわけですね。要するに認可を受ける、その認可には、こういうようにして認可をしますよと、その法律と並んで認可を受けなければならぬ、認可を受けないと教育事業というものは参入できませんよという法律と並んで、今度は法律でやるわけですね、それがこう合体するわけですね。だから、その認可という条項に基づく文部大臣の権限あるいは設置審議会の意見を言う、それを法律で抑えるからというところは、ちょっとこう筋が違ふ。認可を受けなければならぬということと並んで……。

○嶋崎委員 いままでは大学基準協会があつて、そして大学設置審議会があつて、そういうものによつて大体大学のあり方というもののについての一定の客観的な基準を決めていますよ。そこで事実上運用されたものを形式的な意味で認可してきたんです。それを今度の学校教育法の改正では、文部省の認可権というものが大学院の問題に関連して前に出てきましたですね。だけれども、いままでは、法律で言っている認可というのは、事実上は設置審議会の客観的な判断に基づいて、これだからもう一言言えば形式的に認可になったわけですよ。それがいままでの大学というものの自治を前提にした大学設置の仕方であり許可の仕方だったのですよ。ところが今度は文部大臣が、仮に設置審議会がいままでのとおりでいけば客観的に学部の増設や学科の増設ができると判断した場合でも、今度は文部大臣の権限で五年間ふやめることができな

くなるのですから。ということは、いままでの設置審と、法律的に決められた認可の形式的な運用と違つてくるんじゃないかと言っているのです。禁止するんですからね。これは禁止事項が原則なんです、認可はしないものとするというのが原則なんです。これが原則なんです。全然おかしいのです。

○大竹法制局参事 いま、その現行法のもとにおける文部大臣の権限と設置審の仕事の身から現行法はどのように解釈、運用されているではないかと、こうおっしゃっているわけですね。それはもうそのとおりだと思います。そこで、そういう現行法の法律、制度そのものと、この十三項を法律の面で合体させて、要するにまあ当分の間、五年間ですが、新しいやり方でやりますよというものが、この十三項だと、こう理解しているわけですね。そこで、それは先ほどからおっしゃっている憲法論になるのかということ、憲法論とは言わぬのがどういふ政策をとることが立法政策として妥当なのかどうかという両方の議論があるかと思ひます。私もそれは憲法論じゃなくして後者はないか、そういうように理解してこの十三項を憲法上は差し支えない、こう言っているわけでございます。そのことがすなわち妥当であるといふことではない。妥当論は立法政策として別にあり、しかし憲法論にはならぬというのが先ほどから私の申し上げたいところであつたのですが、言葉が足りません、そこははっきりしておりませんが、そういうことでございます。

○愛田委員 大竹さんの御意見を承っていると立論論、それに政策論が入つて、それが混同したようになつていっているわけですね。明らかに、いま西岡先生の御発言を聞いてもまさに政策的な御意見がこの法律に盛り込まれている。私たちは筋論を一応提唱したいのです。この学校教育法第四條によつて学校の設立認可がされる、そうした国民に、教育事業者が学校をつくりたいということについての自由の世界に一つの大きな壁をつくるということ、これは一応やめて、そういうや

り方ではなくて、たとえば学校教育法第十三條に学校の閉鎖規定がある。つまり法令に反する学校等に対してあるいは監督庁の命令に従わないところに対しては閉鎖命令を下すことができる。そういうようなところで本当に不健全な学校があるならばなぜ閉鎖しないのかという問題、スタートした以上はそれをりっぱに育てたいという御意思が一応ありながら、現実により育てないでいままでのような大変不健全な学校を事実上文部省はつくつておるのです。それを整理するために五年間の凍結規定を設けたいという政策的御見地をいままではおっしゃったんじゃないか。つまりいままでは量的拡大になり過ぎた現在の私学をむしろ質的向上をさせる期間を五年間つくるべきだという意味の御意見ではなかつたかと思ひますが、そういう行き方をとるよりも、教育事業者が学校をつくりたいという自由権は一応認めてあげて、そしてこの五年間もし必要があるならば助成措置というもののについて考慮すべきである、一応の基準に達した学校はどんどんつくつてやつてよい、しかし助成はしませんよ、五年間は助成のストップをしますよ、こういう行き方の政策をとる方が筋としては通るのではないか。学校の設立は自由にしておく、しかし助成法だから助成の点で五年間のストップをやろう、こういうやり方の方が賢明ではないか。そして一たび生まれた学校は、たとえ奇形的に生まれた学校であつてもそれを健全に育てる、健康不良児も一応国家は最後まで見てやろうという御意思があるんだらば、別途その方の方で考慮すべきであつて、五年間設立を禁止するといふような強権を用いるべきではないんだ。これを私は特に提唱したいと思ひます。

過去において学校教育法第十三條によつて閉鎖命令を出した学校があるのか、私立学校法で第五條一項二号による閉鎖命令を出した学校があるのか、文部省の怠慢によつて不健全に育つてきた私学を文部省はそのまま放つてきつて——むしろ不健全であるがゆゑに逆に国家の助成を大きくしてやつて、そしてそのような学校にこそ力を入れて

あがる。そして助成措置について厳しい枠を決めており、たとえば私学振興財団から融資した、融資した支払いが遅延した、その遅延したという理由だけで例の助成対象から外してやるなどという、これはむしろ逆であつて不健全なものを育てる御意思があるならば、融資した金額をお返しできないところにむしろ力を入れてあげるといふぐらひの逆の療法をとる方が私学振興になるのです。そういうものを怠つておいて五年間新しいものはつくりなないというやり方、これは間違いである。だから私学的には教育事業者がほとんど学校をつくることについてはこれを抑圧すべきではない。権利は守つておける。同時に、助成措置として今後の五年間を新しくできる学校に關しては助成をやめます。非常に健全な基本財産等があつて、そこに奇特な人が基本財産を大量に多額に提供したというところだけが健全に育つこととして、それ以外のところへは助成しない、こういうことにすれば、新しいものは遠慮するようになるでしょう。そういう行き方、基本的な考え方をひとつ変更してもらふべきだと思ひまして、あえてこれを提唱します。御両所から御答弁を願ひたい。

○塩崎議員 受田先生の御意見は私は一つの考え方であると思ひます。まず第一に憲法問題、よくして立法政策が問題であるというふうな受田先生は言われたわけでございますが、私も法制局の答弁を聞いておりますが、憲法問題よりも立法政策の問題だと思つてございまして、立法政策が問題となりまして種々のやり方が出てくるかと思つてございまして、受田先生のやり方も一つの方法でございまして、私もやはり国民には親切に資源をこれから私立学校に投じていただかなくても、もう少ししんぼうしていただきたい。一遍でき上がりまして後に閉鎖命令を出すということはないかなかなかいいことではございまして、これは人情の常でなかなかできないことを考えますと、全体としていたしまして、いま西岡先生の言われまじつたように、私学が過剰きみであり、今後は量的拡

大よりも質的充実だということになれば、憲法の許す限りにおいて五年間は設置を認めないという政策は私はとり得る可能性があると思つてございまして、それを御提案申し上げておるところでございまして。

それともう一つ、受田先生は、私がこれまた先生のいらつしやらないところで御説明を森委員にしたのでございまして。去年の五月の私の案には、文部省が認定しない定員の増加に對しましては補助金の対象にしないような仕組みの制限規定を置いておきました。先生はいま、そういう案はどうかと、認可という思の根をよめるようなやり方よりも、その点はフリーにしておいて、教育目的から認める、しかし財政目的からそれを否認したかどうか、こういう御提案があつたのでございまして。それは先ほど申し上げましたように、去年の五月の私の案にもあつたわけでございまして、この点は私も認めていたしまして、法制局において十分突き詰めて、このような案の方がより適當であるというところで私学の方々に御理解を大体において得たと思つてゐるわけでございまして。つまり、財政上不適当ならば補助金を与えないということ、私は財政上の理由から単純に出てこないと思つてゐます。やはり教育上不適当であるから財政上も援助を与えないということが大部分であらうと思つてゐます。そういういたしますと、教育上不適当であるのに定員をふやさすということとは所轄省としての文部大臣にはできないことである。やはりこの点は学部の新設について認可制度をとつておるため、現行のたてまえから見て、やはり収容定員の増加については認可制をとるといふことが至當である。しかもそれを全面的に五年間禁止するんじやなくして、一つの認可基準の厳格化の、特に必要のある場合には設置を認めるという弾力条項を置きまして、全般的にはひとつ五年間はしんぼうしてくれというところの政策の方がより適切である、こんなふうな考えまして、このような御提案を申し上げてきておるわけでございまして。

なほ、先ほど来たたびたび申し上げておりますように、私学側も現行の届け出制度が文部省との話し合いによつて受け取られない限りは定員の増加の届け出はしないような慣行になつております。つまり届け出制度が認可制度のように運用され、しかも昨今の私学の過剰きみの傾向から見て、原則として文部省は収容定員の増加は認めないのだなというふうな雰囲気になつておるわけでございまして。私は五年間のしんぼうは必ずしも不適切な政策とは思ひません。現在でも大分定着しておる政策でございまして。しかし、むしろそれを裏をかきまして定員の増加を持つてこないで、やみ定員ですかね、定員をオーバーする実員を認めてゐることを生んでおるとすれば、これはまた、いろいろと山原先生からもお話がございましたが、この法律の施行期日でございまして、この五十一年度の四月一日までには、不自然なこれまでの定員と、実情に即したところの、実員との間の調整をできる限り行つた新しい定員はつくらざるを得ない。これは、施行日までに文部省において私学側との間に話し合いをして準備していただく、大体こんなふうなたてまえで私学側にも話し、私学側も文部省側もそういうことにしようではないかというところの合意ができておることを、御参考までに申し上げます。

○受田委員 もう一つ、先生、私はもう一つ提案したいのですが、この五年間の凍結規定をやめて、審査を厳重にして、運営の面で五年間なかなか新設はできないんだという形にすべきではないか。運営面での道が開けません。つまり、基本的権利を抑えてまであえて五年間の凍結規定を設けることをやめて、一応従来の権利を十分認めながら、運用の面で事実上五年間凍結したことに認可はできないんだという厳しい基準で運営される方法はないですか。

○塩崎議員 ただいまの受田委員の御提言が、法律的に言へばこの規定でございまして。私は、運用を厳しくするというような、法律の根拠に基づかない行政の裁量によつてやることこそ、非民主的で危険性が多いと思つてございまして。やはり国民に、五年間はやかましいんだということを国会の同意を得た法律によつてやる方がより適切である、こういうふうな考えからでございまして。

○久保田委員長 先ほど山原君から文部省に對しまして御質問がございましたが、管理局長今村君から御答弁を願ひます。

○今村(武)政府委員 先ほど法案の第五條第二号を引用されました「學則に定めた収容定員を超える数の學生を在學させている場合」は補助金を減額して交付することになるであらうが、そうすれば、現在定員を超えておる私学がほとんど全部なんだから、ほとんど全部の私学で補助金の減額が起り得るのではないだろうかという趣旨の御質問でございまして、結果としては決してそうならないと思ひます。五條の規定に「その状況に應じ」減額して交付することができると。その状況に應じという言葉がございまして。こういう規定が全くないといひますと、現在、これは極端な例でございましてけれども、調査しましたところ、ある大学の二部において定員の二十二倍の実員を持つてゐる学校がございました。これで教育条件が整つていてまともな大学教育ができるわけでもないわけでございます。したがつてその状況に應じ具体的に勘案をするということでございます。現在、このところ実態は漸次改善の方向に向かつております。

三年前から定員の六倍以上の実員を持つてゐるところは補助金を交付しない、昨年が定員の五倍以上の実員を持つてゐるところは補助しない、こゝとが四倍以上の実員を持つてゐるところは補助しない、その補助する限度においてはその倍率を考慮して減額の割合のしんしゃくの材料とする、こういう態度をとつておるわけでございまして。

実情は以上のとおりでございまして。

○高橋(繁)委員 この法案についてはたくさん問題点があるわけですが、今晚これで質疑はともし切れな、慎重にすべきだと私は考えますが、その中で第九條の「都道府県の補助に對する國の補助」の問題ですが、都道府県が当該学校におけ

る教育に係る経常経費について補助する場合に国が一部を補助することになる。そうすると、都道府県が当該学校に補助しない場合、これは一銭も行かないわけだ。補助しないという事は都道府県の財政的な問題があつて補助できない場合もあり得る。まずこれは不公平になり、ただそのうした財政的な誘導によつて、その反面かなりの規制をしておるわけだ。たとえば第五条の第五号にしても、学問の自由、私学の自由という問題にかかわる問題がある。それから、第六条にしても「補助の目的を有効に達成することができない」とその判断基準は一体何であるかとか、第七条の「特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるとき」は、一体だれの——これは自民党の政策に合わない場合というように私は解釈するのですが、そういうようなことも考えられる。財政補助という問題については、きつめて高校以下の問題については薄弱であり、むしろ、その反面、いろいろな規制がある。財政的誘導をしながら、かえつて規制の強化を図る法案のようになっている。その提案者の考え方は……。

○塩崎議員 九条の仕組みにつきまして御意見がございました。私も、高校以下の財政援助についても国がある程度の責任を負うべきである、こういった考え方を持つものでございまして、いまの地方財政の現況から見ても、高橋先生のおっしゃる通りに本心に心配するものでございまして。しかしながら、この九条の背後にありますものは、御承知のように現在の地方自治法、地方財政法という地方自治のたてまえを原則としたしておりまして、国と地方との間の権限の分配は、御承知のように高校以下については都道府県が責任を負う、それは教育上の責任ももちろんでございますが、財政上の責任も負うということで、ことしに至るまで私立の高等学校のみならず、公立の高等学校まで、原則として一銭の補助もしてなかったわけでありまして。財政当局は今後もなかなかする気持ちはないようでございます。しかしその中でやろうとするわけでございますから、地方自治の

概念のもとで補助をする場合には、ひとつ苦しい中で補助をするのだから国が見てあげましょうという事で補助を促進しよう、こういう考え方がございまして、これは地方自治の原則と高校以下に対する援助の必要性との一つの妥協の産物、将来は高校に対して直接金をやるというようなことも私は十分考えられるところでございまして、それは国と地方との間の行政事務配分の根本的な問題でございまして、これは将来の検討に、相当長期の問題であらうかと思いますが、残されると思うのでございまして。

なお、五条の問題は大学の話でございまして、高等学校以下につきましては原則として適用がないわけでございます。その点につきまして、なお法制局から答えが必要ならば細かい点まで申し上げたいと思ひます。

○高橋議員 九条の問題、財政豊かな都道府県の場合は現実に補助をしているのです。それに対して国が一部補助するわけでしょう。補助できない東北の貧弱な県の私立の高校はもうつぶれかけているんだ。廃校のやむなきに至りつつある高等学校がたくさんあるわけだ。そういう高校に対しては何ら国が補助をしない、都道府県任せ、都道府県は財政的にできない、そういう反面があるわけですよ。

○塩崎議員 確かに、おっしゃる点は今後の検討問題でございまして、高校以下に対して国が義務教育のようにどこまで責任を負うかは十分検討したいと思ひます。(羽田委員長「委員長。本案に対する質疑はこれにて終局されんことを望みます。」と呼び、その他発言する者あり)

○久保田委員長 暫時休憩いたします。
午後十時三十分休憩

午後十一時二分開議
○久保田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
藤波孝生君外四名提出、私立学校振興助成法案

を議題とし、質疑を続行いたします。

この際、木島喜兵衛君より発言を求められておりますので、これを許します。木島喜兵衛君。

○木島委員 この際、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党、民社党の四党を代表して動議を提出いたします。

すなわち、本案についてはなお検討すべき点がありますので、さらに慎重に審議を続けられんことを望みます。

○久保田委員長 ただいまの木島喜兵衛君の動議について採決いたします。

木島喜兵衛君提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 起立少数。よつて、木島喜兵衛君提出の動議は否決いたしました。

次に羽田孜君より発言を求められておりますので、これを許します。羽田孜君。

○羽田委員 本案に対する質疑はこれにて終了されんことを望みます。

○久保田委員長 ただいまの羽田孜君の動議について採決いたします。

羽田孜君提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 起立多数。よつて、羽田孜君提出の動議のとおり本案に対する質疑は終局いたしました。

この際、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において意見があればお述べ願いたいと存じます。永井文部大臣。

○永井文部大臣 このたび衆議院文教委員会におかれましては、私立学校教育の重要性にかんがみ、私立学校の振興を図る観点から本案を提出されましたことに対して深く敬意を表します。

本法案の内容につきましては、政府といたしましてはやむを得ないものと考えられるものであります。本法案制定の際にはその趣旨を体して、わが国における私立学校教育の一層の振興に努めてま

いる所存であります。

○久保田委員長 引き続き討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。嶋崎議員。

○嶋崎委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、本案の採決に当たり、野党四党が動議として提出いたしました慎重審議の理由を述べながら、また、いま文部大臣が、やむを得ないと言われたような内容のものであるだけに、その理由を述べながら反対の討論を行います。

第一に、この法律案が自民党の議員提案で行われました手続についてであります。本国会は、民間人として文部大臣に就任された永井文政のもとで、対話と協調のもとに、日本の教育の重要な問題については全野党の討論と一致を見ながら新しい文教委員会のあり方を今日まで模索してきたことは皆さん御承知のとおりであります。そのことは、今日までに三つの議員立法を合意のもとに成立させた実績がそのことを物語っております。したがって、今回の私学助成法案に当たりまして、本国会中に、わが党や野党全員がこぞつて各党の合意を今日まで提唱し、小委員会の設定を行い、その内容を煮詰めることを今日まで提案をいたしてまいりました。それにもかかわらず、会期末に至りまして、かつ、事前に内容も示されず、一方的に動議で審議を打ち切ろうとするこれは実に遺憾だと思ひます。法案をわれわれが目にしたのはきのうの夜か、けさでございます。そういう意味で手続的にも一方的な内容の提示であったことは明らかであります。

しかもこのような、いまから申し上げますように、本案はきつめて宣言法的であつて、今日の私学危機が解決できるのか、国、公、私立の格差解消、機会均等が得られるのかという重大な問題に何ら答えていないと思うからであります。しかもここ数時間の討論の中で明らかになりましたように、提案者たちは、この助成の理念が立法政策と

深く絡まっていることを主張しておられます。その内容は、日本の大学の高等教育のあり方が、量から質へといまや変わらなければならない段階という状況認識に基づいていることとあります。そのことは、この法案の内容が示しておりますように、明らかに権力的統制の肯定の論理に立っているということとあります。

法案の内容について申し上げます。

まずこの法案の第一条の「目的」は、「この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、云々」とい、一、修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。」と書いてあります。本来の私学助成法は、今日の日本の高等教育や後期中等教育などの中で、国立と公立ないしは私立、私立の内部分けの格差、こういう日本の教育の格差を是正するという意味で、今日まで私学教育の果たしてきた役割にかんがみてその格差を解消するための助成でなければならぬし、機会均等という憲法の理念に基づいた助成でなければならぬと思ひます。したがって、第一条にその趣旨を明確に打ち出すことがこの助成の目的を明らかにすると思ひます。この点が抜けていることが、目的をきわめてあいまいにしている一つの特徴でございます。

この法律案全体を貫いている特徴は、第四条で「国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。」と規定してあることとあります。このことは、「二分の一以内を補助することができる。」でございすから、いかに将来二分の一という目標を掲げていても、法律案を読む限りは、二分の一以内を補助することもできるが、しないことも可能であります。そういう意味で、もともと二分の一という目標を掲げてきた私学助成の理念がここであいまいにされております。

このことは、第九条においても、都道府県の小

学校、中学校、高等学校、盲、聾、養護学校、幼稚園を設置する学校法人に対する補助の場合、一、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。」と、補助の内容がきわめてあいまいにされているのでございます。

金を出す方はいまいにしておいて、今度は私学に対する強制的な措置の条項がきわめて多数ございます。たとえば第五条をとってみるならば、「国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合、その状況に応じ、前条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。」ということ、第五条は減額の規定でございす。その減額の条件の中に、五番目に「その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合」とあります。「教育条件又は管理運営が適正を欠く」というのは何を指すのか、具体的に何を意味するのか、これをだれが判定するのか、それは国でありますから、これはきわめて危険な強制的な側面と考へなければなりません。第六条は、補助に当たりまして、さらに「第四条第一項の規定による補助金を交付しない」という場合を決めております。第七条には、今度は特定の分野、課程に係る教育の振興のため特に必要な場合は援助をプラスすることができるという規定があります。一方でコントロールしておいて、特に必要のあるときだけは国は「増額して交付することができる。」という規定になっております。

そのことは、さらに第十二条に至りますと「所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。」として四つの項目を挙げております。この項目は、私立学校法の五十九条の五の凍結された事項の法律の復活であります。しかも、このそれぞれの項目の最後を見ますと、最初の項目では、助成に際して「書類その他の物件を検査すること。」二番目には、「当該学校法人が、云々」と言つて「その是正を命ずること。」三番目には「必要な変更を

すべき旨を勧告すること。」四番目には「当該役員

の解職をすべき旨を勧告すること。」これらの法律

的な用語はきわめて監管的な、統制的な内容でございす。

それに反して、第十三条の学校の側はどうか。私立学校審議会、私立大学審議会、高等専門学校審議会の意見を聞き、その場合に当該の審議会に出席して、学校側は「弁明することが出来る。」と述べているだけであります。

片一方では強制的にいろいろと助成に当たつての権限強化を決めておいて、学校側は審議会に出てきて「弁明することが出来る。」ということでありまして、大学側は研究のあり方、教育のあり方というものについて意見を述べながら主張することができない、その弱さが明確に出ております。

この法案そのものがこのような性質を持つておりますから、一方で金を出し渋りながら、片一方では権限を強化してコントロールしていくという、まさに財政を頭に置いた法律であることは明らかであります。そのことは、先ほどの討論で明らかになりましたように、私立学校法の一部改正で六十三条の一項を改め、そして附則十三項として、「文部大臣は、昭和五十六年三月三十一日まで、私立大学の設置、私立大学の学部又は学科の設置及び私立大学の収容定員の増加に係る学則の変更についての認可は、しないものとす

る。」と、これまた強くなりたつていのでございす。

この法の流れと立法政策の精神、思想をわれわれは探ってみると、明らかに今日の日本の国民の教育権という観点から見た私学のあり方に対する国家的な規制——大学自身が公衆化しているというこに基づく大学の根本的な改革、新制大学の公衆性に基づく大学改革を抜きにして、助成に際して量よりも質という大学を考へる大学改革の道を誘導していると言わなければなりません。その結果は、受験地獄の解消どころか、受験地獄はますます拡大し、今日教育の当面している問題には何らこたええなばかりか、格差の拡大をさらに拡大

することは明らかであります。

以上の意味で、大臣がいままで提起されてきた受験地獄の解消ないしは日本の大学教育、高等学校等の教育の中に貫いている格差是正という問題に対して、むしろそれを促進するという意味で危険な内容を多々含んでいると考へざるを得ません。このような問題点を含む法案なるがゆゑに、もつと慎重審議をすべきであるという意味におきまして、本案に対して反対の討論を行つた次第でございす（拍手）

○久保田委員長 森喜朗君。

○森（喜）委員長 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております私立学校振興法案に対して賛成の討論を行います。

本日の長い議論の中で、学校教育の中に占める私学の意義、そして私学が現実的に抱えている経営の危機、財政の危機、このことはこの委員会の皆さんが認められているところでもあります。特に教育の公平な機会を与えていくという意味で、父兄負担の軽減ということも十分はらんで教育政策を改革していかなければならぬと思ひます。

いま嶋崎委員から、反対討論の中でお話がありましたけれども、この機会に、この国会の閉会間際の中でこのような法案が出てくることに對して確かに一つの意見があるだろうと私は思ひます。しかし委員会の討論の中で、なぜここまでおられてきたのか、それでもなおかつこれを進めていかなければならぬかということとは十分国民の前に披瀝をされたとは思ひます。先ほど藤波提案者の方からお話がありましたけれども、たまたま嶋崎委員が反対討論の中でおっしゃつたように、いわゆる議員立法がきょうこうして実りの多い賛成を得られたんじゃないか、そういうお話もございす。しかし逆に言えば、無から有を生み出す意味でこゝで一歩前進をさせておいて、これから党派を超えて、みんなでつくり出したこの私立学校振興助成法をよりよい方向に持っていくということもまた立法府の存在の大きな意義があることではないかと思ひます。

また、いまごろになって、ゆうべだとかけさほど示されたようなこともございましたけれども、自由民主党は私立学校振興助成法は早くから世に問うてきたわけでございまして、私が質問の中で、それがこゝまで後退しなればならなかったことについては私も不満があります。しかしそれでも二分の一以内の問題あるいは高校以下の問題については都道府県に對し一部を補助することができるといふようなあいまいな規定については確かに問題がありますが、これをさらに国会の審議の中でこれから改善していこうという道もあるわけでありまして、財政あるいは社会の背景の変化によつてむしろ積極的な方向に、これからまたみんなで努力してその方向を目指していくということも可能性が残っているわけでありまして、私は、そういう意味でこれから私立学校に對し、立法府として行政も監督しながらまた指導しながら本當の意味の私立学校の振興策というものを打ち立てていきたい、このように思います。

特にいろいろ問題、また危惧されてまいります監督規定の問題あるいは五年間原則として認可しないという問題等につきましては、私は提案者及び大臣として管理局長との間に十分討論を交わしましたので、お答えをいただいたその精神をどうぞこれから運用面で生かしていただきたいと思います。特に五年間という一つの期間を設けたのも、いま鳩山委員からこれこそまさに悪い方向に進むという御意見もございまして、五年間という意味は、むしろ西岡提案者からお答えをいただいたように、政党として新しい高等教育の抜本的な改革をさらにこれから目ざしていくという答えもいただいておりますので、私はそのことに大きな評価をし意義を感じるわけでございます。押さええて、そして藤波さんの言葉をかりて言えばまさに上着も脱ぎ、ズボンも脱いだ状態と言われました。私は、この法はまさに下着も脱いだというように感じもいたします。しかしそれでも心の中に私学を大切にしよう、そして日本の教育の中で私学の振興を国がしっかりと打ち立てていこうという

本當に愛情のある法案がいままさに実現とされているわけでありまして、そういう意味でこの法案が速やかにこの委員会でも可決されることを心から願ひ、また多くの日本の教育関係者もまた父兄もきょうのこのことに對して大きな期待を込めているといふことを私はあえて申し上げて賛成討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

次に手続上の問題であります。この法案は本日提案、趣旨説明が行われました。そしてその審議の時間はきつめて短期間でありまして、そして疑問あるいはいまだに解明されない部分を残してあります。當然慎重なる審議をすべきものと考えます。まさに教育を語るにふさわしい状態をつくつて討論を進めるべきであります。今行われましてこの採決は、きつめて非民主的な運営であると断ぜざるを得ません。

○久保田委員長 次に、山原健二郎君。○山原委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して本法案に反対の討論を行います。

今日、私学の経営と教育研究の条件は困難をきわめています。ことに最近のインフレ、高物価は史上空前の学費の値上げを呼び、父母負担が増大し、まさに危機的な状態を迎えています。私学助成はこの状態にしっかりとこたえるものでなければなりません。

今回出されました自民党の私学振興助成法案を見ますと、まず第一条の目的の項とはうらはらに経営者、国民、学生の要求からおよそほど遠いものであると思ひます。すなわち通常の経費二分の一以内となつてゐること、高校以下の助成については一部を補助することができるとなつてゐることなど、これまでの自民党案二分の一を補助するものとすると義務規定からも後退し、いままゝで何ら変わらない一般的予算要求方式であると思ひます。これでは来年度一体幾ら助成措置がとられるのか不明であります。私学経営者が年次計画をもつて健全経営を回復するめどもありません。高等学校での都道府県における授業料補助については対象とならないため、補助打ち切りを生ずるおそれもあります。

助成措置の不完全さと逆に、監督規定はきつめて綿密に組み立てられ、管理運営に関する介入の危険性をはらんでいます。特に五条の五号、さらに六条の規定、これらは減額、管理運営が適正を欠く場合補助金を交付しないことができるなどの問題を含んでいます。また第七条の認可の強化は、文部省の都合のよい学科には補助誘導措置をとり得るものとなっております。さらに五年間にわた

り、特に必要ある場合を除いて私学の設置、収容定員の増を認めない項も設けられてゐることもきわめて重大な問題であります。これらの問題を考えましたときにとうていこの法案に賛同することはできません。

この法案は本日提案、趣旨説明が行われました。そしてその審議の時間はきつめて短期間でありまして、そして疑問あるいはいまだに解明されない部分を残してあります。當然慎重なる審議をすべきものと考えます。まさに教育を語るにふさわしい状態をつくつて討論を進めるべきであります。今行われましてこの採決は、きつめて非民主的な運営であると断ぜざるを得ません。

わが党は、私学助成につきましましては、私学を公教育における重要な地位を占めるものと規定し、教育を受ける国民の権利を守り、さらに教育の機会均等を守るために、国公立間の格差を正すをなくすために私学に對する大幅助成、さらに授業料補助等を行つていく決意であります。私学の教育研究条件の大幅な改善、父母負担の軽減、国公立間の格差を正すのために一層奮闘することを申しまして、反対討論といたします。(拍手)

そのほか、助成の問題につきましても、私立大学、私立高等専門学校の通常の経費については二分の一以内であるとか、あるいはそれ以下の学校につきましましては、都道府県が補助したものに對して国が一部を補助することである。あいまいな補助規定だけあります。

それらに比べて、この法案の第五条にありますが「補助金の減額等」にある第五号の「その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合」、まさしく私学介入の問題がひそんであります。

○久保田委員長 公明党を代表して反対の討論を行います。

私学問題につきましましては、今国会の冒頭、昨年の秋以来今国会の最大の課題になるであろうと言われた私学助成問題は、かねてから本委員会でも小委員会を設けて慎重に審議をすべきものだということを提唱してゐたにもかかわらずその機会が得られなかつた。今回延長国会の最終段階で突如としてこの法案が出され、ただいま突如としてその審議が打ち切られたことに對し憤りを感じるものであります。私学の危機は日本の教育の危機であります。その日本の教育の存亡にかかわるこの重大な案件に對し審議を打ち切られたことに對し、わが公明党も強い怒りを感じるとともに、この私学助成の問題につきましましては、わが党も昨年来慎重に検討をしてまいりました。この法案要綱なるものも発表をいたしております。態度決定もいたしております。にもかかわらず、そのわが党の意見も聞き入れられず、突如として審議が打ち切られたことはまことに遺憾であります。したがつて、まさしくこの私学助成につきましましては慎重審議をすべきであることを提唱いたします。先ほどの意見にもありましたように、この助成法案が一步前進であるといふように言つておりましたが、私は事教育に關しては、国民のコンセンサスを得て、百人が百人の方々が一步前進するのでなければならぬ。ある一部の人だけが、あるいはある一部のもののみが一步前進するのであればならないと私は思うのであります。

法案の内容につきましても、短い時間の中で審議はとうてい尽くされないう状況であります。たくさん欠陥を抱えておるようにも思ひます。附則の十三項目については重大な問題を抱えております。

七条の「特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、補助金の増額の問題についても、まことにその基準というものがあいまいであります。

このほか、所轄庁の権限にしても、十二条の第三号について、「当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認める場合において、

それに比べて、この法案の第五条にありますが「補助金の減額等」にある第五号の「その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合」、まさしく私学介入の問題がひそんであります。

第六条にしても、「補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、この判断の基準もあいまいであります。

その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。」等、財政的な誘導を片方ではながら、それに加えて規制の強化が含まれておるのが本法案の趣旨であろうと思ひます。

わが公明党は、さらに時間をかけて慎重に検討して、私学の危機を救うべく、つばな法案を作成をいたしたい。よって、本法案については反対をいたすものであります。(拍手)

○久保田委員長 次に、受田新吉君。

○受田委員 私は、民社党を代表して、この法案に対する反対の討論をいたします。

私は、非常に教えられる言葉があります。政治屋は次の選挙を考え、政治家は次の世代を考える。まさに次の世代を考えると、この私学振興助成法案は、国民の立場からお互いの立場から、つばな法案をつくってよい案を結ばせるべきものでございまして。しかも、これは党派を超えて次の世代を考える、国民の期待にこたえたかった。したがって、実は私自身は超党派で委員長提案にする法案であるべきであると考えてまいりました。各党とも余り意見の相違はない。国公立の格差を直して国民のための教育機関たらしめなければならぬという点においては、大体各党が共通である。しかも従来国立、公立に比較して私学の陥没に対するお互いの私学への愛情も共通しております。自由民主党の方々は、そのことを十分理解されて、単独の行動をされないので、お互い教育に対する共通の愛情を持っている野党にも常日ごろより熱心に連絡、折衝を図っていただきました。

ところが、この法案は突如として昨日提案されました。私もこの法案を拜見して、一通り各条章に目を通すだけで、四、五日かかる法案であることを私理解さしてしまいました。ところが、きょう突如としてこれを質疑打ち切りへ持つていかれたということ、残念です。あと二、三日時間をかけていただいて、そして修正すべき箇所があるならば、党派を超えて修正する、そして国民の前にデビューする時には、超党派で次の世代を考え

る。つばな法案にしたかったですね。この点願ひて痛恨です。

特に、私立大学設立の自主性というものを大事にしなから非常に困難な道をたどってきたのが私学でした。その私学に報いるに超党派のつばなプレゼント、これを贈るのにやぶさかであるべきではなかった。文部大臣は、その意味におきましては、非常に幅の広い文部大臣として民間から登用された人材として期待されておられる、その文部大臣御自身がいまやむを得ない措置としてごらんになるような法案になってしまった。これは残念です。どうかこの問題の解決のために、できれば時間をかけて修正への努力をなぜ与党の方々、していただかせませんでしたか。

孟子いわく、梁惠王下篇に「民の樂しみを樂しむ者は民もまたその樂しみを樂しむ。民の憂えを憂える者は民もまたその憂えを憂える。樂しむに天下をもつてし、憂えるに天下をもつてする。しこうして王たざざる者はいまだこれあらざるなり。」とありますように、民と、国民と一緒に樂しむ、ともに憂える。つばな法案として、次の世代を考える法案としてはしかなかったと思ひます。

残念でございしますが、現にいままさに採決直前でございまして、この点、以上申し上げた理由によりまして、残念ながら反対の意思を表明いたします。(拍手)

○久保田委員長 以上で討論は終局いたしました。

○久保田委員長 これより採決に入ります。

藤波孝生君外四名提出、私立学校振興助成法案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○久保田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○久保田委員長 次回は、明二十七日、午前十時理事会、午前十一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十一時三十九分散会

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の第一章の次に次の一章を加える。

第七章の二 専修学校

第八十二条の二 第一条に掲げるものの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数が文部大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第八十二条の三 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第八十二条の四 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第八十二条の五 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者でなければ、設置することができない。

一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

二 設置者(設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。)が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 設置者が社会的信用を有すること。

第八十二条の六 専修学校は、次の各号に掲げる事項について文部大臣の定める基準に適合していなければならない。

一 目的、生徒の教又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数

二 目的、生徒の教又は課程の種類に応じて置かなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境

三 目的、生徒の教又は課程の種類に応じて置かなければならない設備

四 目的又は課程の種類に応じた教科及び編制の大綱

第八十二条の七 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならぬ。

専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に關し、文部大臣の定める資格を有する者でなければならぬ。

第八十二条の八 国が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む）、設置者の変更及び目的の変更は、監督庁の認可を受けなければならない。

監督庁は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第八十二条の二、第八十二条の三及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

監督庁は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第八十二条の九 専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときは、監督庁に届け出なければならない。

第八十二条の十 第五條、第六條、第九條から第十四條まで及び第三十四條の規定は、専修学校に準用する。

監督庁は、前項において準用する第十三條の規定による処分をしようとするときは、当該専修学校の設置者に対して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

監督庁は、第一項において準用する第十三條の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

第八十三条第一項中「学校教育に類する教育」

の下に「を行うもの」を加え、「を除く。」を行うもの」を「及び第八十二条の二に規定する専修学校の教育を行うものを除く。」に改め、同条第二項を削る。

第八十三条の次に次の一条を加える。

第八十三条の二 専修学校、各種学校その他第一條に掲げるもの以外の教育施設は、同條に掲げる学校の名称を用いてはならない。

高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校の名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

第八十四条第一項中「学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育」を「学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校以外のものが専修学校又は各種学校の教育」に、「各種学校設置」を「専修学校設置又は各種学校設置」に改め、同条第二項中「前項の關係者」を「前項に規定する關係者」に、「各種学校の教育」を「専修学校若しくは各種学校の教育」に、「同項の規定による勧告に従つて各種学校設置」を「専修学校設置若しくは各種学校設置」に改める。

第八十九条中「第八十三条第三項」を「第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項」に改める。

第九十二条中「第八十三条第二項」を「第八十三条の二」に改める。

第六六條第一項中「第十一條」の下に「（第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。）」を、「第二十三條」の下に「（第三十九條第三項において準用する場合を含む。）」を、「第四十七條」の下に「（第七十六條において準用する場合を含む。）」を、「第四十八條第二項」の下に「（第七十六條において準用する場合を含む。）」を、「第四十九條」の下に「（第七十七條の九及び第七十六條において準用する場合を含む。）」を加え、「第八十三条第四項」を「第八十三条第三項」に改め、同条第二項中「第四條」の下に「（第八十三条第二項において準用する場合を含む。）」

を、「第十四條」の下に「（第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び幼稚園」を「幼稚園、専修学校及び各種学校」に改め、同條に次の一項を加える。

第八十二条の八及び第八十二条の九並びに第八十二条の十第一項において準用する第十三條の監督庁は、公立の専修学校については、当分の間、都道府県の教育委員会とする。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（各種学校等に関する経過措置）

第二條 この法律の施行の際現に存する各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものを除く）で改正後の学校教育法（以下この条において「新法」という。）第八十二条の二の専修学校の教育を行おうとするものは、新法第八十二条の八第一項の規定による高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより、新法の規定による専修学校となることができる。

2 前項に規定する各種学校に係る学校教育法第八十三条第一項の規定の適用については、当該各種学校が前項の規定により専修学校となるまでの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に高等専修学校、専門学校又は専修学校の名称を用いている教育施設は、新法第八十三条の二第二項の規定にかかわらず、昭和五十三年三月三十一日までの間は、なお従前の名称を用いることができる。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関係法律の一部改正）

第三條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号（中）「設備」を「及び設備」に、「及び公立の各種学校」を「公立の専修学校

及び各種学校」に、「行ない」を「行い」に改める。

別表第七第一号の表私立学校審議会の項中「及び私立各種学校」を「私立専修学校及び私立各種学校」に改める。

第四條 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十八條の二第二項中「終つた」を「終わつた」に、「第八十三条第一項」を「第八十二条の二又は第八十三条第一項」に改める。

第五條 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改める。

第六條 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「及び同法第八十三条に定める各種学校」を「同法第八十二条の二に定める専修学校及び同法第八十三条に定める各種学校」に改め、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 「専修学校教育」とは、専修学校における教育をいう。

第十二條第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 専修学校教育の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること（他部局に属するものを除く。）。

三の三 専修学校教育の基準の設定に關すること。

第七條 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「各種学校」とは、学校教育法第八十三条第一項を「専修学校」とは学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第八十三条第一項に改める。

第四條第二号中「の私立学校」の下に「並び

に私立専修学校及び私立各種学校」を加え、同条第四号中「学校法人」の下に「及び第六十四条第四項の法人」を加え、同条第五号中「第二号に掲げる私立学校」の下に「私立専修学校又は私立各種学校」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。

第九条第二項中「及び私立各種学校」を「並びに私立専修学校及び私立各種学校」に改める。第十条第二項第一号中「園長」の下に「私立専修学校の校長」を、「これらの学校」の下に「若しくは専修学校」を、「学校法人」の下に「若しくは第六十四条第四項の法人」を加え、同条第四項中「これらの学校」の下に「若しくは各種学校」を加える。

第十一条第一項中「目的とする団体」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体」を加え、「私立学校の総数」を「私立学校又は私立専修学校の総数」に改め、「ときは」の下に「それぞれ」を加え、「幼児の数が」を「幼児の数又はその団体を組織する私立専修学校に在籍する生徒の数が、それぞれ」に改め、「幼児の総数」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校に在籍する生徒の総数」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「候補者の数」を「候補者の総数」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項の私立専修学校の団体が推薦する候補者の数は、都道府県知事が定める。

第十一条第四項中「私立学校の団体が」を「私立学校又は私立専修学校の団体がそれぞれ」に改め、「組織する私立学校」の下に「又は私立専修学校」を、「団体に對して」の下に「それぞれ」を加え、同条第五項中「私立学校」の下に「又は私立専修学校」を加える。

第十五条中「関係する学校」の下に「専修学校」を加える。

第二十条第二項中「私立学校」の下に「又は

私立専修学校」を加える。

第六十四条の見出しを「(私立専修学校等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

学校教育法第八十二条の八第一項の監督庁の権限及び同法第八十二条の八第一項において準用する同法第八十二条の監督庁の権限は、所轄庁が行うものとし、第五條第二項、第六條及び第八條第一項の規定は私立専修学校について、第五條、第六條及び第八條第一項の規定は私立各種学校について、それぞれ準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八條第一項中「第五條各号に掲げる事項」とあるのは「学校教育法第八十二条の八第一項の監督庁の権限又は同法第八十二条の十第一項において準用する同法第十三條の監督庁の権限」と読み替えるものとする。

第六十四条第二項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第三項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に、「私立各種学校」を「私立専修学校又は私立各種学校」に改め、同条第四項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第五項中「私立各種学校」を「私立専修学校又は私立各種学校」に改める。

第八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

別表第二(第四号中「及び各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第一項の表施設の欄中「学校教育法」の下に「第八十二条の規定する専修学校又は同法」を加え、「もの」を「専修学校又は各種学校」に改める。

修学校又は各種学校」に改める。

第十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の二第三号中「私立学校」の下に「私立専修学校」を加える。

第十二條 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十二條」に改める。

本則に次の一條を加える。

(専修学校の保健管理)

第二十二條 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に關し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

2 専修学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第二條 第三條 第六條、第七條、第八條 第一項及び第三項、第九條第一項、第十條から第十四條まで並びに前二條の規定は、専修学校に準用する。

第十三條 首都圏の既成市街地における工業等の制限に關する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「又は」の下に「同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは」を加え、「政令で定める各種学校」を「政令で定める専修学校及び各種学校」に、「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第六項中「高等専門学校」の下に「並びに専修学校」を加える。

第十四條 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に關する法律(昭和三十九年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「又は」の下に「同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは」を加え、「政令で定める各種学校」を「政令で定める専修学校及び各種学校」に、「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第六項中「高等専門学校」の下に「並びに専修学校」を加える。

第十四條 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に關する法律(昭和三十九年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「又は」の下に「同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは」を加え、「政令で定める各種学校」を「政令で定める専修学校及び各種学校」に、「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第六項中「高等専門学校」の下に「並びに専修学校」を加える。

第十四條 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に關する法律(昭和三十九年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「又は」の下に「同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは」を加え、「政令で定める各種学校」を「政令で定める専修学校及び各種学校」に、「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第五項中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第六項中「高等専門学校」の下に「並びに専修学校」を加える。

第十五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三十二号ロ中「私立各種学校」を「私立専修学校及び私立各種学校」に改め、「学校教育法」の下に「第八十二条の二(専修学校)に規定する専修学校又は同法」を加える。

別表第一第一号の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十七條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十八條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第三号中「大学」の下に「専修学校」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十九條 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号を第五号とし、第三号の次に次の一號を加える。

四 専修学校 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。

第二十條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「各種学校」を「専修学校若しくは各種学校」に、「各種学校の」を「専修学校及び各種学校の」に改め、同項第五号中

「行ない」を「行い」に改める。

理由

学校教育法の施行状況等にかんがみ、新たに専修学校の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私立学校法等の一部を改正する法律案

私立学校法等の一部を改正する法律

(私立学校法の二部改正)

第一条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十一号)の一部を次のように改正する。
附則中第二十項を第二十五項とし、第十七項から第十九項までを五項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の五項を加える。

第四項第一号	その業務	当該学校の経営に関する業務
第四項第二号	予算が	当該学校の経営に関する予算が
第四項第三号	法令	又は法令
第七項	当該学校法人の役員が	当該学校の経営を担当する者(当該学校を設置する者が法人である場合にあっては当該学校の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該学校を設置する者が法人以外の者である場合にあっては当該学校を設置する者をいう)が
第八項	文部大臣	附則第十九項の規定による特別の会計について、文部大臣
第十項第一号	質問させ	当該学校の経営に関し質問させ

17 第四項第二号、第五号、第六号、第八号第一項、第九号第二項、第十一号及び第五十九

条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校(以下「学校法人立以外の私立の学校」という。)を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

18 学校法人立以外の私立の学校を設置する者に係る第五十九条の規定の適用については、同条中「所轄庁」とあるのは、「都道府県知事」と読み替え、同条のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

その帳簿

当該学校の経営に関する帳簿

19 学校法人立以外の私立の学校を設置する者

で第十七項の規定に基づき第五十九条第一項又は第三項の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る学校の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、第四十八条の規定を準用する。

20 前項の規定による特別の会計の経理に当たつては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

21 学校法人立以外の私立の学校を設置する者で第十七項の規定に基づき第五十九条第一項の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る学校が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。

(産業教育振興法の一部改正)
第二条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「学校法人」を「私立学校の設置者」に改め、「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加える。

(理科教育振興法の一部改正)
第三条 理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「学校法人」を「私立の学校の設置者」に改め、「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加える。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十

号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加え、同項後段を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除
(日本私学振興財団法の一部改正)
第五条 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。
(私立学校等の特例)
第七条 この法律(第二十号第一項第一号を除く。)において、私立学校には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定によりこれらの学校を設置する学校法人以外の者を含むものとし、その者については附則第十四条の規定の適用があるものとし、その適用については、同条第一項及び第三項中「所轄庁」とあるのは、「都道府県知事」とする。

附則
この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

理由
学校法人以外の者によつて設置された私立の学校の健全な発達を図るため、これに助成措置を講ずることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私立学校振興助成法案
私立学校振興助成法

(目的)

第一条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第二条第三項に規定する学校をいう。

4 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第四条に規定する所轄庁をいう。

(学校法人の責務)

第三条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基礎の強化を図り、その設置する学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(補助金の減額等)

第五条 国は、学校法人又は学校法人の設置する

大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
二 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合
三 在学している学生の数が学則に定めた収容定員に満たない場合

四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合
五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

第六条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が前条各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第四条第一項の規定による補助金を交付しないことができる。学校法人の設置する大学又は高等専門学校に、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していない学部又は学科(短期大学及び高等専門学校の学科に限る。)がある場合においては、当該学部又は学科に係る当該補助金についても、同様とする。

(補助金の増額)

第七条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第四条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(学校法人が行う学費の貸与の事業についての助成)

第八条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人がその設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学費の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすること

ができる。

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第九条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合に、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(その他の助成)

第十条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第四条、第八条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

(間接補助)

第十一条 国は、日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私学振興財団を通じて行うことができる。

(所轄庁の権限)

第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員を解職をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第十三条 所轄庁は、前条第二号から第四号までの規定による措置をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を与えるために通知するとともに、私立学校審議会、私立大学審議会又は高等専門学校審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事若しくは当該役員又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会に出席して弁明することができる。

2 前条第二号の規定による処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(書類の作成等)

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支計算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(税制上の優遇措置)

第十五条 国又は地方公共団体は、私立学校教育

の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置)

第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条が

第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により私立の盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する者(以下「学校法人以外の私立の学校の設置者」という。)を含むものとする。

2 学校法人以外の私立の学校の設置者に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条各号列記以外の部分	都道府県知事	
	所轄庁	都道府県知事
第十二条第一号	その業務 学校法人の関係者 質問させ その帳簿	当該学校の経営に関する業務 学校の経営に關係のある者 当該学校の経営に關し質問させ 当該学校の経営に關する帳簿
第十二条第二号	予算が	当該学校の経営に關する予算が
第十二条第三号	当該学校法人の役員	当該学校の経営を担当する者(当該学校を設置する者が法人である場合に於ては当該学校の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該学校を設置する者が法人以外の者である場合に於ては当該学校を設置する者をいう。)
第十二条第四号	法令 所轄庁 処分又は寄附行為	又は法令 都道府県知事 当該学校についての処分 当該学校に於ける当該学校の経営を担当する者の担当を解くべき旨(当該学校を設置する者が法人以外の者である場合に於ては、当該学校の経営に關する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨)
第十三条第一項	所轄庁 当該学校法人の理事 解職しようとする役員	都道府県知事 当該学校を設置する者(当該学校を設置する者が法人である場合に於ては、当該法人の代表者) 担当を解こうとする者
第十四条第一項	文部大臣	附則第二条第三項の規定による特別の会計について、 文部大臣

第十四条第二項 所轄庁 都道府県知事

3 学校法人以外の私立の学校の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る学校の経営に關する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4 前項の規定による特別の会計の経理に当たつては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

5 学校法人以外の私立の学校の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る学校が学校法人によつて設置されるように設置しなければならない。

(私立学校法の一部改正)

第三条 私立学校法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「高等学校の全日制の課程」を「高等学校の学科、全日制の課程」に、「大学の学部」を「大学の学部、学部の学科」に「並びに私立高等学校」を「並びに収容定員及び私立高等学校」に改める。

第三十条第一項第三号中「短期大学及び高等専門学校」を「短期大学及び高等専門学校(以下「専門学校」という。))」に改める。

第五十一条第三項中「第五十九条第一項の規定による」を削る。

第五十一条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の助成については、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第 号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

第五十九条を次のように改める。

(助成)

第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に關し必要な助成をすることができ、

第六十三条第一項を次のように改める。

所轄庁は、前二条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事に対して弁明の機会を与えるために通知するとともに、私立学校審議会、私立大学審議会又は高等専門学校審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会に出席して弁明することができ、

第六十三条第二項中「第五十九条第十項第三号又は」を削る。

附則第十八項から附則第二十一項までを削り、附則第二十二項を附則第十九項とし、附則第二十三項から附則第二十五項までを三項ずつ繰り上げ、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十三項から附則第十六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十二項の次に次の一項を加える。

13 文部大臣は、昭和五十六年三月三十一日までの間は、大学設置審議会及び私立大学審議会の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き、私立大学の設置、私立大学の学部又は学科の設置及び私立大学の収容定員の増加に係る学則の変更についての認可は、しないものとする。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際学校法人の設置する

高等学校に現に置かれている学科及び学校法人の設置する大学に現に置かれている学部、学科、専攻又は種別については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

第五條 この法律の施行前に附則第三條の規定による改正前の私立学校法（以下この条及び次条において「旧法」という。）附則第十七項の規定に基づき旧法第五十九條第一項の規定により補助金の交付を受けた者については、附則第二條第五項中「第一項の規定に基づき第九條又は第十條の規定」とあるのは「附則第三條の規定による改正前の私立学校法附則第十七項の規定に基づきその改正前の同法第五十九條第一項の規定」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第六條 この法律の施行前に旧法第五十九條の規定（旧法附則第十七項の規定に基づく旧法第五十九條の規定を含む。）によりした助成に關しては、前條に規定するものを除き、なお従前の例による。

（産業教育振興法の一部改正）

第七條 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八號）の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七號）第五十九條第二項から第七項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第 号）第十一條から第十三條まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二條第一項及び第二項」に改める。

（理科教育振興法の一部改正）

第八條 理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六號）の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七號）第五十九條第二項から第七項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第 号）第十一條から第十三條まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二條第一項及び第二項」に改める。

和五十年法律第 号）第十一條から第十三條まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二條第一項及び第二項」に改める。

（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正）

第九條 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八號）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七號）第五十九條第二項から第七項まで（助成）」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第 号）第十一條から第十三條まで（所轄庁の権限等）」に改める。

（私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律の一部改正）

第十條 私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律（昭和三十三年法律第十八號）の一部を次のように改正する。

第四條の見出し中「私立学校法」を「私立学校振興助成法」に改め、同条中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七號）第五十九條第二項、第四項、第五項及び第七項」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第 号）第十二條及び第十三條」に改める。

（スポーツ振興法の一部改正）

第十一條 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一號）の一部を次のように改正する。

第二十條第三項中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七號）第五十九條第二項から第七項まで」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第 号）第十一條から第十三條まで」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に關する法律の一部改正）

第十二條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に關する法律（昭和三十七年法律第五百十號）の一部を次のように改正する。

第十七條第三項中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七號）第五十九條第四項から第

七項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第 号）第十二條及び第十三條並びにこれらの規定に係る同法附則第二條第一項及び第二項」に改める。

（産業教育振興法等の一部改正に伴う経過措置）

第十三條 この法律の施行前に、附則第七條の規定による改正前の産業教育振興法第十九條の規定、附則第八條の規定による改正前の理科教育振興法第九條の規定、附則第九條の規定による改正前の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第九條の規定、附則第十條の規定による改正前の私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律第二條の規定、附則第十一條の規定による改正前のスポーツ振興法第二十條の規定又は前條の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に關する法律第十七條の規定により、学校法人又は学校法人以外の私立の学校の設置者に対してした補助に關しては、なお従前の例による。

（日本私学振興財団法の一部改正）

第十四條 日本私学振興財団法人の一部を次のように改正する。

附則第十四條第四項を削る。

理由

学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約千百億円の見込みである。

